

こども・若者が自分らしく成長できるまち はんのう

飯能市こども計画



令和7年3月

飯能市

こども・若者が自分らしく成長できるまち はんのう

このたび、本市の未来を担うこども・若者が心豊かに、自分らしく成長できる社会を目指すため、「飯能市こども計画」を策定しました。

こども・若者を取り巻く国の施策としては、令和5年4月に「こども基本法」が施行され、こども家庭庁が創設、同年12月には「こどもまんなか社会」を基本理念とする「こども大綱」が閣議設定され、すべてのこども・若者が自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会を目指すとしています。



本市では、人口の減少や人口構造の変化、急速な少子化の進行など、こども・若者を取り巻く環境の変化が見受けられる社会状況ですが、近年においては、0歳から19歳までのこども・若者の転入者が、転出者を上回る状況となっております。一方では、社会状況の変化に伴い、子育て当事者のライフスタイルが多様化しており、子育てについての不安や悩みを抱える保護者は増加しています。

このような中、本市では「こども・若者が自分らしく成長できるまち はんのう」を基本理念とする「飯能市こども計画」を策定し、切れ目のない子育て支援を図るとともに、一人ひとりのこども・若者が自分らしく、心豊かに成長できるよう地域全体で支え、こども・若者文化を醸成するまちづくりを推進してまいります。

引き続きこども・若者や、市民の皆様との対話を重ね、こども・若者が自分らしく成長できる社会の実現を目指す施策に全力で取り組んでまいりますので、皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査やヒアリング調査、パブリックコメントにて多くの貴重なご意見、ご提案をいただきました市民、関係機関、関係団体及び事業者の皆様をはじめ、熱心なご審議をいただきました飯能市児童福祉審議会委員の皆様のご尽力に、心から厚く感謝申し上げ、あいさつといたします。

令和7年3月

飯能市長 **新井重治**

- 目次 -

第1章 計画策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置付け・期間	3
3 計画の策定体制	6
第2章 飯能市の現状と今後の課題	7
第1節 人口及び就労等の状況.....	8
1 人口及び世帯数	8
2 就労の状況.....	13
第2節 アンケート調査の主な結果.....	14
1 調査の概要.....	14
2 就学前児童保護者調査	15
3 小学生保護者調査.....	20
4 小学生の生活に関する調査	24
5 中学生の生活に関する調査	32
6 若者の生活に関する調査.....	40
7 ひとり親世帯等アンケート	44
第3節 ヒアリング調査等の結果.....	46
1 ヒアリング調査等の概要.....	46
2 小・中学生ヒアリング・高校生ワークショップ	47
3 関係機関・団体等ヒアリング	49
第4節 第2次計画の主な実績等	51
1 第2次計画の主な実績	51
2 教育・保育の見込み量に対する実績値.....	54
3 地域子ども・子育て支援事業	56
第5節 今後の課題	63
第3章 計画の基本的な考え方	67
1 基本理念	68
2 計画の視点.....	69
3 基本目標及び基本施策	70
第4章 こども施策の展開	73
施策の一覧	74
成果指標.....	76
基本目標1 こども・若者が大切にされ、豊かに育つまちづくり	78
1-1 こども・若者による意見表明・社会参画の促進.....	78
1-2 「こどもの権利」の普及と権利を守る取組.....	80
1-3 多様な学びや体験機会の充実.....	82

1-4	一人ひとりのこども・若者に応じた相談支援の充実	86
1-5	児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援.....	89
基本目標 2 こどもが健やかに育つ環境づくり		92
2-1	こども家庭センターを中心とした支援の充実	92
2-2	多様なニーズに応える保育の充実	99
2-3	配慮を要する家庭への支援の充実	102
2-4	子育てと仕事を両立しやすい環境づくり	105
基本目標 3 こども・若者を社会全体で応援する地域づくり		107
3-1	こども・若者をまんなかに据える地域づくりの推進	107
3-2	こども・若者が集える居場所の充実.....	109
3-3	こども・若者が育つ安心・安全な環境づくり	111
第 5 章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業における量の見込みと確保方策		115
1	教育・保育及び地域子育て支援事業について	116
2	こどもの人数の推計	116
3	教育・保育における量の見込みと確保の方策.....	117
4	地域子ども・子育て支援事業における量の見込みと確保の方策.....	123
第 6 章 計画推進のために.....		135
1	計画の進行管理	136
2	計画の推進体制	137
3	市民及びこども・若者への周知.....	137

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

本市は、平成27年3月に飯能市子ども・子育て支援事業計画（第1期）及び飯能市次世代育成支援行動計画（第3期）を「飯能市子ども・子育てワクワクプラン」（以下、「第1次計画」という。）として一体的に策定しました。その後、令和2年3月に第1次計画を更新し「第2次飯能市子ども・子育てワクワクプラン※」（以下、「第2次計画」という。）を策定し、こども・子育てに関する施策を総合的に推進してきました。

こうした中、令和5年4月に「こども基本法」が施行され、こども家庭庁が創設、同年12月には「こどもまんなか社会」を基本理念とする「こども大綱」が閣議決定されました。「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会のことです。

現在、本市においても子育て当事者の就業率の高まりとともに、就労状況や生活スタイルの多様化に伴い、保育ニーズは増加・多様化しています。また、核家族世帯の増加や新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により、子育てについての不安や悩みを抱える保護者は増加しています。このことから、安心して子育てができるよう妊娠期からの継続的な支援を充実するとともに、こども・若者が自分らしく成長できるまちづくりを進める必要があります。

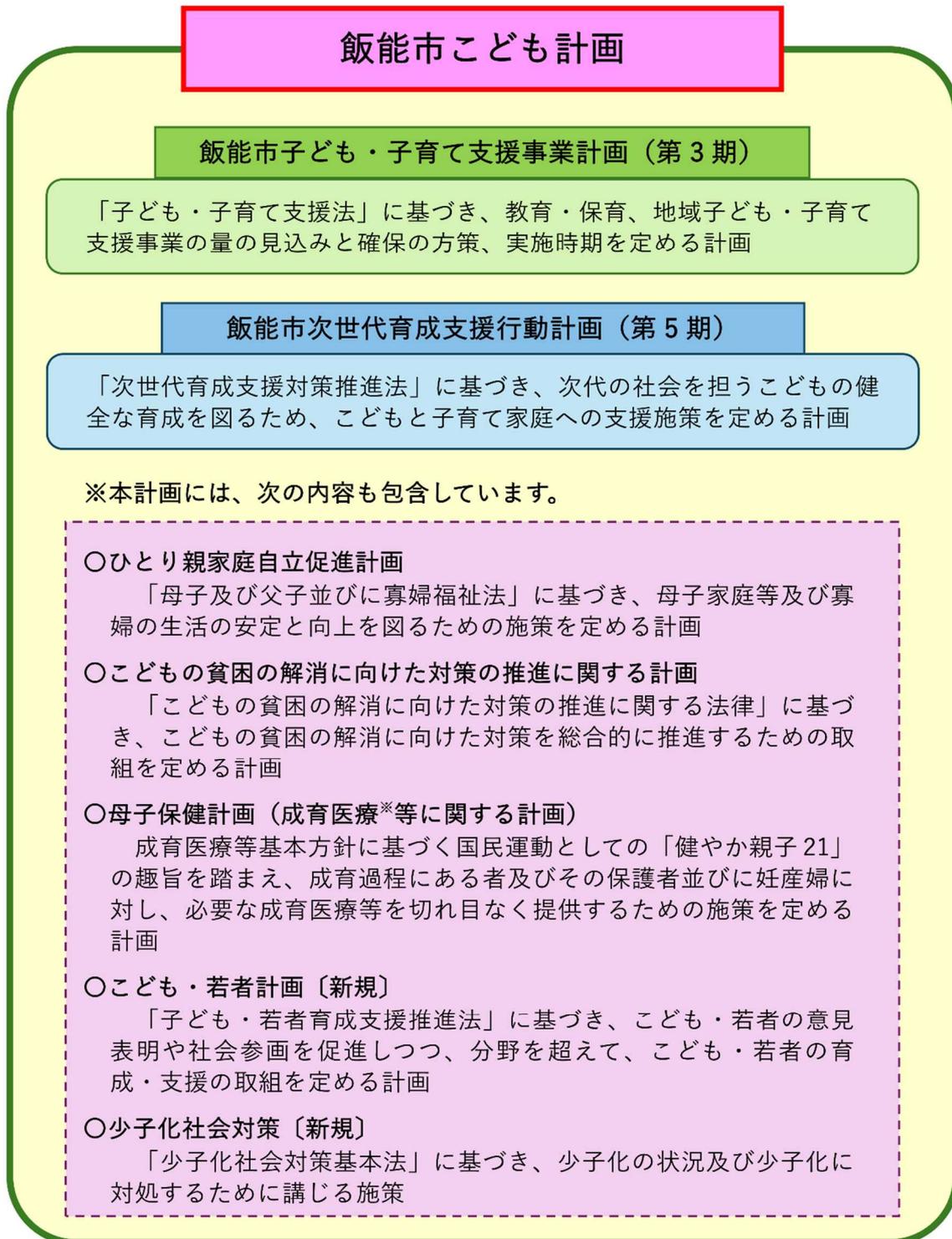
このような社会背景を踏まえ、第2次計画を更新し、妊娠期からの継続的な支援とともに、こどもを権利の主体として尊重し、こども・若者対策について網羅した飯能市こども計画（以下、「本計画」という。）として策定するものです。

※ 「第2次飯能市子ども・子育てワクワクプラン」は、飯能市子ども・子育て支援事業計画（第2期）及び飯能市次世代育成支援行動計画（第4期）を一体的に策定した計画で、飯能市ひとり親家庭自立促進計画、飯能市子どもの貧困対策に関する計画、飯能市母子保健計画を包含します。

2 計画の位置付け・期間

(1) 法的根拠

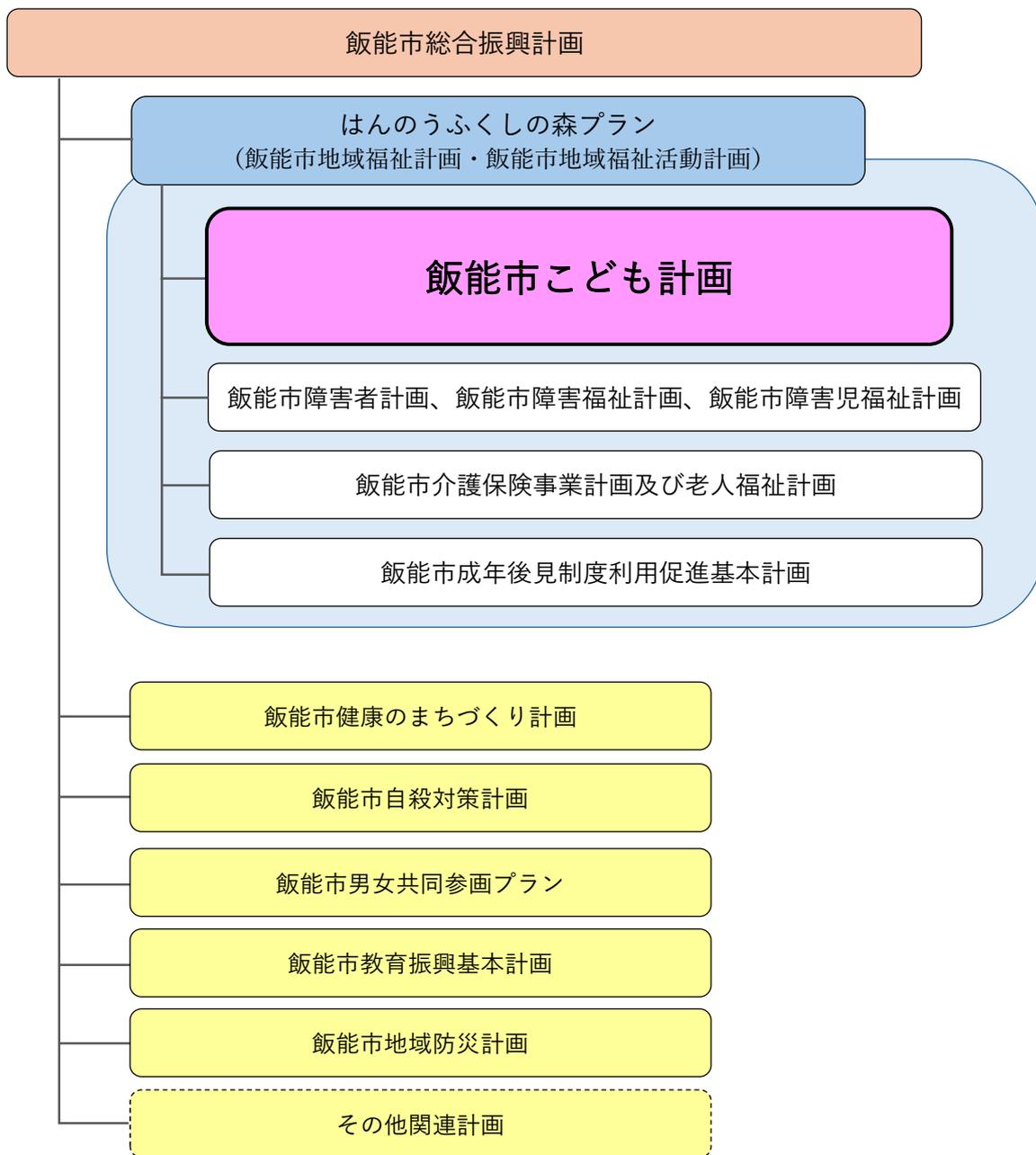
本計画は、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」として、こども基本法の基本理念を踏まえ策定します。また、こども施策の基本方針を定めた国の「こども大綱」及び埼玉県の「埼玉県こども・若者計画」を勘案し策定しました。



* 「成育医療」とは、胎児に始まり、新生児・小児・思春期を経て、次の世代を生き育てる成人世代までの一連の過程における、身体的・精神的問題を扱う医療のことです。

(2) 主な関連計画等との整合性

本計画は、市の最上位計画である「飯能市総合振興計画」及び福祉の各分野における上位計画である「はんのうふくしの森プラン」の分野別計画として、福祉の各計画やその他関連する計画と整合性を図りながら策定しました。



(3) 計画の期間

本計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。

年度		令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	
飯能市総合 振興計画	基本構想	第5次			第6次（予定）				
	基本計画	第5次後期			第6次前期（予定）				
はんのうふくしの森 プラン		第3次	第4次						
飯能市こども計画		第2次飯能市 子ども・子育て ワクワクプラン		本計画（令和7年度～11年度）					
飯能市障害者計画		第4次	第5次						
飯能市障害福祉計画		第6期	第7期		第8期（予定）				
飯能市障害児福祉計画		第2期	第3期		第4期（予定）				
飯能市介護保険事業計 画及び老人福祉計画		第8期	第9期		第10期（予定）				
飯能市成年後見制度利 用促進基本計画		第1次			第2次（予定）				
飯能市健康のまちづく り計画		第2次	第3次						
飯能市自殺対策計画		第1次	第2次						
飯能市男女共同参画 プラン		第6次				第7次（予定）			
飯能市教育振興基本 計画		第3期			第4期（予定）				
飯能市地域防災計画		※必要に応じて修正							

(4) 計画の対象

本計画の対象は、こども※、家庭、地域、企業、行政など全ての個人及び団体とします。

※こども基本法では「心身の発達の過程にある者をいう」とされていることから、本計画の対象となるこどもについては一定の年齢上限は定めません。

3 計画の策定体制

①飯能市児童福祉審議会

児童福祉に係る学識経験者及び知識経験者で構成する飯能市児童福祉審議会を開催し、本計画に盛り込むべき内容について審議を行いました。

②飯能市こども計画策定庁内検討会議

児童福祉に関わる部課長など 23 人の職員で構成する飯能市こども計画策定庁内検討会議で、計画の原案について内容の検討及び提案を行いました。

第2章 飯能市の現状と今後の課題

第1節 人口及び就労等の状況

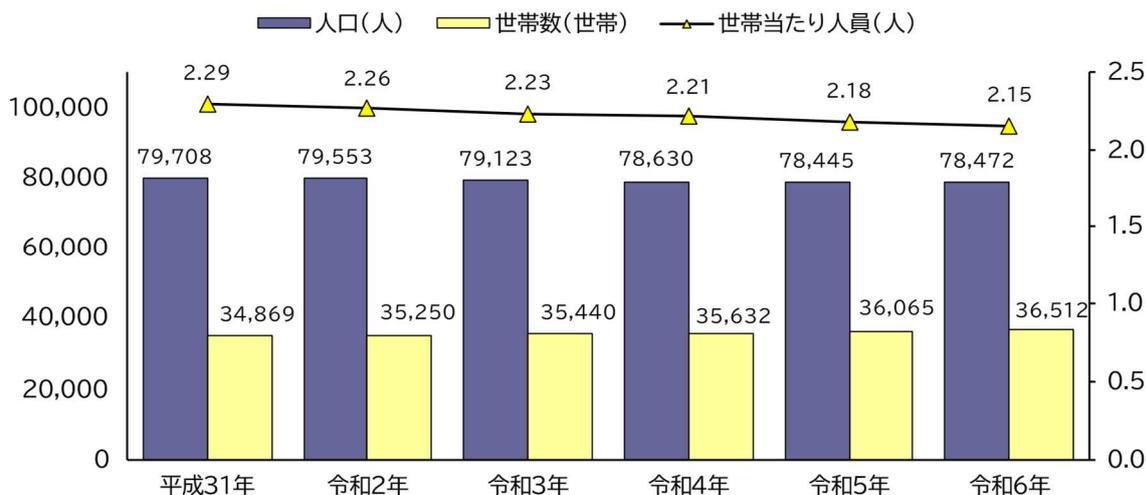
1 人口及び世帯数

(1) 人口の状況

①総人口及び世帯数の推移

総人口は平成31年から令和5年にかけて緩やかに減少しながら推移していましたが、令和6年には増加に転じています。一方、世帯数は増加傾向にあり、その結果、世帯当たり人員は減少傾向となっています。

■総人口及び世帯数の推移（各年1月1日）

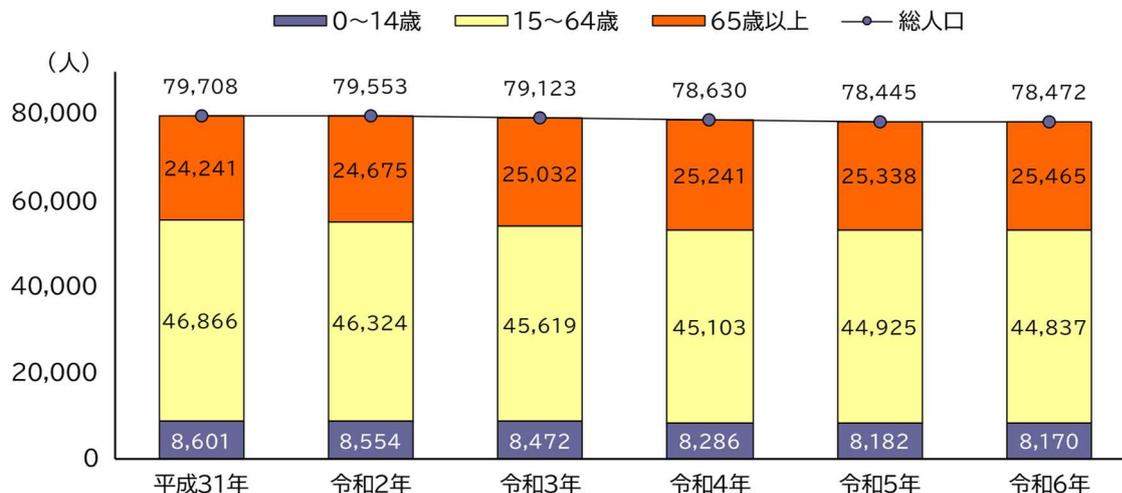


資料：埼玉県町（丁）字別人口

②年齢別人口の推移

総人口の推移を年齢別にみると、65歳以上人口は増加傾向にあるのに対し、0～14歳及び15～64歳は減少傾向にあります。

■年齢別人口の推移（各年1月1日現在）



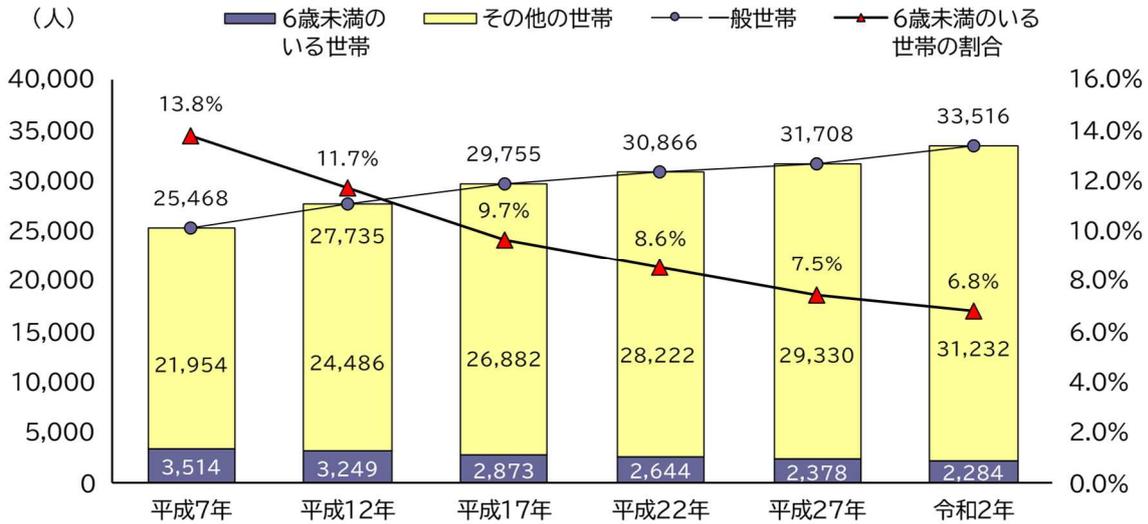
資料：埼玉県町（丁）字別人口

(2) こどものいる世帯の状況

① 6歳未満児童のいる世帯数の推移

本市の一般世帯数は増加傾向にあるものの、6歳未満児童のいる世帯数は減少傾向にあります。その結果、6歳未満児童のいる世帯の割合は大きく減少しています。

■ 6歳未満児童のいる世帯数の推移（各年10月1日現在）

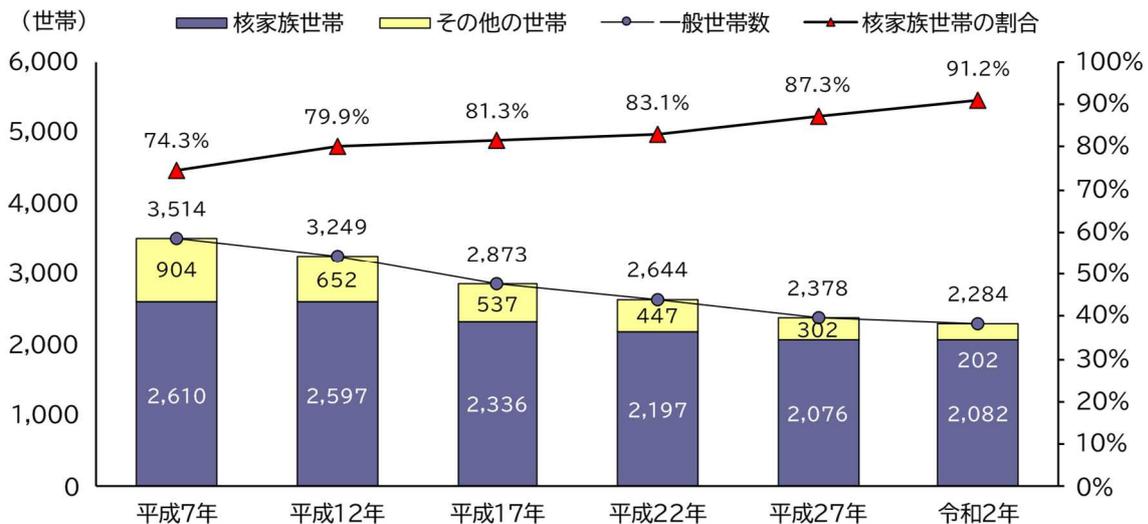


資料：国勢調査

② 核家族世帯数の推移

6歳未満児童のいる世帯のうち、核家族世帯数は緩やかに減少しています。しかしながら、6歳未満児童のいる世帯数が減少するペースの方が速いため、核家族化世帯が占める割合は相対的に高まり、核家族化が進行しています。

■ 6歳未満児童のいる世帯における核家族世帯数の推移（各年10月1日現在）

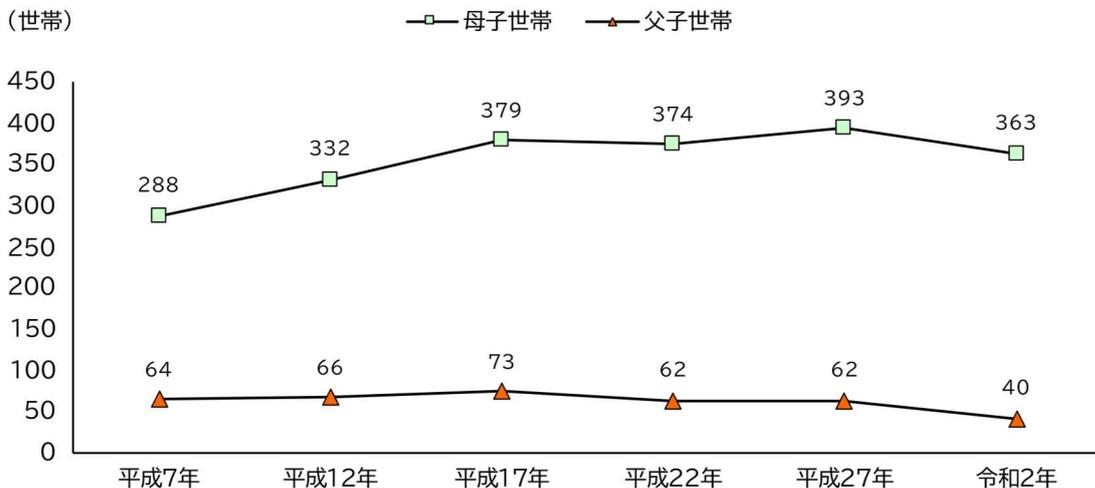


資料：埼玉県保健統計年報

③ひとり親世帯数の推移

平成17年以降、母子世帯数は横ばいで推移しており、父子世帯数は減少傾向にあります。

■ひとり親世帯数の推移（各年10月1日現在）



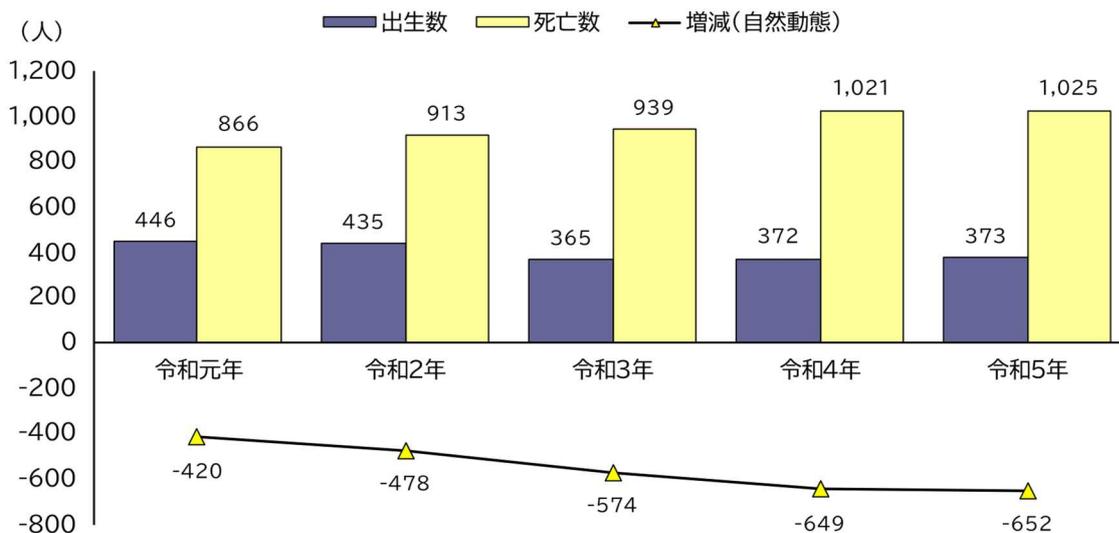
資料：国勢調査

(4) 自然動態及び社会動態

①出生数及び死亡数の推移

出生数は令和2年から令和3年にかけて減少し、その後は横ばいで推移しています。死亡数は増加傾向にあり、その結果、増減（自然動態）はマイナスで推移し、減少幅は年々拡大しています。

■出生数及び死亡数の推移

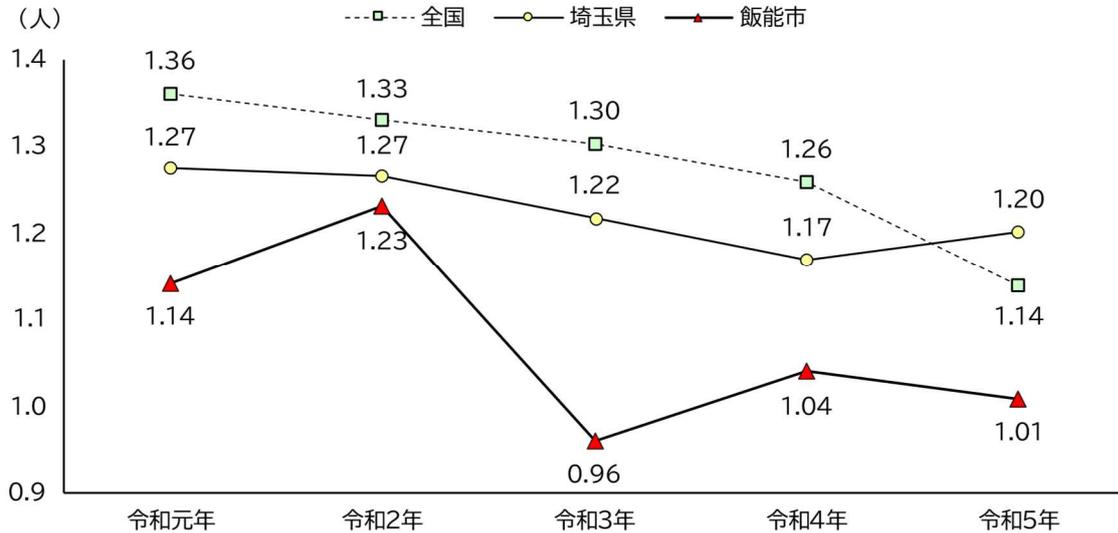


資料：統計はんのう

②合計特殊出生率※

合計特殊出生率は、国及び埼玉県に比べて低い水準で推移し、増減しながら低下する傾向にあります。

■合計特殊出生率

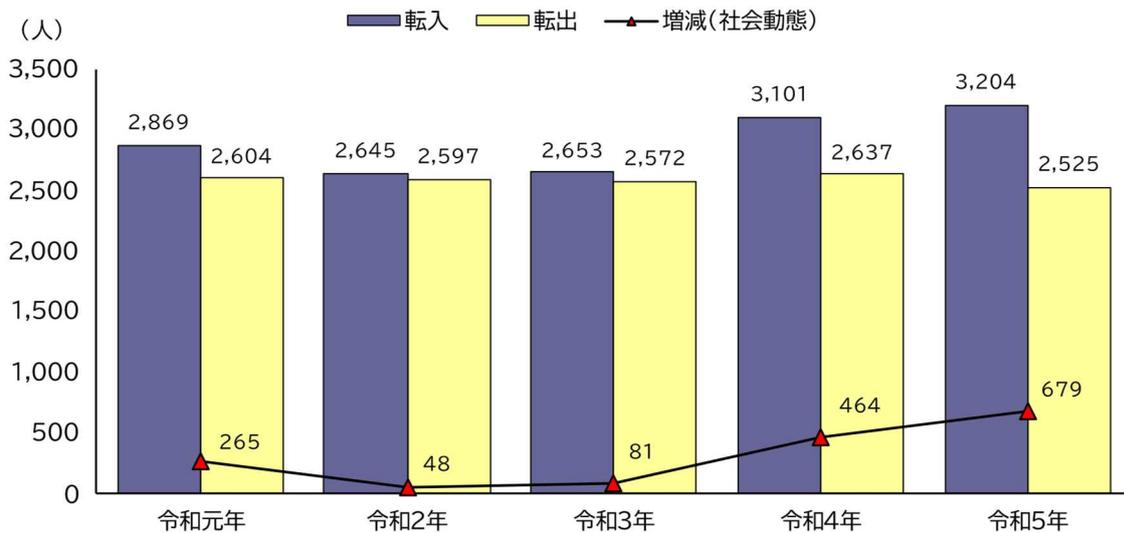


資料：埼玉県保健統計年報

③転入数及び転出数の推移

転入数は令和元年から令和2年にかけて減少しましたが、令和4年以降増加に転じています。転出数は2,500人～2,600人の間で増減しながら推移しています。

■転入数及び転出数の推移

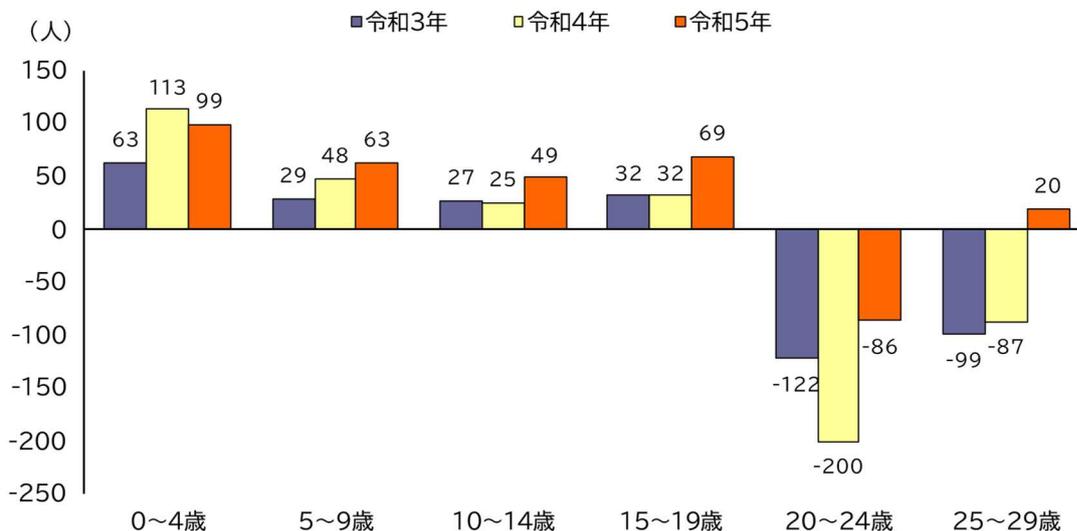


※「合計特殊出生率」とは、女性の各年齢別出生率を合計した数値のことで、その年次の年齢別出生状態を1人の女性の生涯に当てはめ、一生の間に生むこどもの平均人数を理論的に表した率のことです。合計特殊出生率が2.07を割り込むと人口は減少します。

④こども・若者の転入超過数の推移

0歳から19歳までは転入超過の状態にあり、特に0～4歳の転入超過数が大きくなっています。20歳から29歳は転入超過数がマイナスであり、転出超過が多いことを示しています。

■こども・若者の年齢別転入超過数の推移



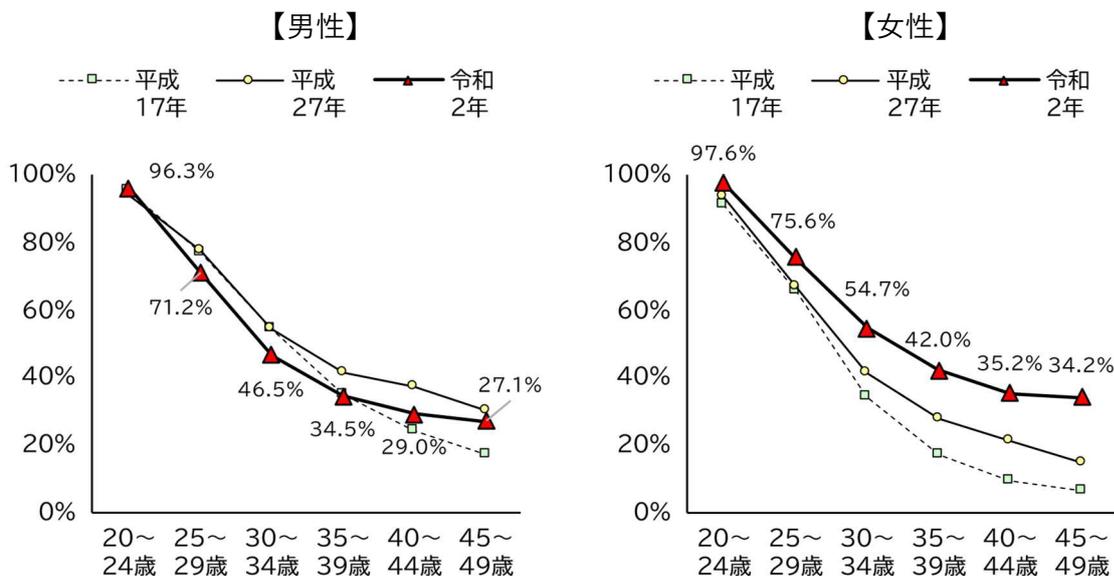
資料：住民基本台帳人口移動報告（総務省）

(5) 婚姻の状況

①婚姻の状況

男性は25歳以上の各年齢層で平成27年に比べて未婚率が減少していますが、女性は平成27年に比べて増加しています。

■男女別年齢別未婚率の推移（各年10月1日現在）



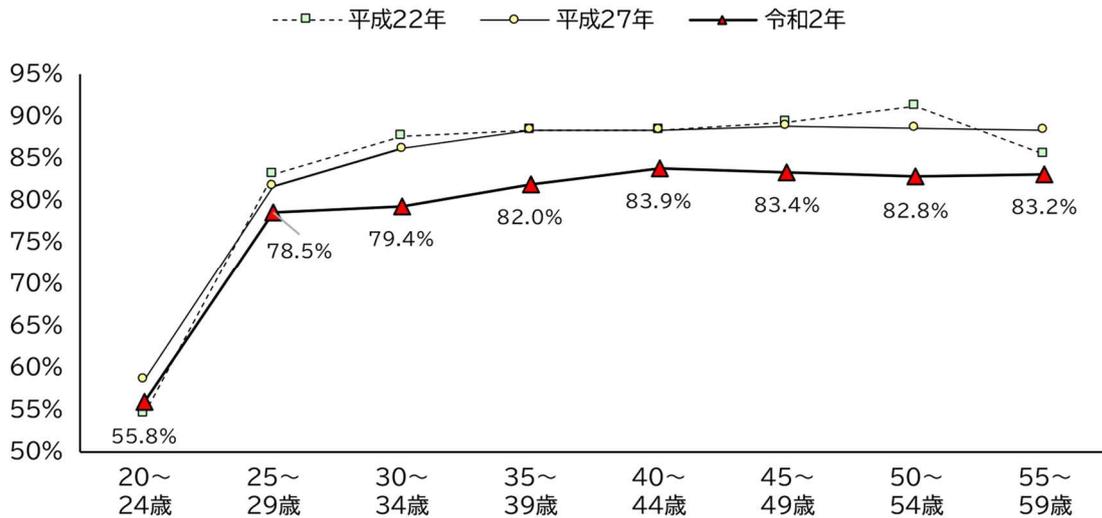
資料：国勢調査

2 就労の状況

男性の年齢別就業率は25歳以上の各年齢層で平成27年に比べて低下しています。女性の年齢別就業率は30歳～34歳及び45～49歳において平成22年から平成27年にかけて上昇したものの、平成27年から令和2年にかけて低下しています。

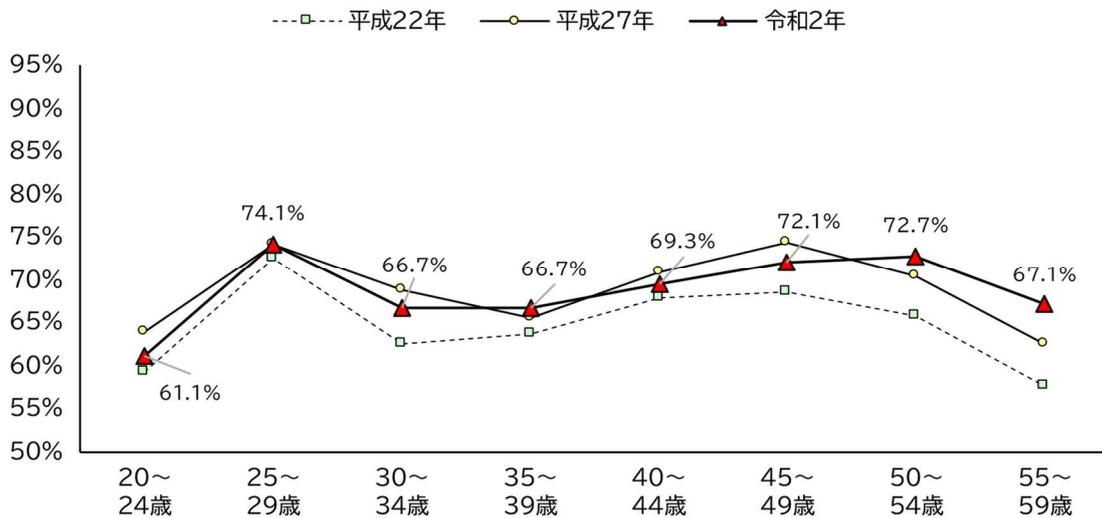
■性別年齢別就業率（令和2年10月1日現在）

【男性】



資料：国勢調査

【女性】



資料：国勢調査

第2節 アンケート調査の主な結果

1 調査の概要

教育・保育サービスにかかるニーズや子育てに関する保護者等の意識を把握し、課題を抽出するため、①就学前児童保護者調査及び②小学生保護者調査を実施しました。また、こども・若者の意識や生活、要望等を把握するため、③小学生の生活に関する調査、④中学生の生活に関する調査及び⑤若者の意識と生活に関する調査を実施しました。

さらに、ひとり親世帯等への支援施策や地域における多様な居場所づくりを進める上での基礎資料とするため、⑥ひとり親世帯等アンケートを実施しました。

■調査名及び対象者

調査名	調査対象	調査方法
①就学前児童保護者調査	市内在住の就学前児童の保護者	1) 幼稚園、保育所（園）利用者は各施設において配布・回収 2) 上記以外は地域子育て支援拠点における配布・回収又は無作為抽出による郵送配布・郵送回収
②小学生保護者調査	市内在住の小学 1～4、6 年生の保護者	市立小学校において配布・回収
③小学生の生活に関する調査	市立小学校 12 校から、各校における小学5年生のクラスを抽出	同上
④中学生の生活に関する調査	市立中学校7校から、各校における中学2年生のクラスを抽出	市立中学校において配布・回収
⑤若者の意識と生活に関する調査〔新規〕※	市内の高校、大学に通う生徒・学生	ウェブ調査
⑥ひとり親世帯等アンケート〔新規〕※	児童扶養手当受給者等	同上

※〔新規〕は、前回調査では実施しておらず、今回新たに実施した調査であることを示しています。

■実施時期、対象者数及び回収率等

調査名	実施時期	対象数	回収数	回収率
①就学前児童保護者調査	令和6年 1月～2月	906人	569人	62.8%
②小学生保護者調査		514人	412人	80.2%
③小学生の生活に関する調査		339人	317人	93.5%
④中学生の生活に関する調査		267人	243人	91.0%
⑤若者の意識と生活に関する調査〔新規〕※	令和6年4月	—	787人	—
⑥ひとり親世帯等アンケート〔新規〕※	令和6年8月～	—	24人	—

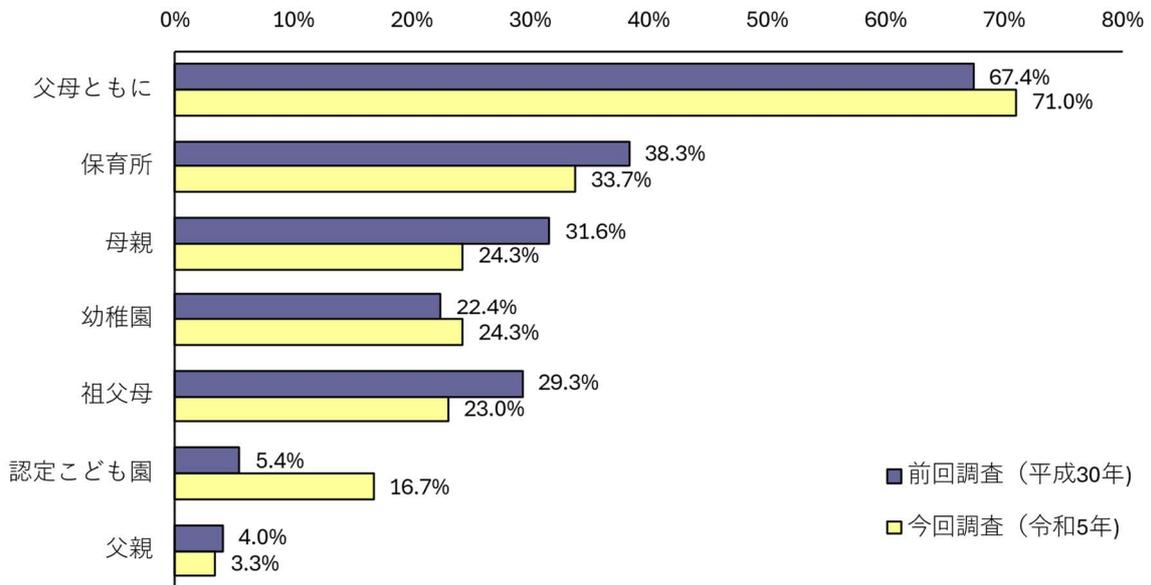
※⑤及び⑥はウェブ調査による回答の募集を含むため、対象数は特定できません。

※〔新規〕は、前回調査では実施しておらず、今回新たに実施した調査であることを示しています。

2 就学前児童保護者調査

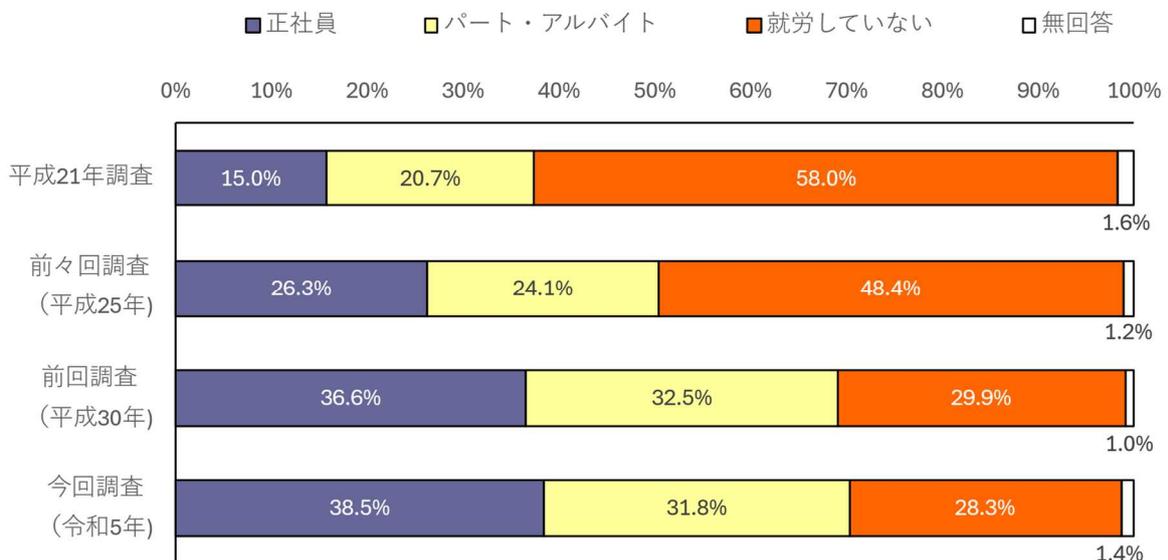
(1) 子育てに日常的に関わっている人や施設

今回調査（令和5年）は前回調査（平成30年）に比べて「父母ともに」及び「認定こども園」の割合が高く、「保育所」、「母親」及び「祖父母」の割合が低くなっています。



(2) 母親の就労状況

平成21年調査から前回調査（平成30年）にかけて「正社員」及び「パート・アルバイト」の割合が高くなりましたが、その後は横ばいで推移しています。

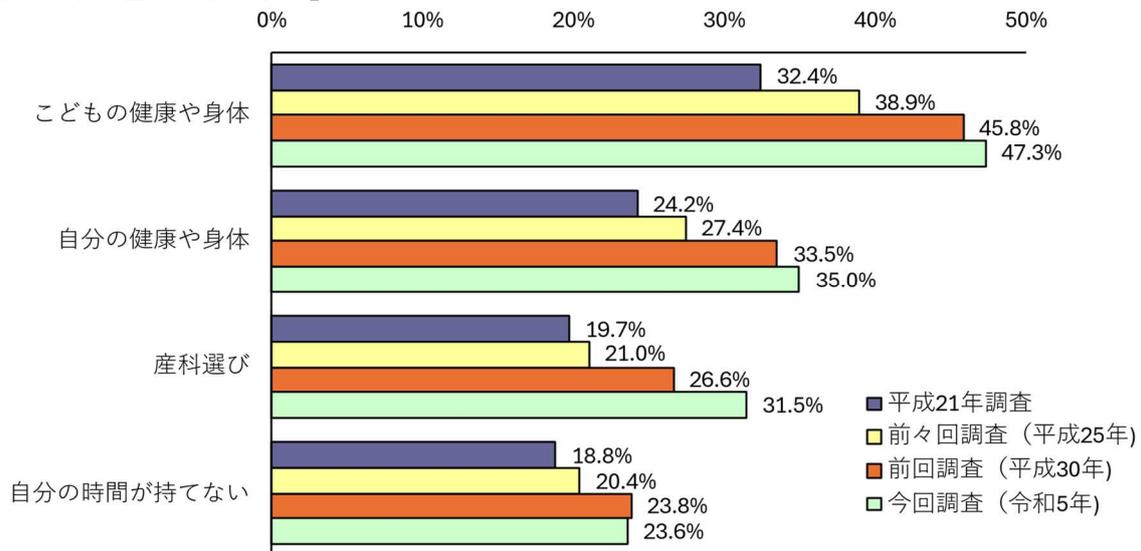


(3) 子育てについて困ったことや悩んだこと

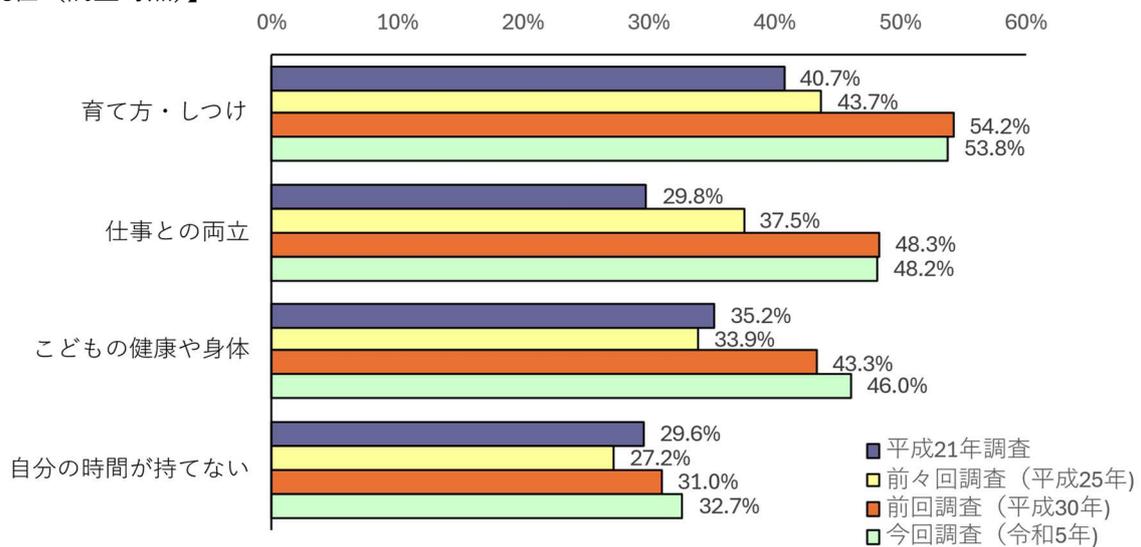
妊娠中から産後1か月までは「こどもの健康や身体」、「自分の健康や身体」及び「産科選び」の割合が高くなる傾向がみられます。

現在（調査時点）は「育て方・しつけ」及び「仕事との両立」が平成21年調査から前回調査（平成30年）にかけて高くなったものの、その後は横ばいで推移しています。

【妊娠中から産後1か月まで】

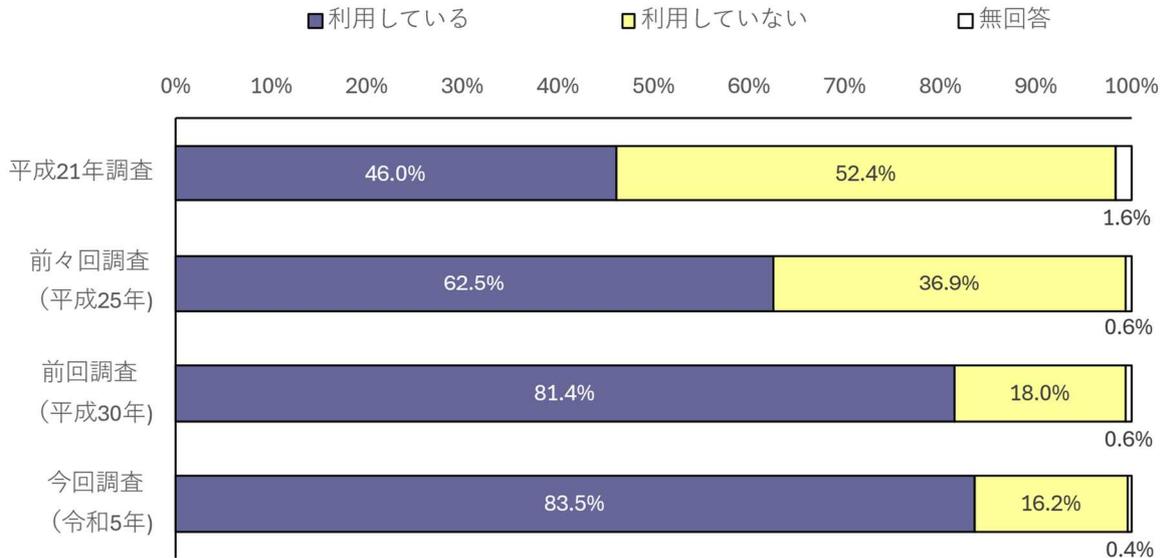


【現在（調査時点）】



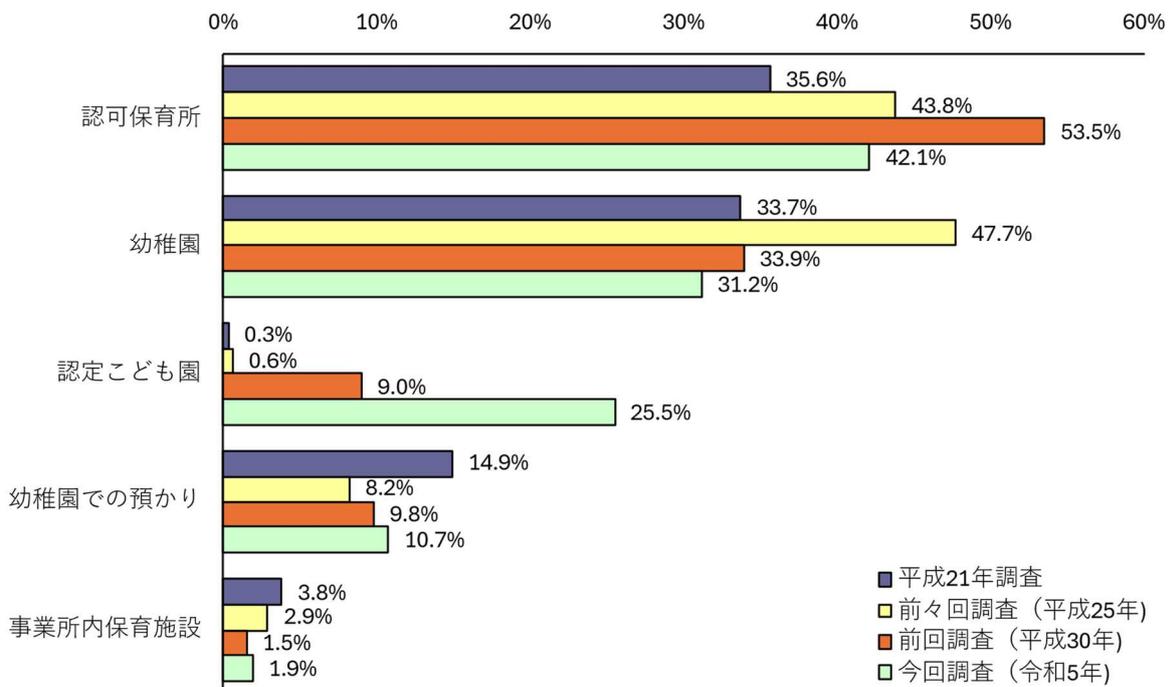
(4) 保育事業の利用の有無

平成21年調査から前回調査（平成30年）にかけて「利用している」の割合が高くなりましたが、その後は横ばいで推移しています。



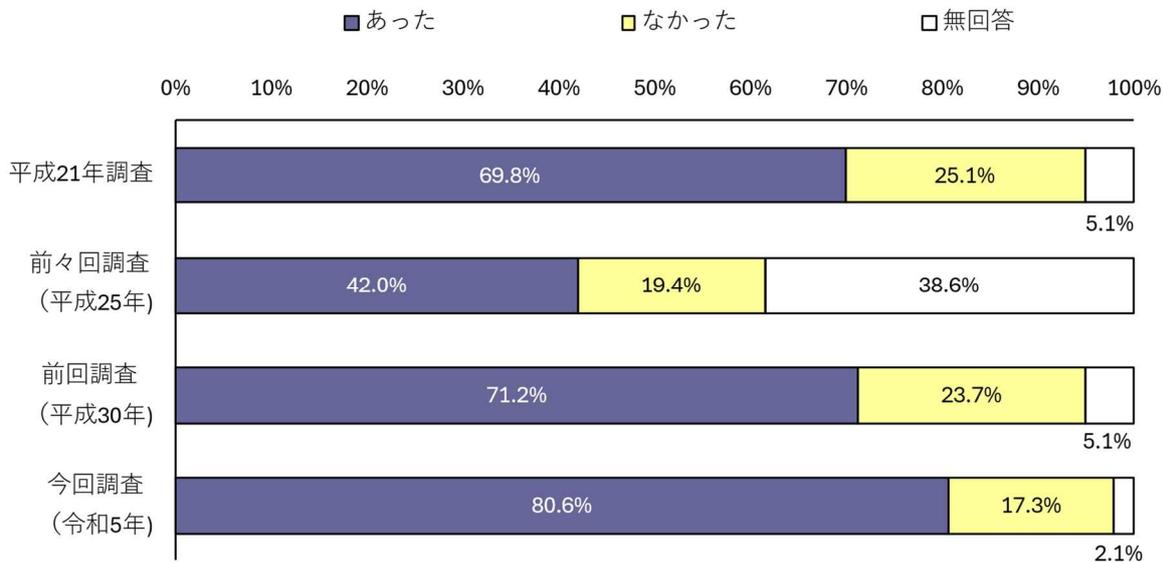
(5) 利用している事業の種類

前回調査（平成30年）から今回調査（令和5年）にかけて「認可保育所」の割合が低く、「認定こども園」の割合が高くなっています。また、前々回調査（平成25年）から前回調査（平成30年）にかけて「幼稚園」の割合が低くなっています。



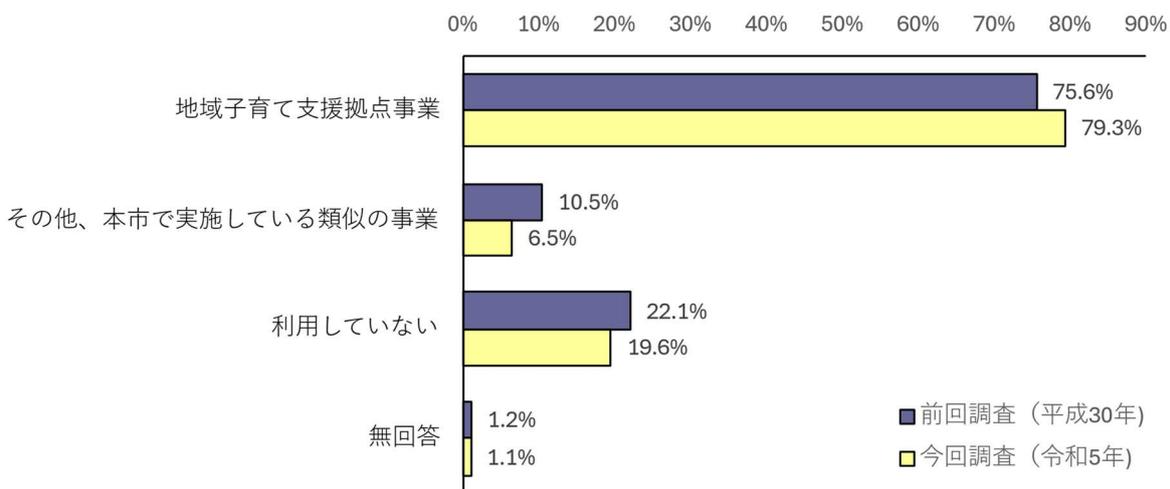
(6) こどもの病気やケガで通常の事業が利用できなかった経験の有無

前回調査（平成30年）から今回調査（令和5年）にかけて「あった」の割合が高くなっています。



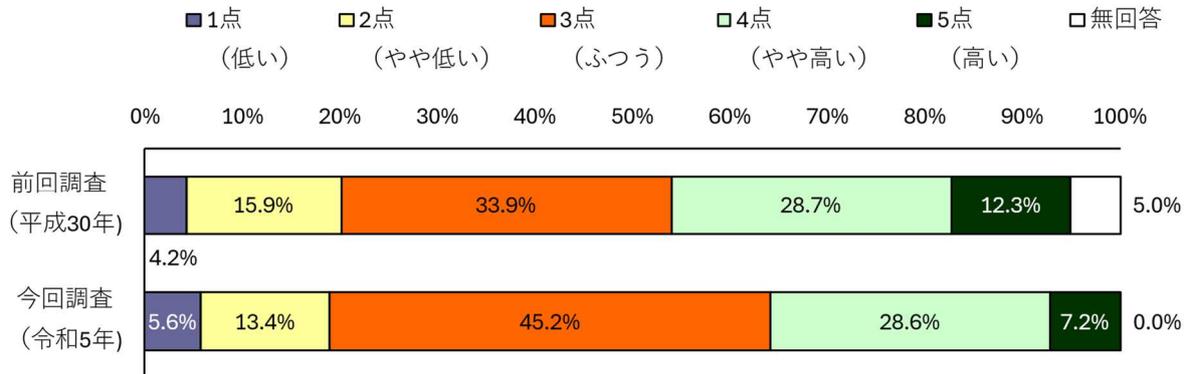
(7) 地域子育て支援事業の利用状況

定期的な教育・保育事業の利用の有無において、「利用していない」と回答した人について、地域子育て支援事業の利用状況について調べたところ、今回調査（令和5年）で地域子育て支援拠点事業を利用している人は79.3%であり、前回調査（平成30年）に比べて高くなっています。



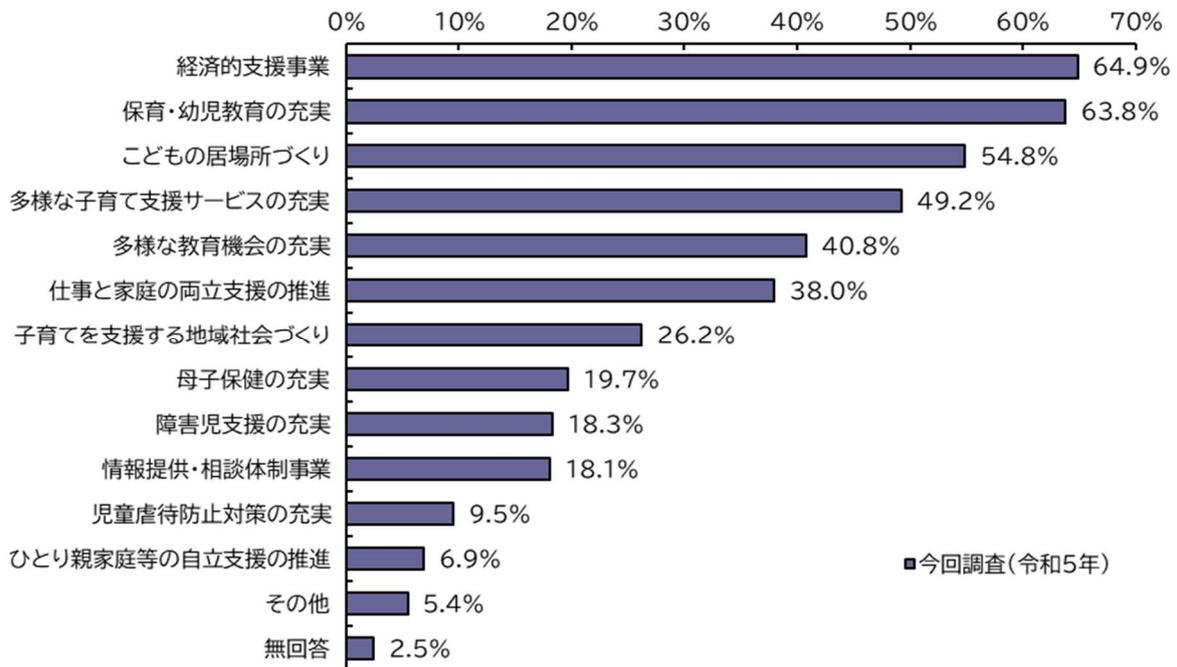
(8) 子育て環境の満足度

前回調査（平成30年）から今回調査にかけて「5点（高い）」の割合が低く、「3点（ふつう）」の割合が高くなっています。



(9) 今後の重点施策

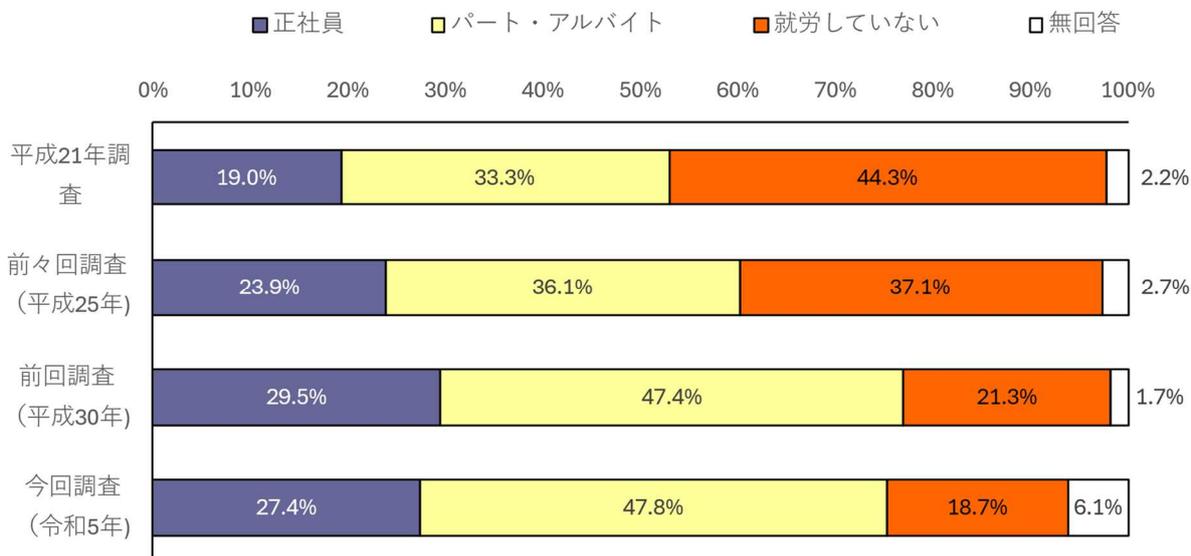
今後の重点施策については、「経済的支援事業」が64.9%で最も多く、次いで「保育・幼児教育の充実」が63.8%、「こどもの居場所づくり」が54.8%が続いています。



3 小学生保護者調査

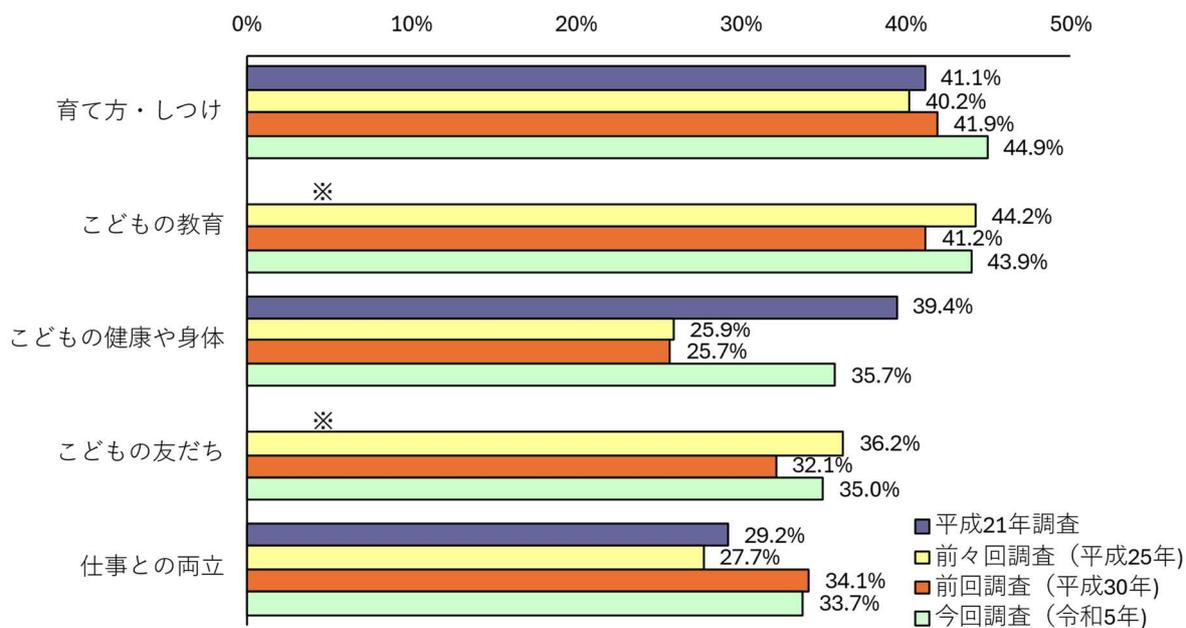
(1) 母親の就労状況

平成21年調査から前回調査（平成30年）にかけて「正社員」及び「パート・アルバイト」の割合が高くなりましたが、その後は横ばいで推移しています。



(2) 子育てで困っていること

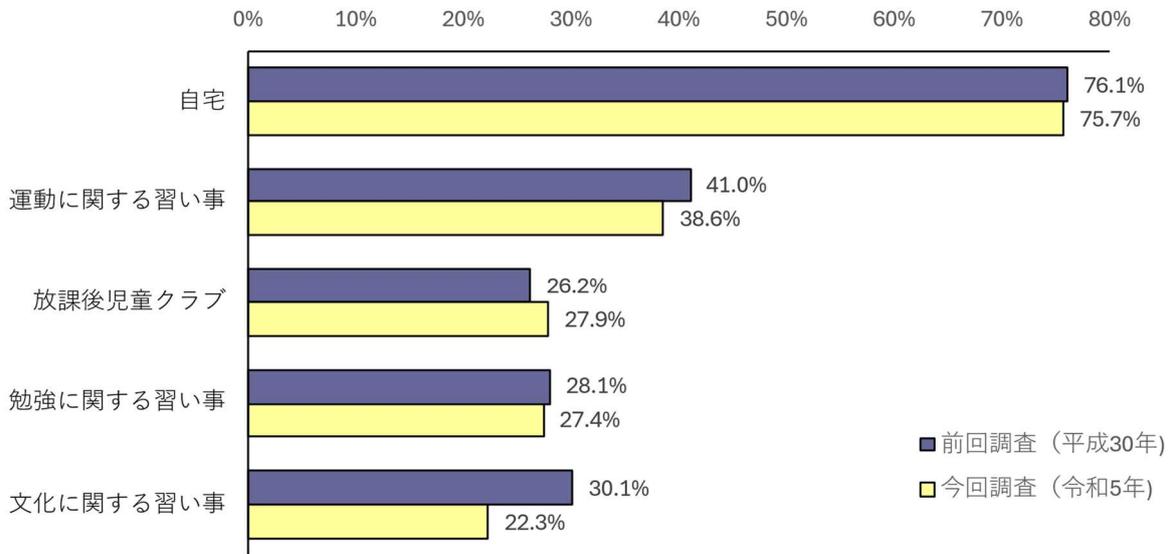
前回調査（平成30年）から今回調査（令和5年）に「こどもの健康や身体」の割合が高くなっています。



※平成21年調査では「こどもの教育」及び「こどもの友だち」は調査していません。

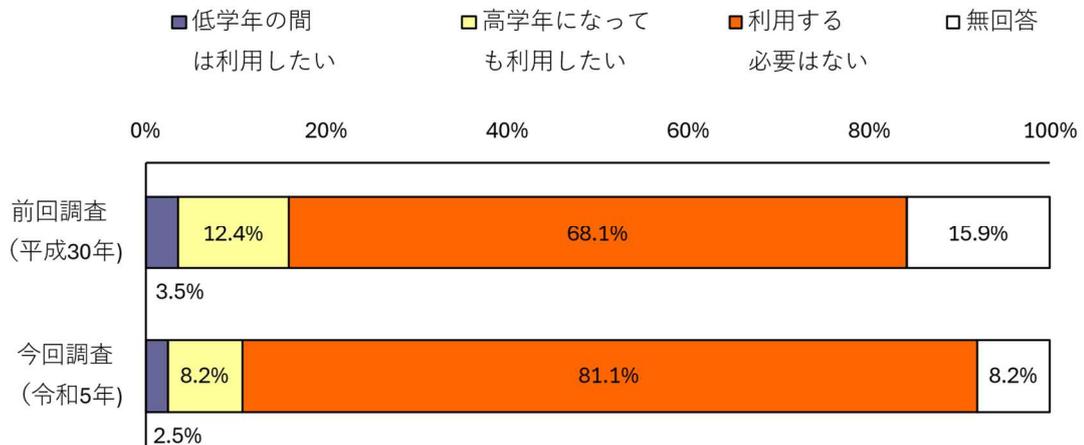
(3) 放課後の過ごし方

前回調査（平成30年）に比べて「文化に関する習い事」の割合が低くなっています。



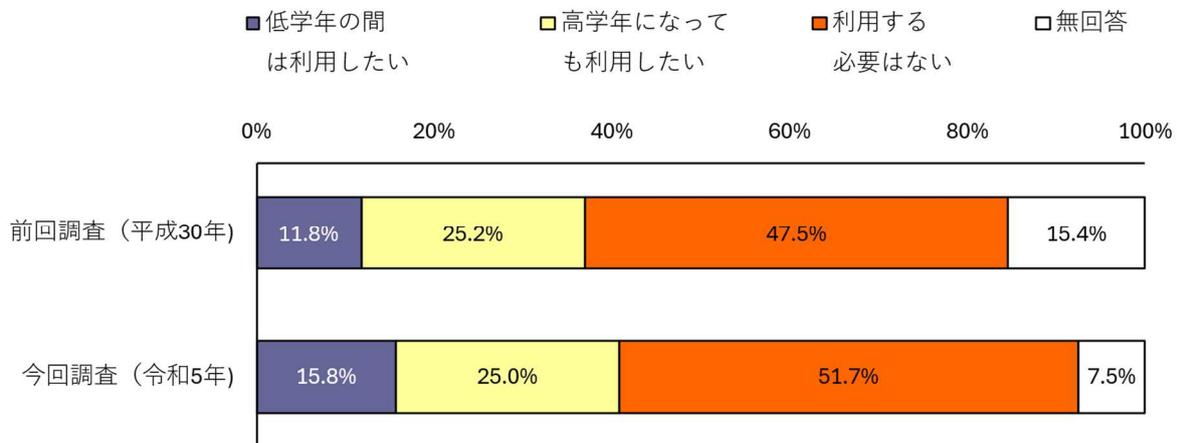
(4) 日曜日・祝日の放課後児童クラブの利用意向

前回調査（平成30年）から今回調査（令和5年）にかけて「高学年になっても利用したい」の割合が低くなっています。



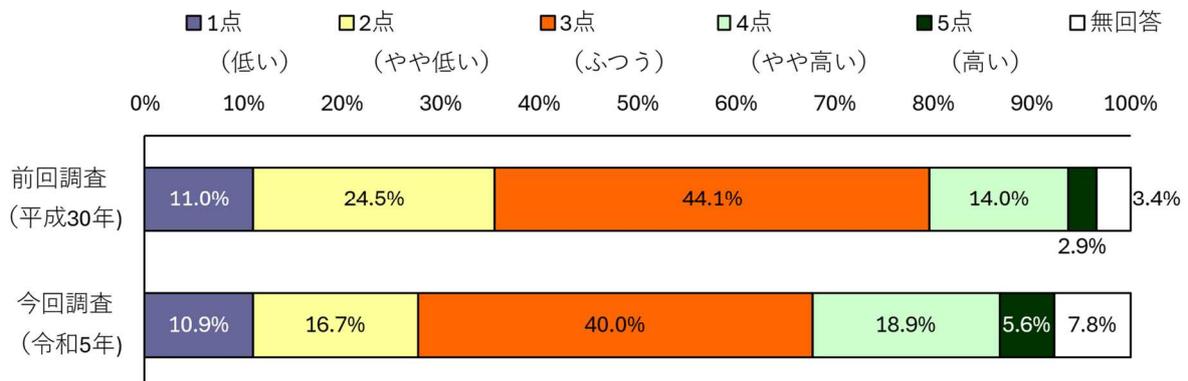
(5) 長期休業期間中の放課後児童クラブの利用希望

前回調査（平成30年）から今回調査（令和5年）にかけて「低学年の間は利用したい」の割合が高くなっています。



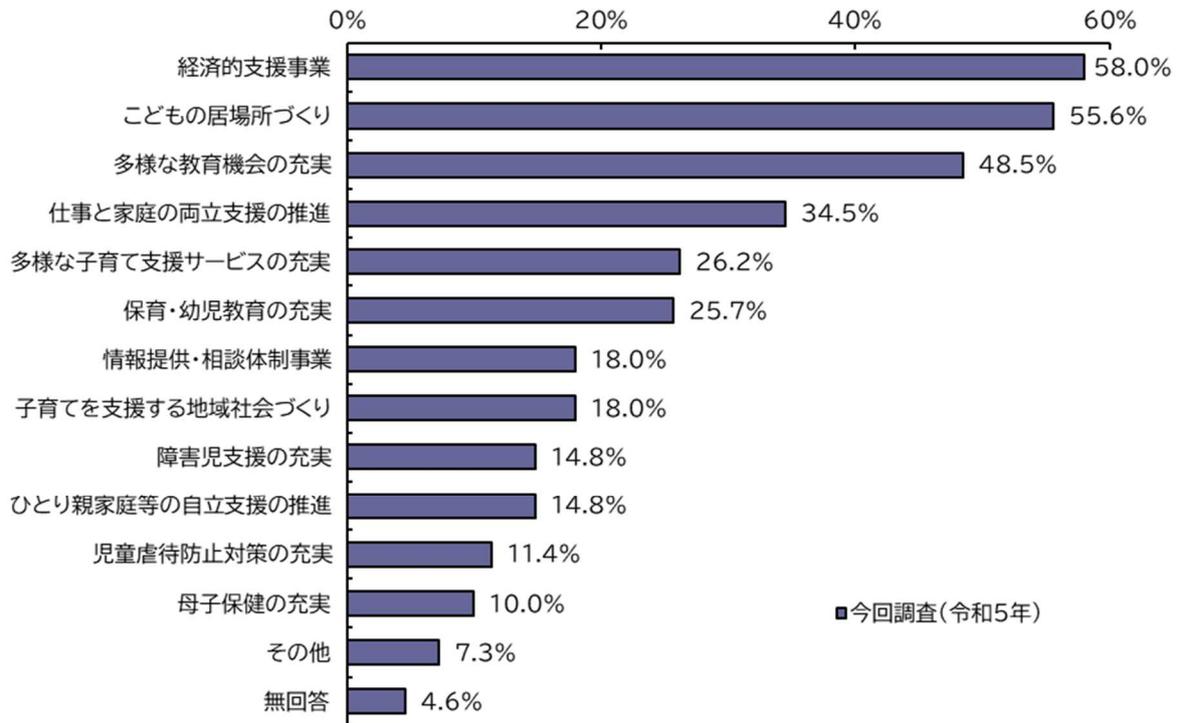
(6) 子育て環境の満足度

前回調査（平成30年）から今回調査（令和5年）にかけて「4点（やや高い）」及び「5点（高い）」の割合が高くなっています。



(7) 今後の重点施策

今後の重点施策については、「経済的支援事業」が 58.0%で最も多く、次いで「こどもの居場所づくり」が 55.6%、「多様な教育機会の確保」が 48.5%で続いています。



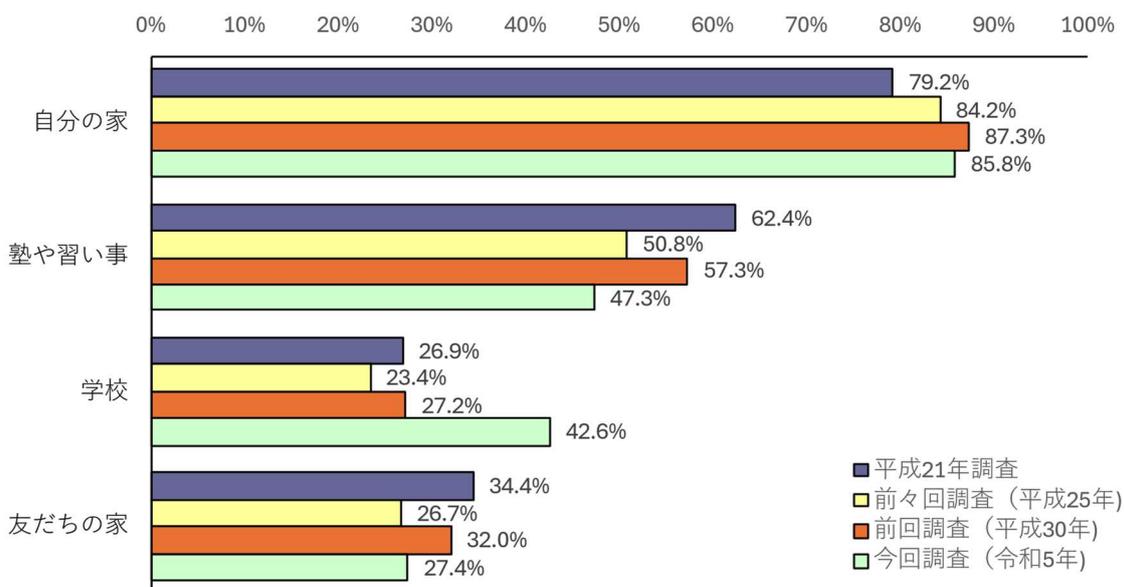
4 小学生の生活に関する調査

(1) 放課後や休日の居場所

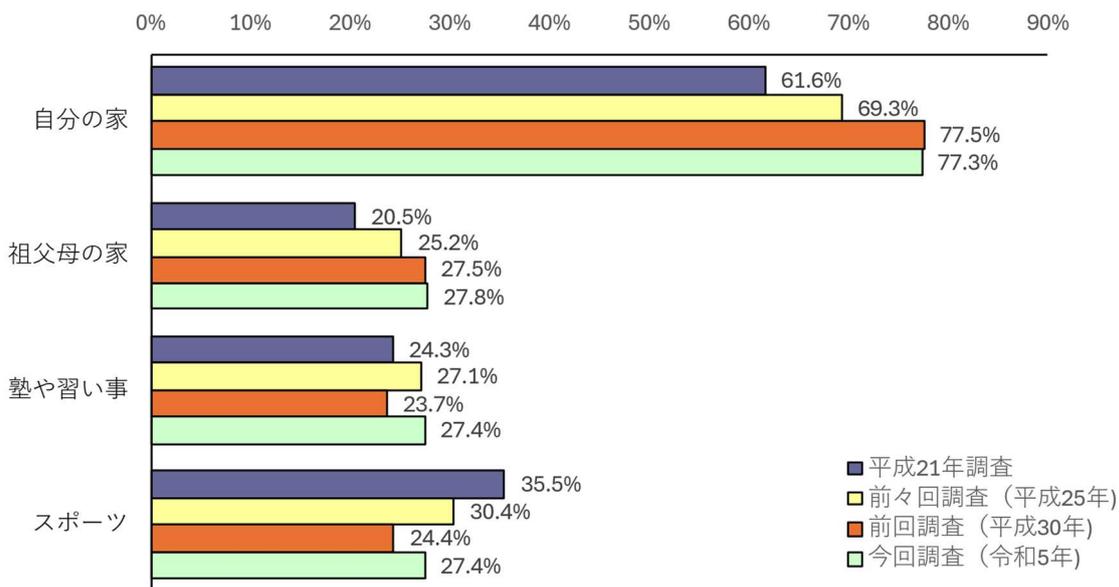
放課後、休日ともに平成21年調査から前回調査（平成30年）にかけて「自分の家」の割合が高くなりましたが、その後は横ばいで推移しています。

また、放課後の居場所として「学校」の割合が前回調査（平成30年）から今回調査（令和5年）にかけて高くなっています。

【放課後の居場所】

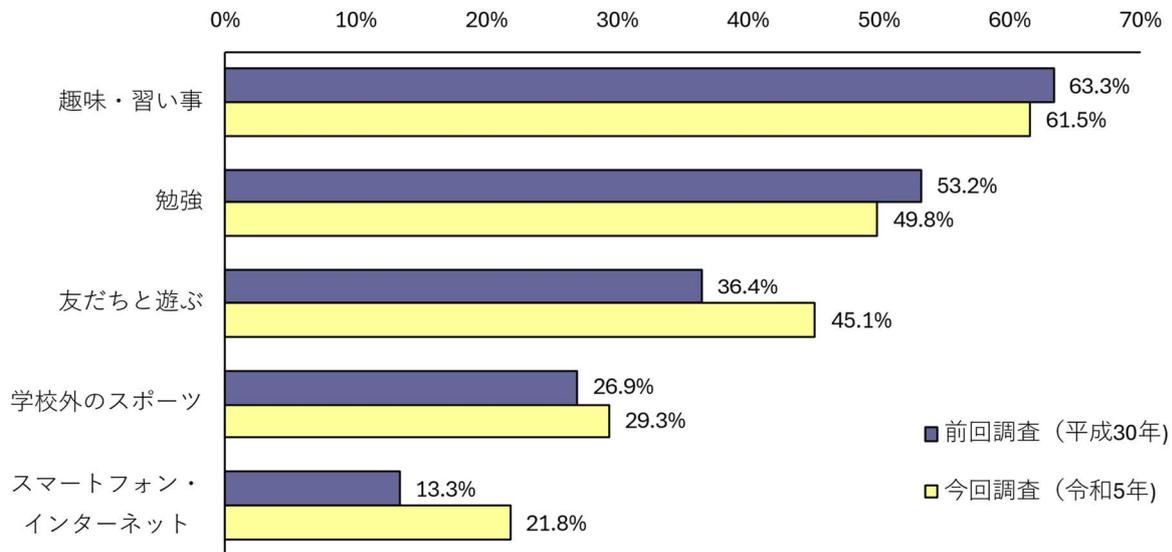


【休日の居場所】



(2) いま、どのようなことに力を入れているか

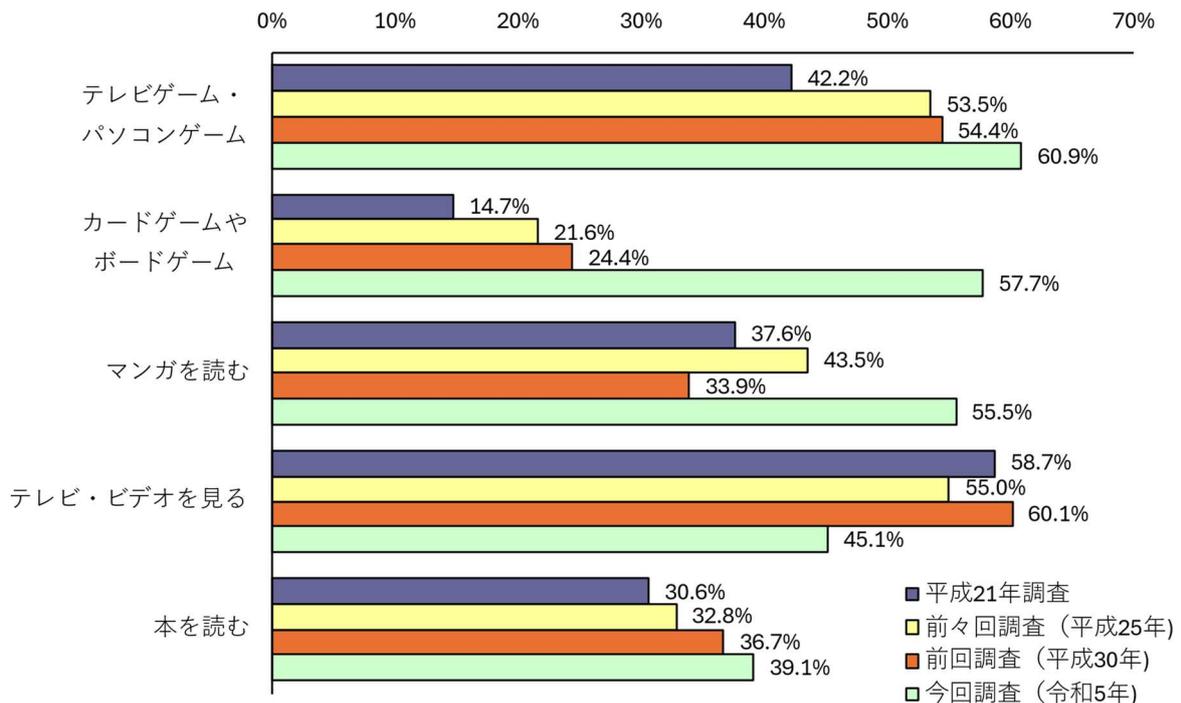
前回調査（平成30年）から今回調査（令和5年）にかけて「友だちと遊ぶ」及び「スマートフォン・インターネット」の割合が高くなっています。



(3) 放課後や休日の過ごし方

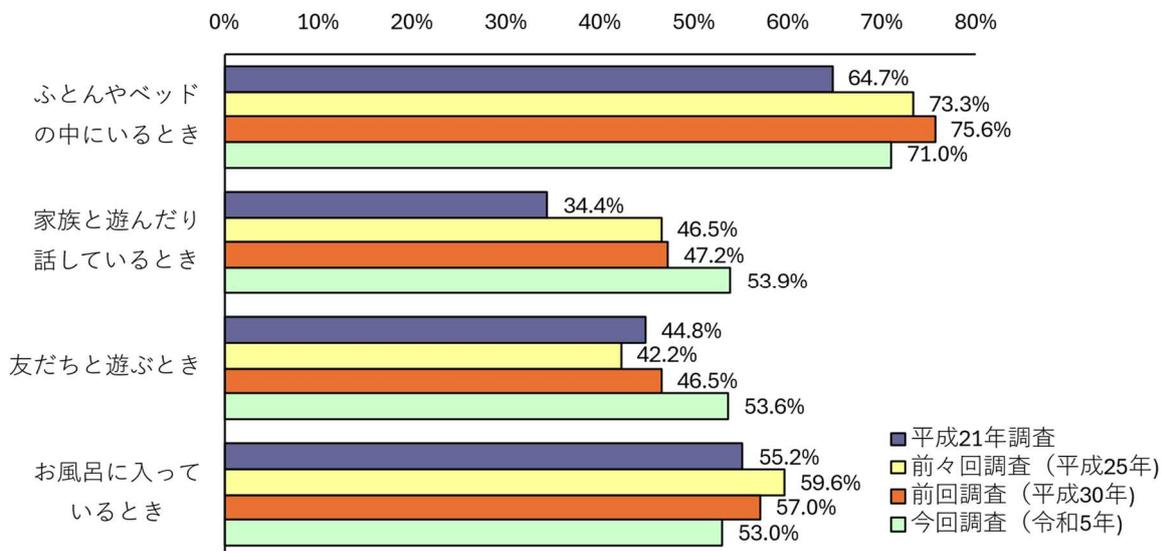
長期的な傾向として「テレビゲーム・パソコンゲーム」の割合が高くなっています。

また、前回調査（平成30年）から今回調査（令和5年）にかけて「カードゲームやボードゲーム」及び「マンガを読む」の割合が大きく増加し、「テレビ・ビデオを見る」の割合が低くなっています。



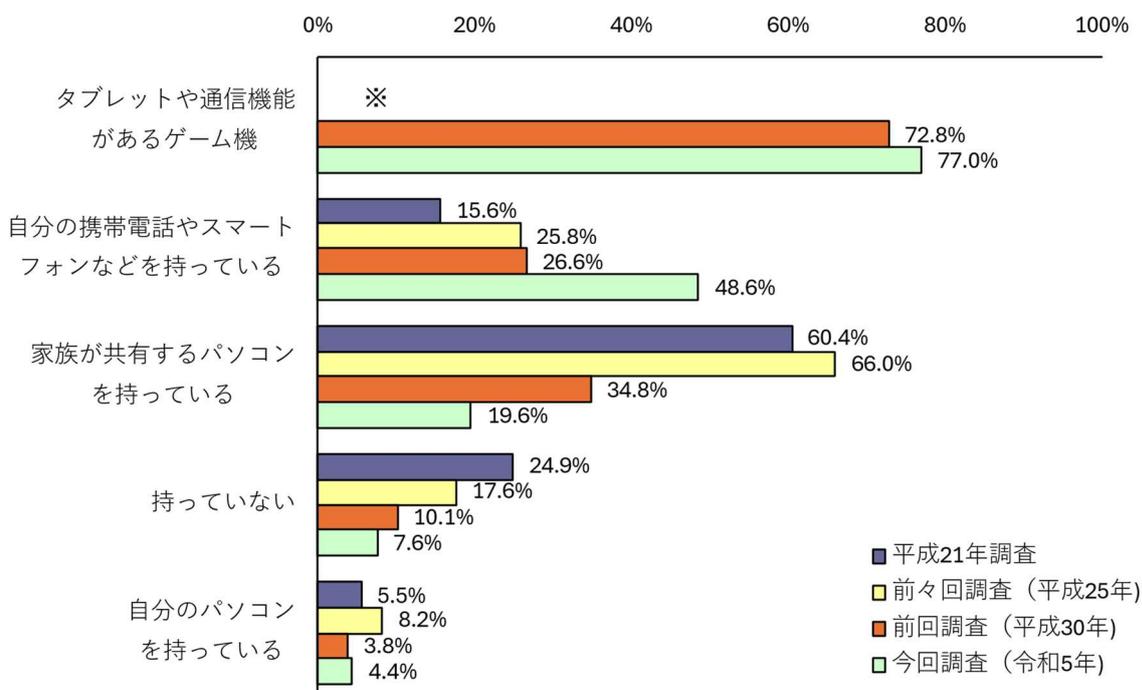
(4) 自分がほっとできるとき

前回調査（平成30年）から今回調査（令和5年）にかけて「家族と遊んだり話しているとき」及び「友だちと遊ぶとき」の割合が高くなっています。



(5) インターネットが利用できる機器の所有状況

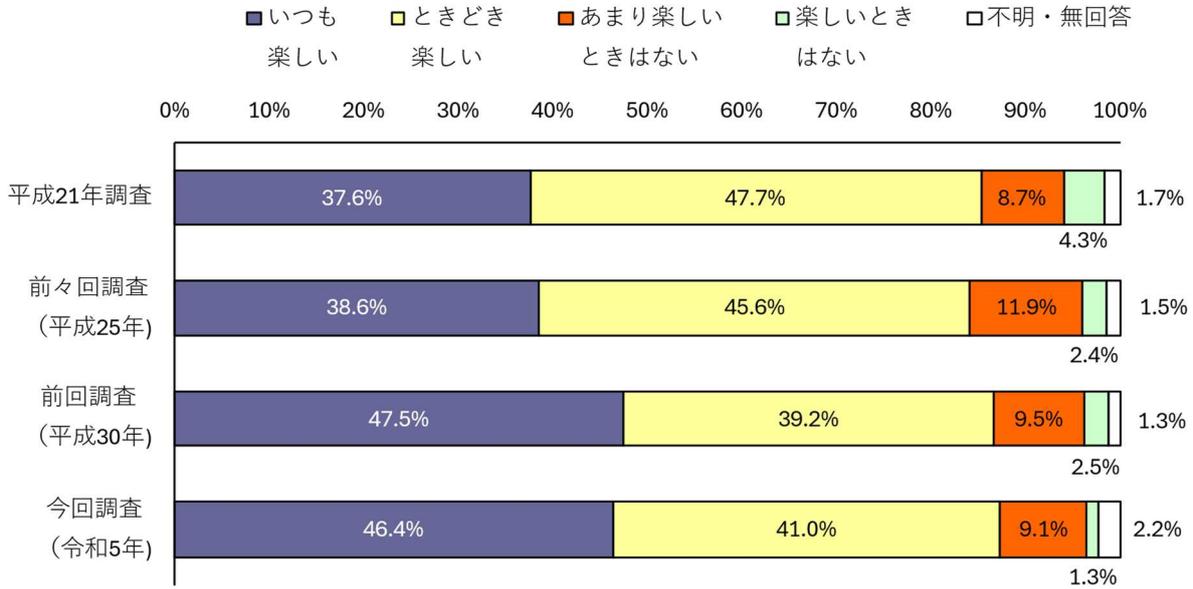
長期的な傾向として「自分の携帯電話やスマートフォンを持っている」の割合が高く、「家族が共有するパソコンを持っている」及び「持っていない」の割合が低くなっています。



※平成21年調査及び前々回調査（平成25年）では「タブレットや通信機能があるゲーム機」は調査していません。

(6) 学校は楽しいと思うか

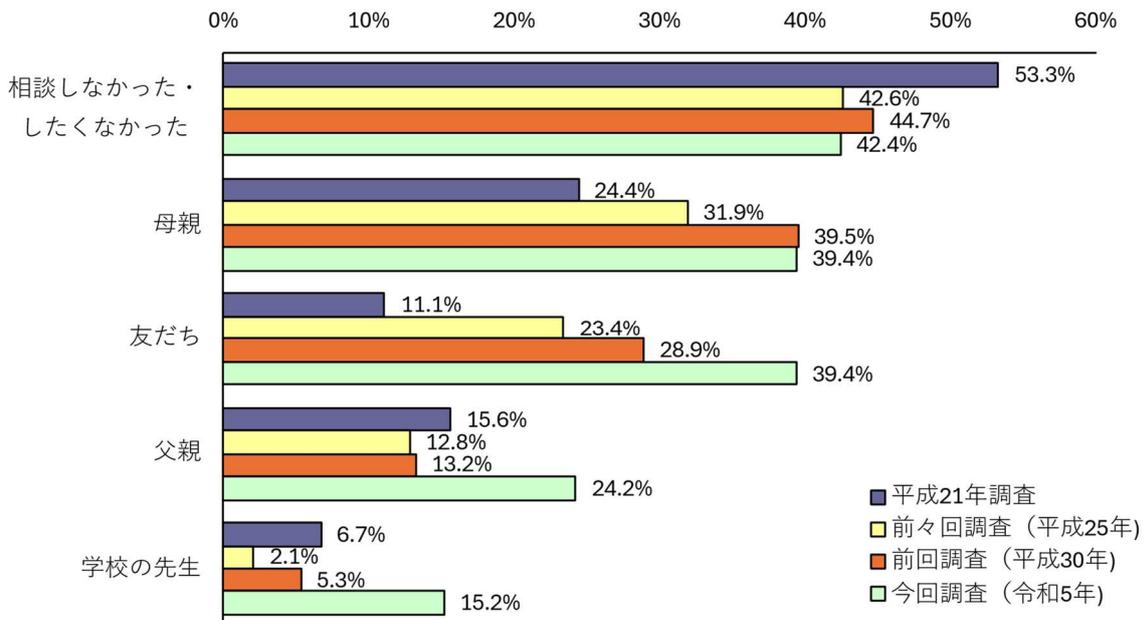
前々回調査（平成25年）から前回調査（平成30年）にかけて「いつも楽しい」の割合が高くなり、その後は横ばいで推移しています。



(7) 学校が楽しくないと思うことについての相談相手

長期的な傾向として「母親」及び「友だち」の割合が高くなっています。

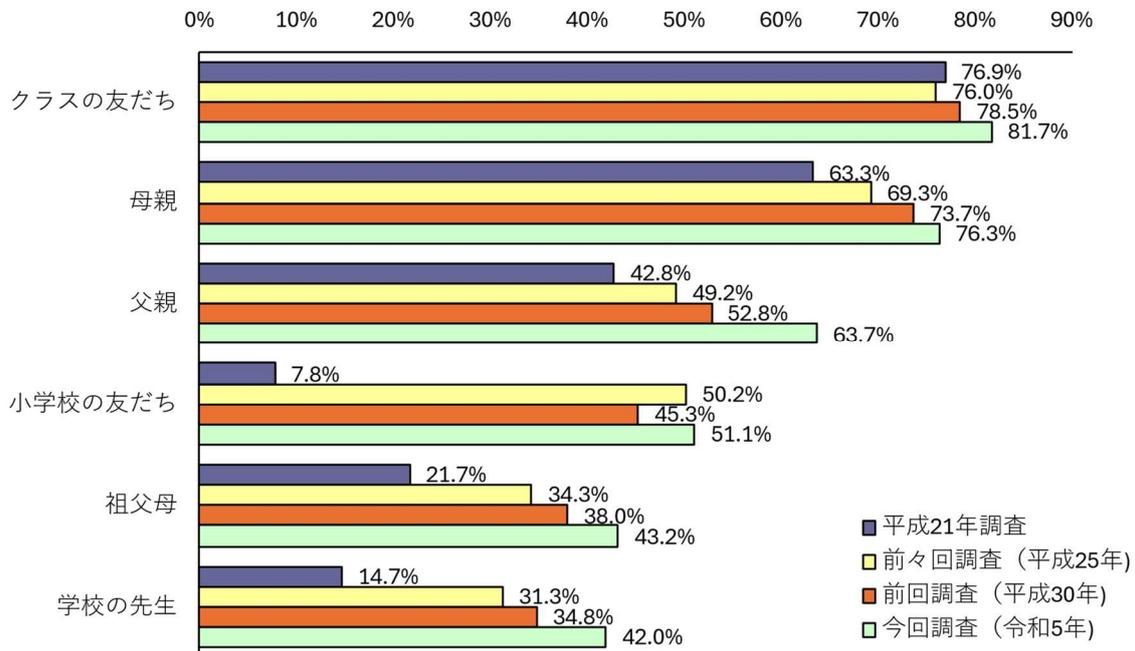
前回調査（平成30年）から今回調査（令和5年）にかけて「父親」、「学校の先生」の割合が高くなっています。



(8) 困ったときに助けてくれる人

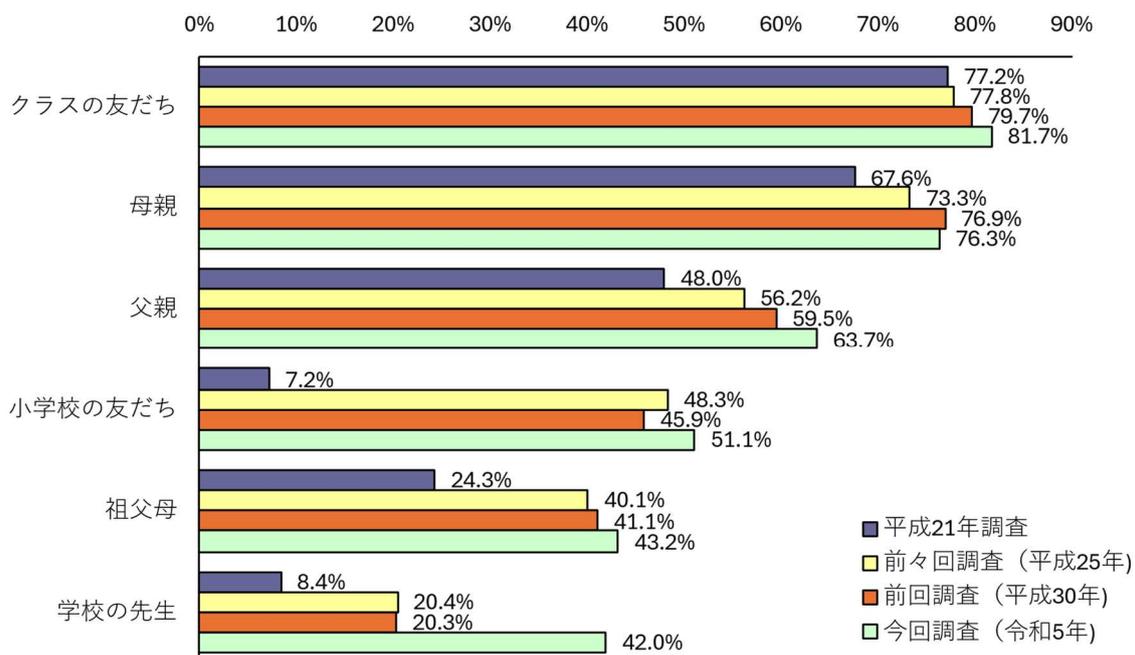
「クラスの友だち」は最も割合が高い項目となっています。

長期的な傾向として「母親」、「父親」、「祖父母」、「学校の先生」などの割合が高くなっています。



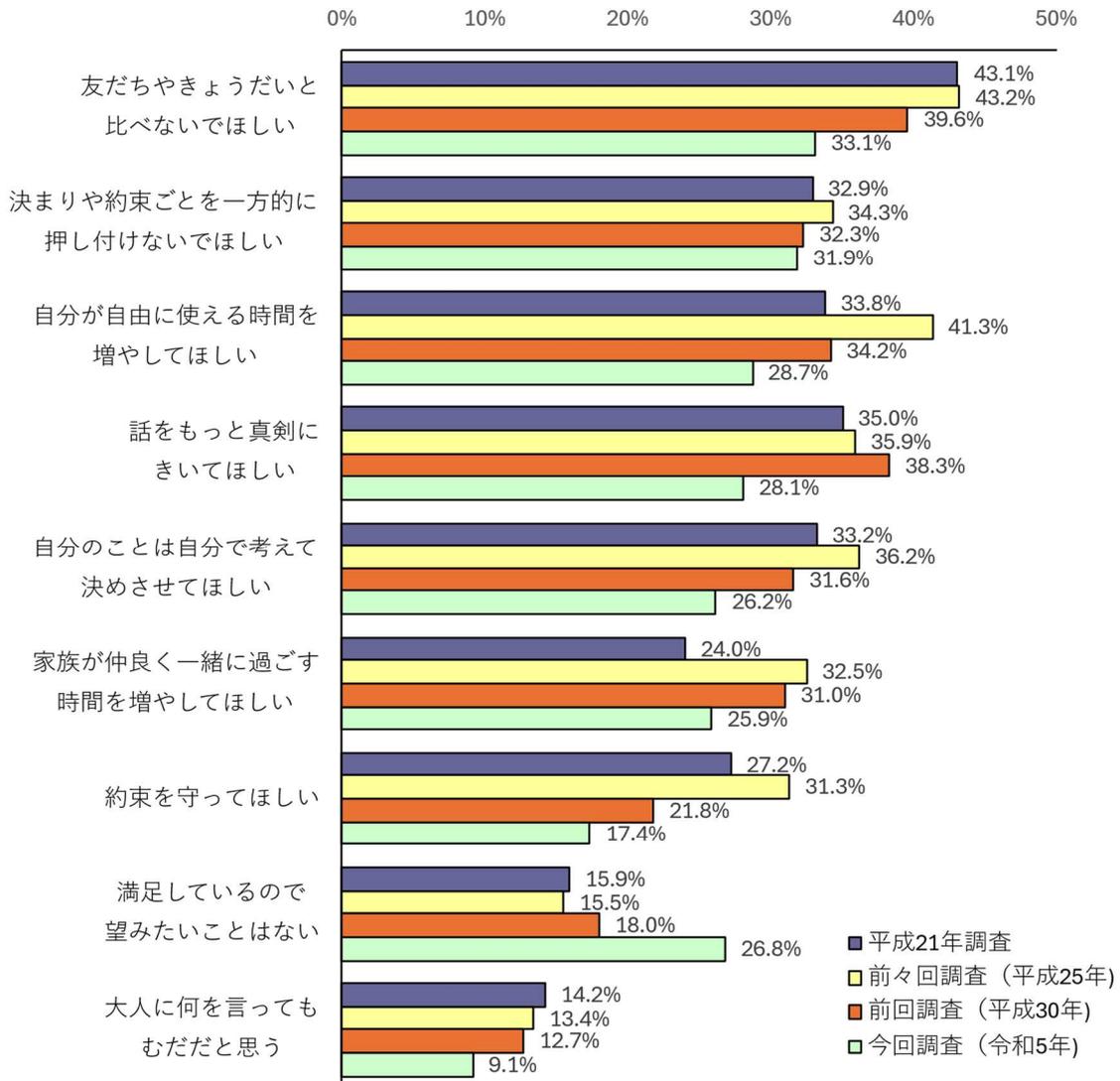
(9) 一緒にいて安心できる人

前回調査 (平成 30 年) から今回調査 (令和 5 年) にかけて「学校の先生」の割合が大きく増加しています。



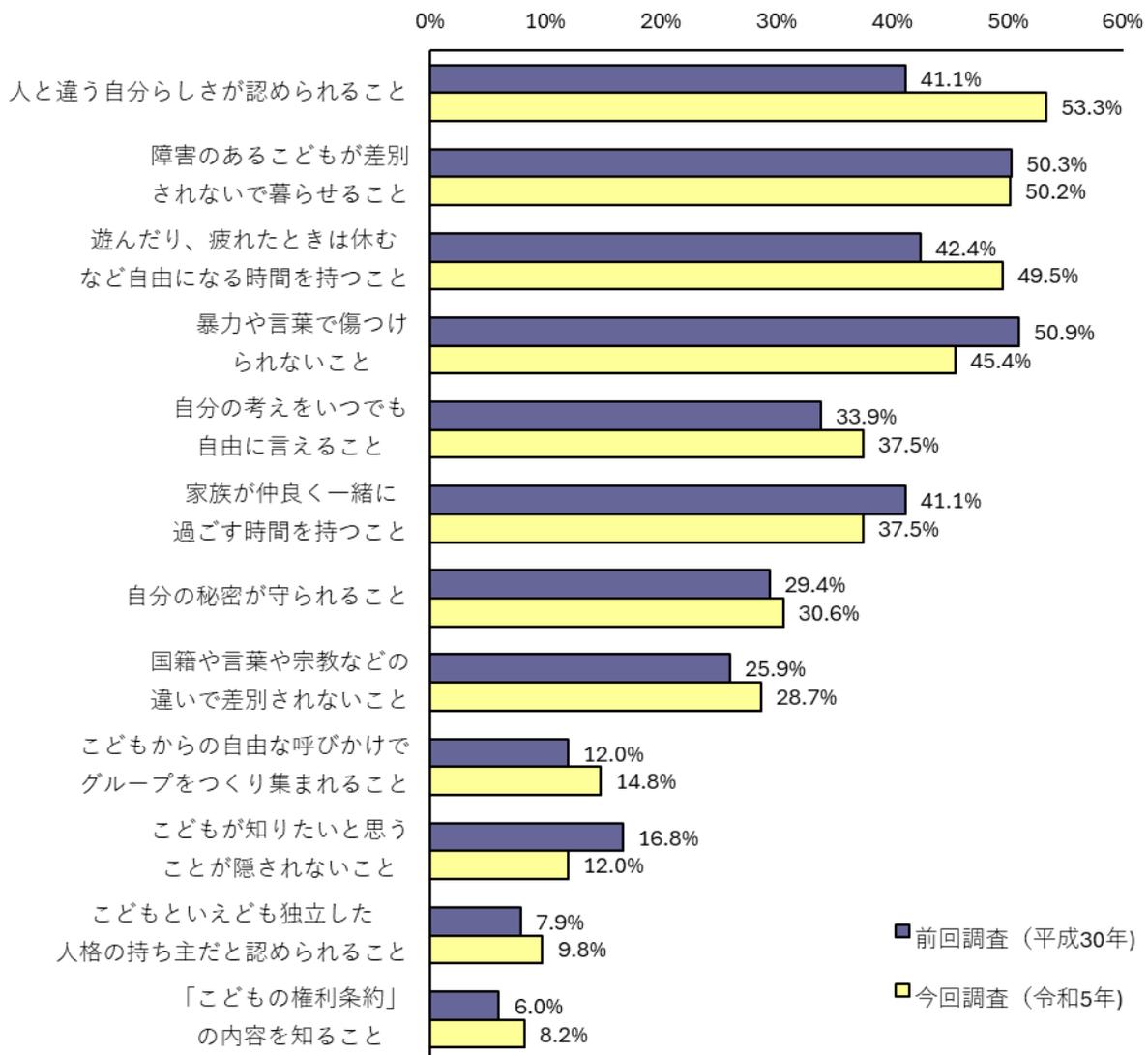
(10) 大人にこそりがけてほしいこと

今回調査（令和5年）は、過去の調査に比べて「満足しているので望みたいことはない」の割合が高く、他の項目の割合は低くなっています。



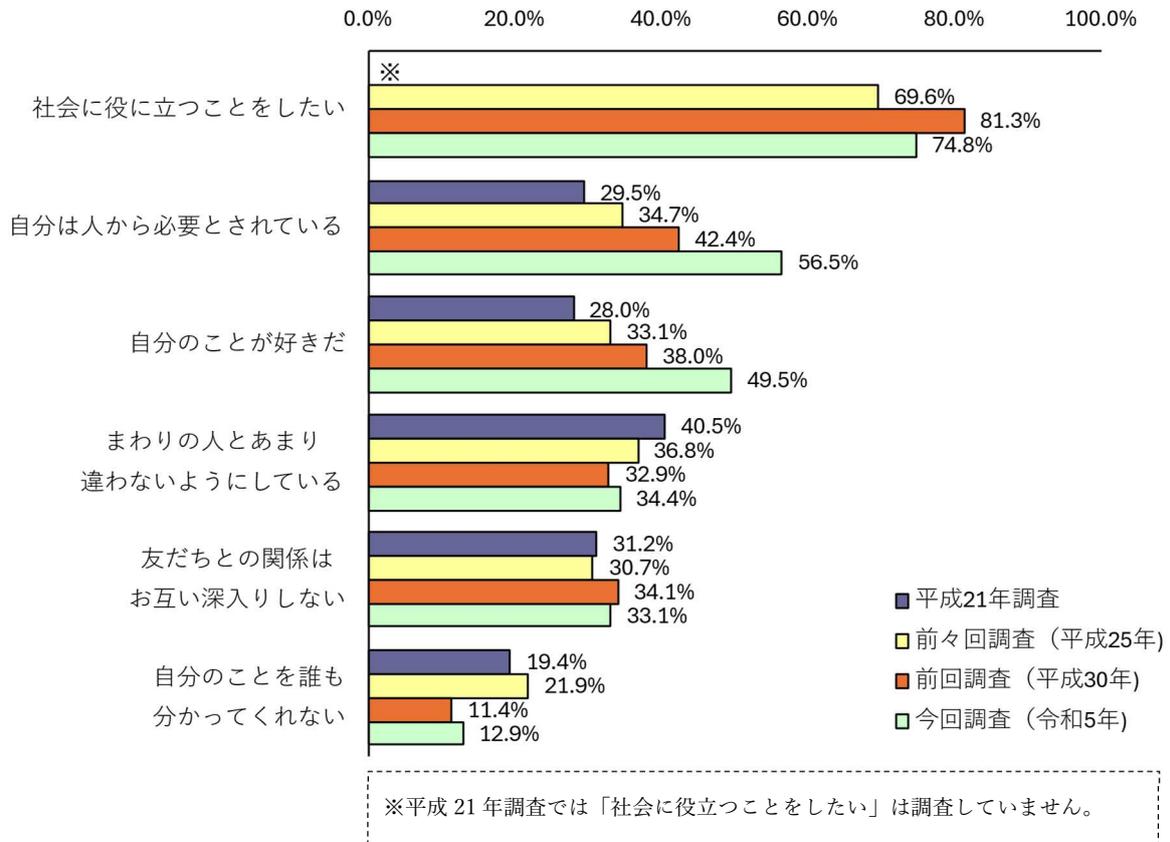
(11) こどもの権利について大切だと思うこと

前回調査（平成30年）から今回調査（令和5年）にかけて「人と違う自分らしさが認められること」の割合が高くなっています。



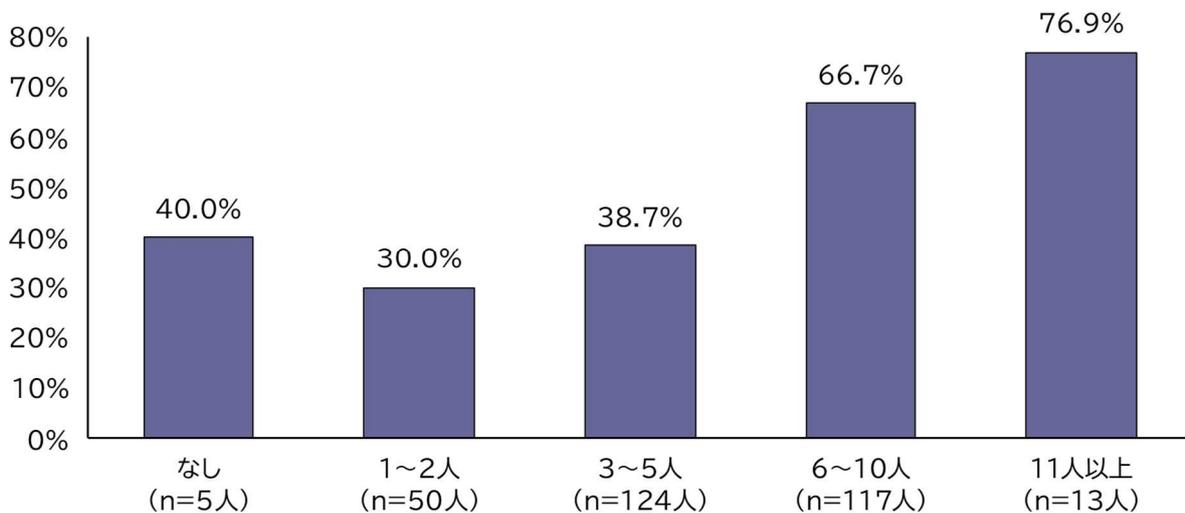
(12) 自己肯定感に関する状況

長期的な傾向として「自分は人から必要とされている」及び「自分のことが好きだ」の割合が高くなっています。



【助けてくれる人の人数別にみた「自分のことが好きだ」の割合】

上記のうち「自分のことが好きだ」について、助けてくれる人の人数別にみたところ、助けてくれる人数が多くなるほど割合が高くなる傾向がみられます。

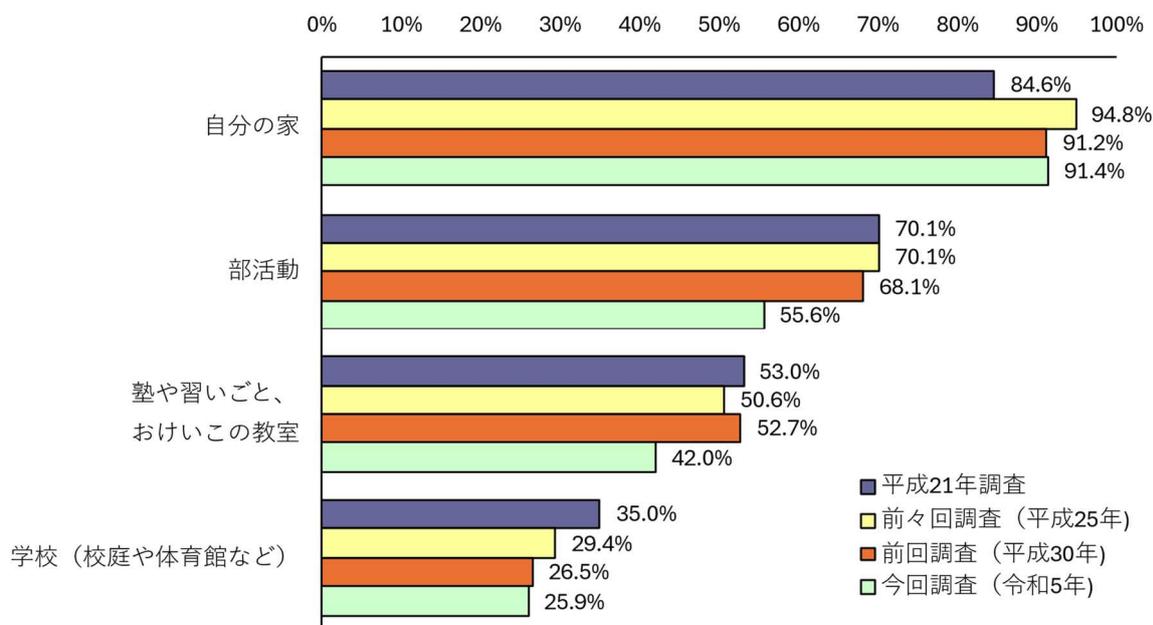


5 中学生の生活に関する調査

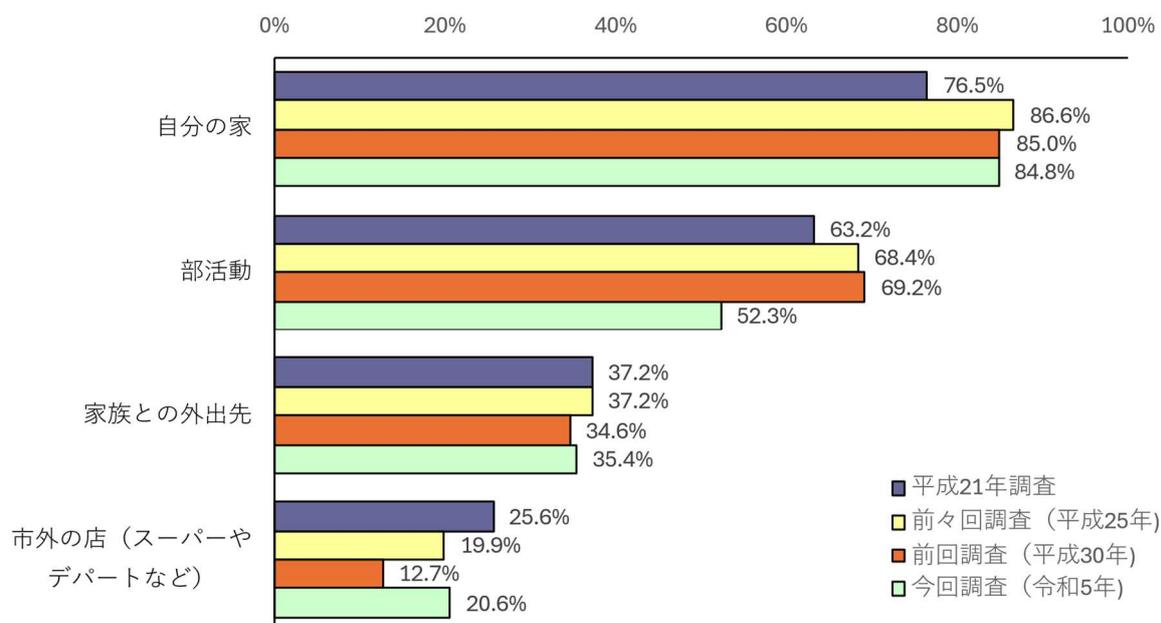
(1) 放課後や休日の居場所

放課後の居場所、休日の居場所ともに前回調査（平成30年）から今回調査（令和5年）にかけて「部活動」の割合が低くなっています。

【放課後の居場所】

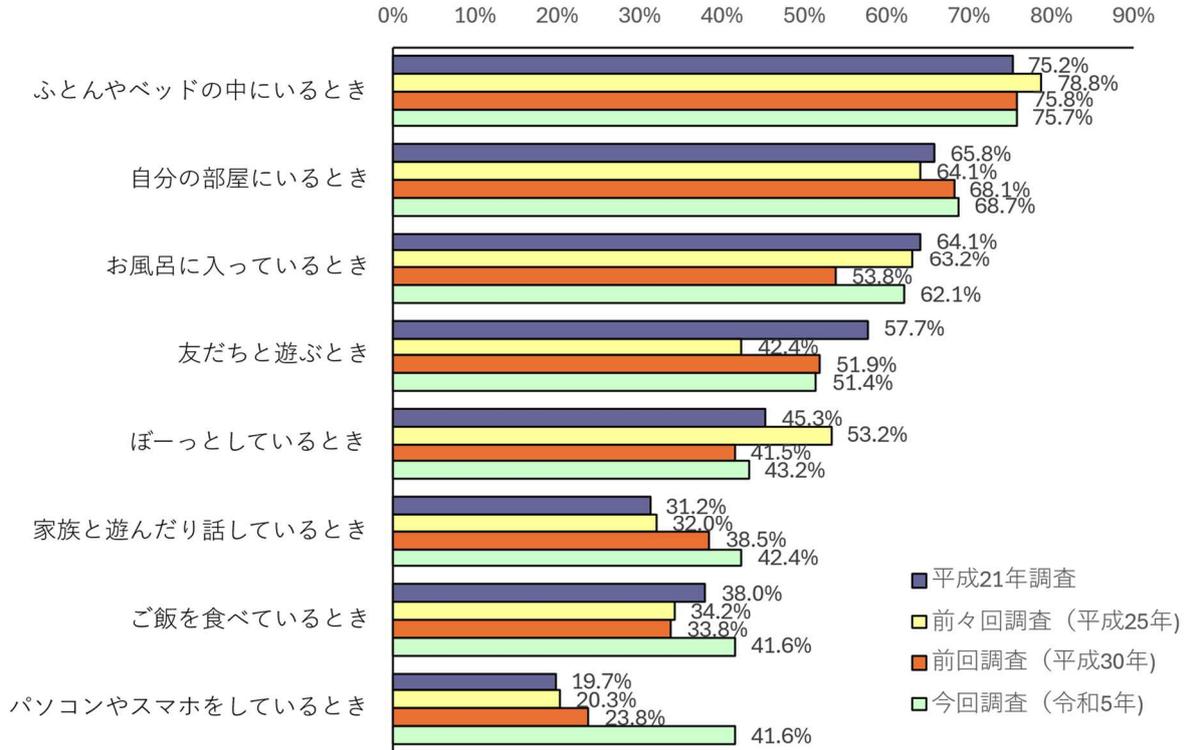


【休日の居場所】



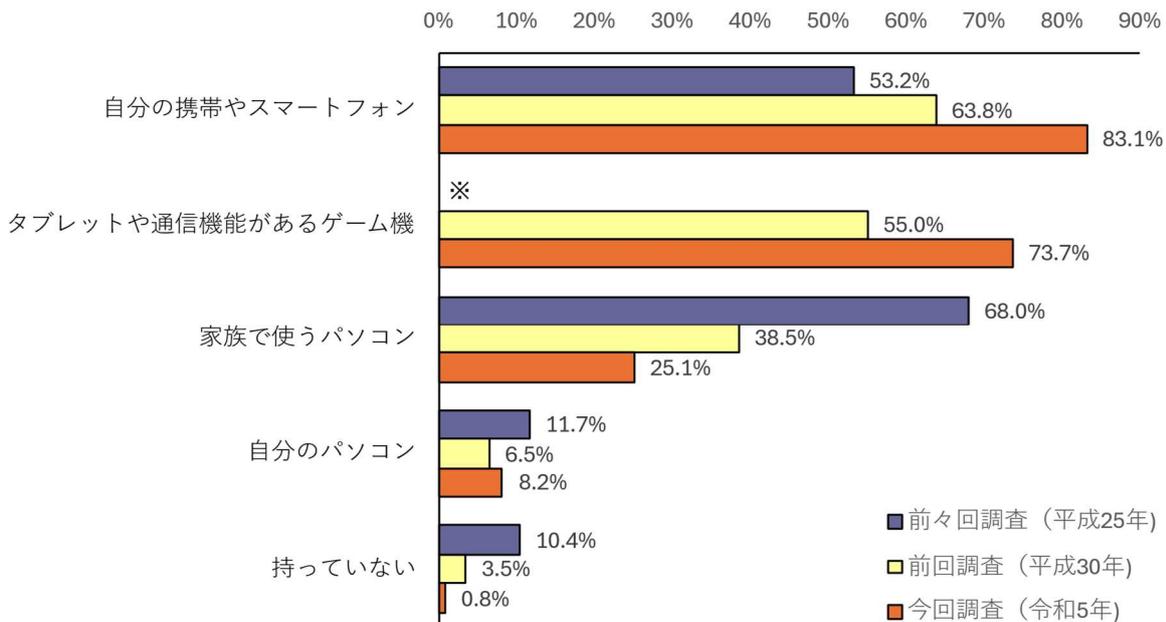
(2) 自分がほっとできるとき

前回調査（平成30年）から今回調査（令和5年）にかけて「パソコンやスマホをしているとき」の割合が高くなっています。



(3) インターネットが利用できる機器の所有状況

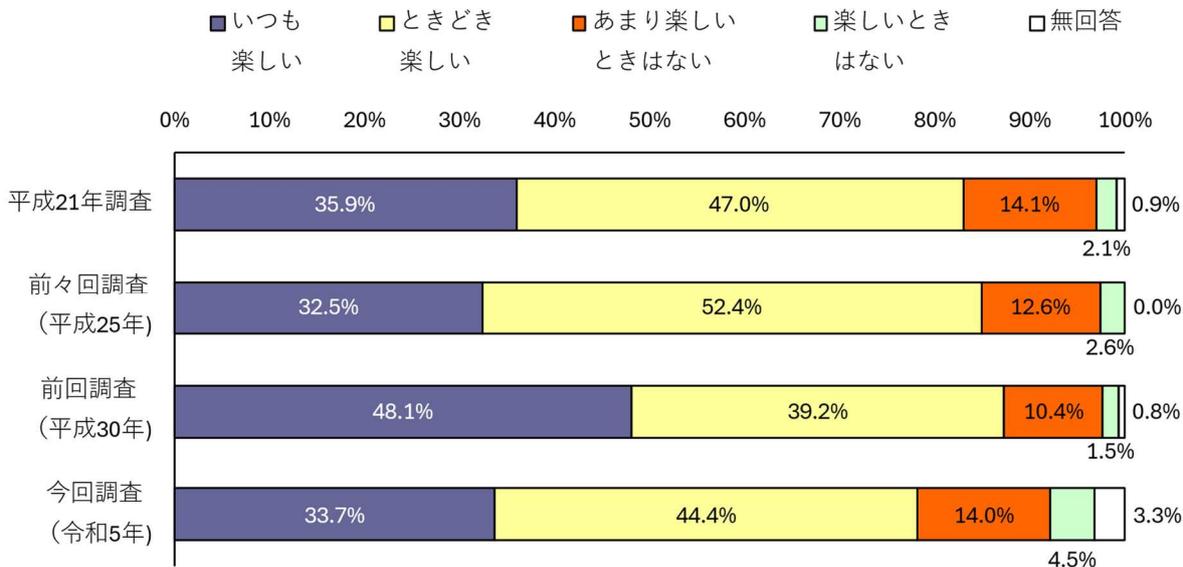
長期的な傾向として「自分の携帯やスマートフォン」の割合が高くなり、「家族で使うパソコン」の割合が低くなっています。



※前々回調査（平成25年）では「タブレットや通信機能があるゲーム機」は調査していません。

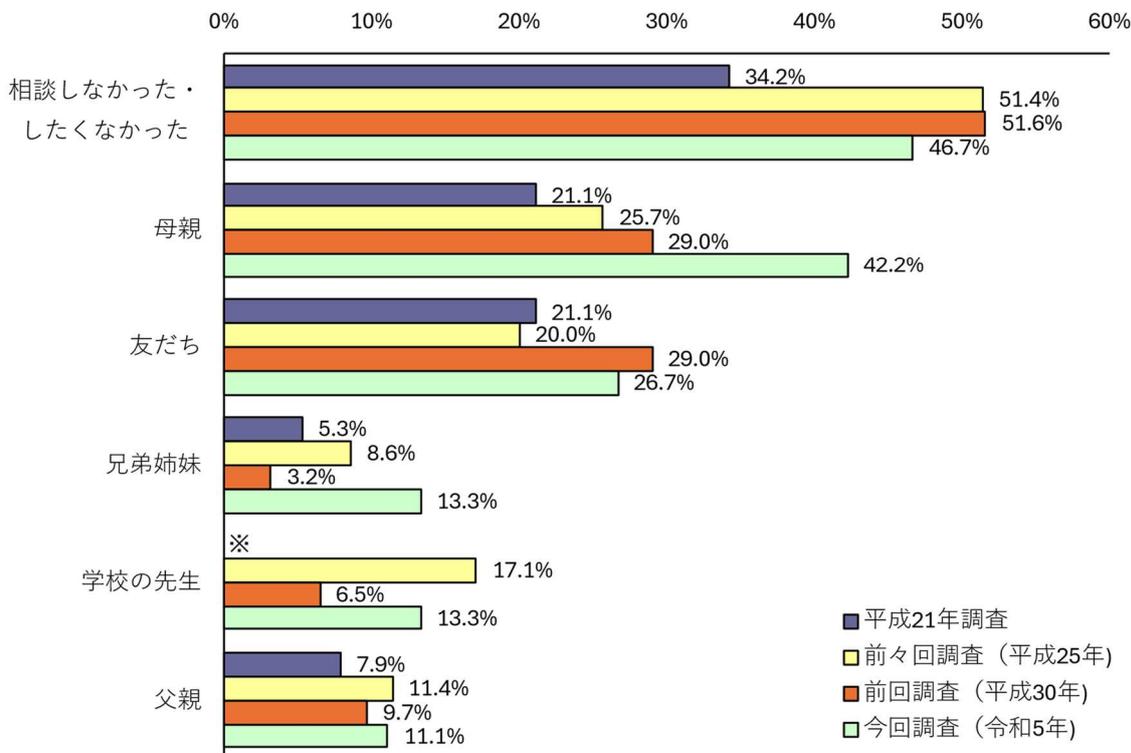
(4) 学校は楽しいと思うか

前回調査（平成30年）を除いて、ほぼ同じ結果となっています。



(5) 学校が楽しくないと思うことについての相談相手

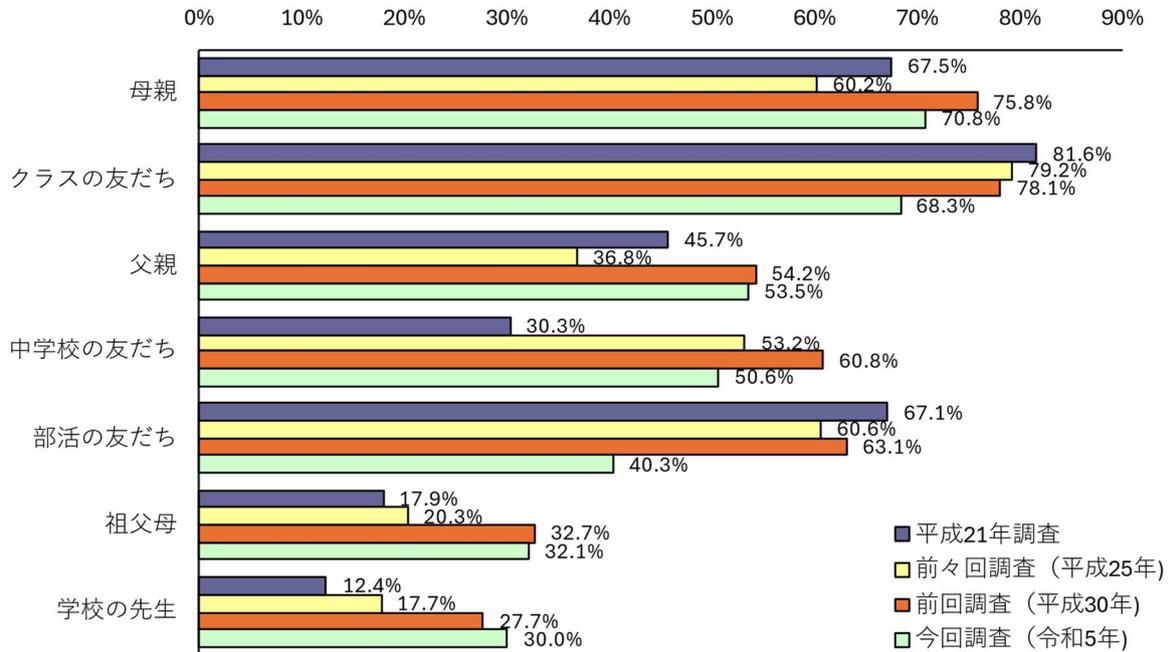
長期的な傾向として「母親」の割合が高くなっています。



※平成21年調査では「学校の先生」は調査していません。

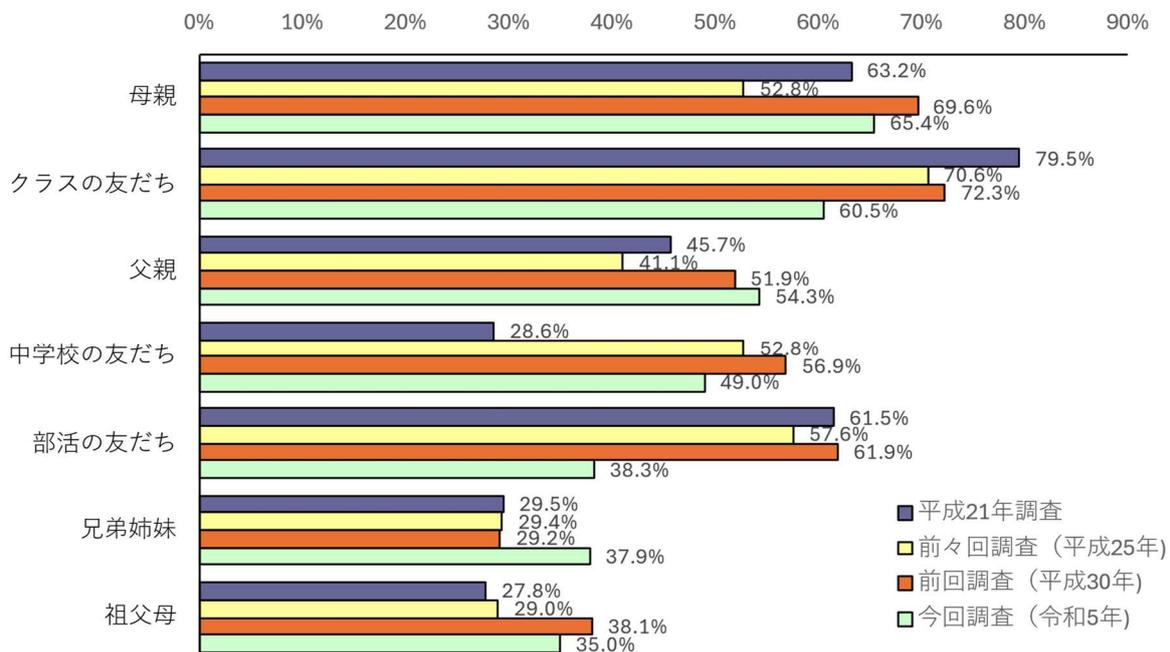
(6) 困ったときに助けてくれる人

前回調査（平成30年）から今回調査（令和5年）にかけて「部活の友だち」の割合が低くなっています。また、「学校の先生」の割合は前々回調査（平成25年）から前回調査（平成30年）にかけて高くなり、その後は横ばいで推移しています。



(7) 一緒にいて安心できる人

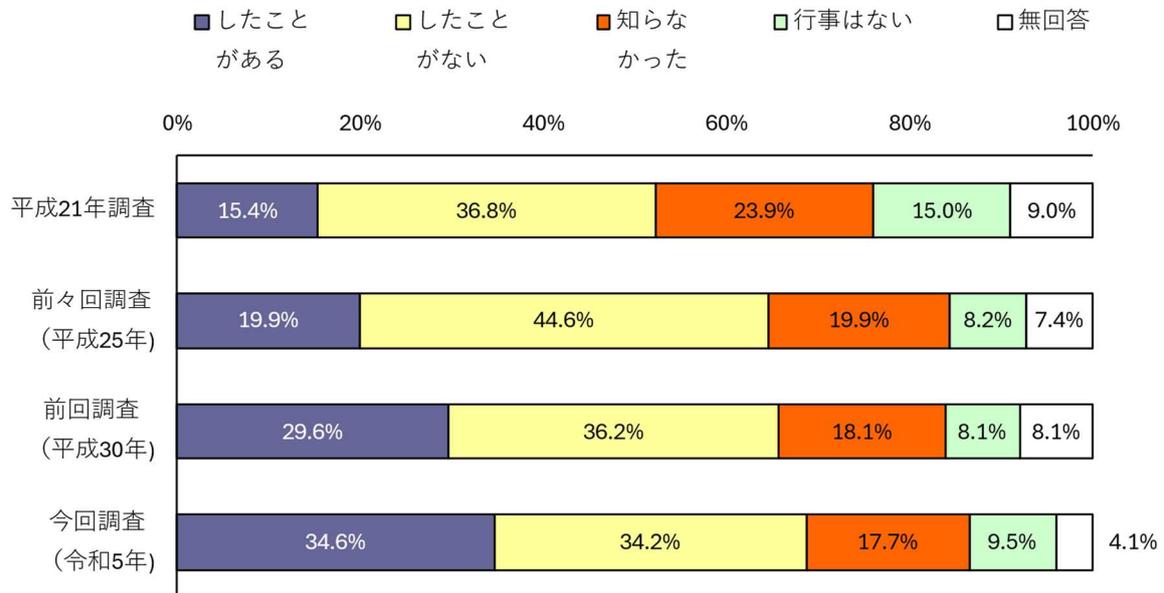
前回調査（平成30年）から今回調査（令和5年）にかけて「クラスの友だち」及び「部活の友だち」の割合が低くなり、「兄弟姉妹」の割合が高くなっています。また、「父親」の割合は前々回調査（平成25年）から前回調査（平成30年）にかけて高くなり、その後は横ばいで推移しています。



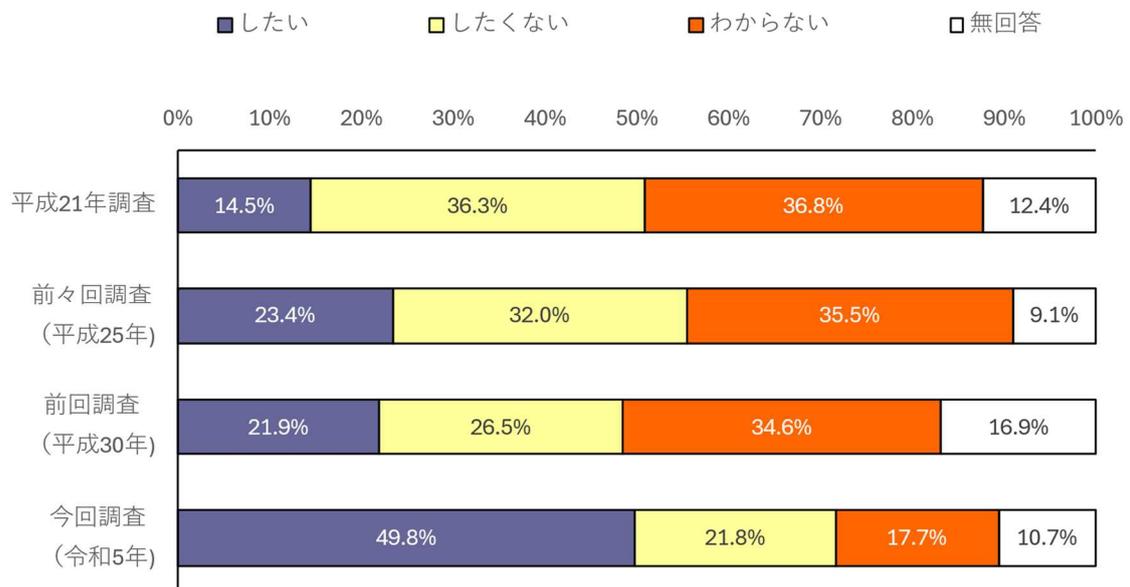
(8) 地域の文化活動への参加状況及び今後の希望

地域の行事や活動のうち文化活動（郷土芸能や音楽など）は、長期的な傾向として今までの参加状況において「したことがある」の割合が高くなり、また、今後の希望において「したい」の割合も高くなっています。

【今までの参加状況】



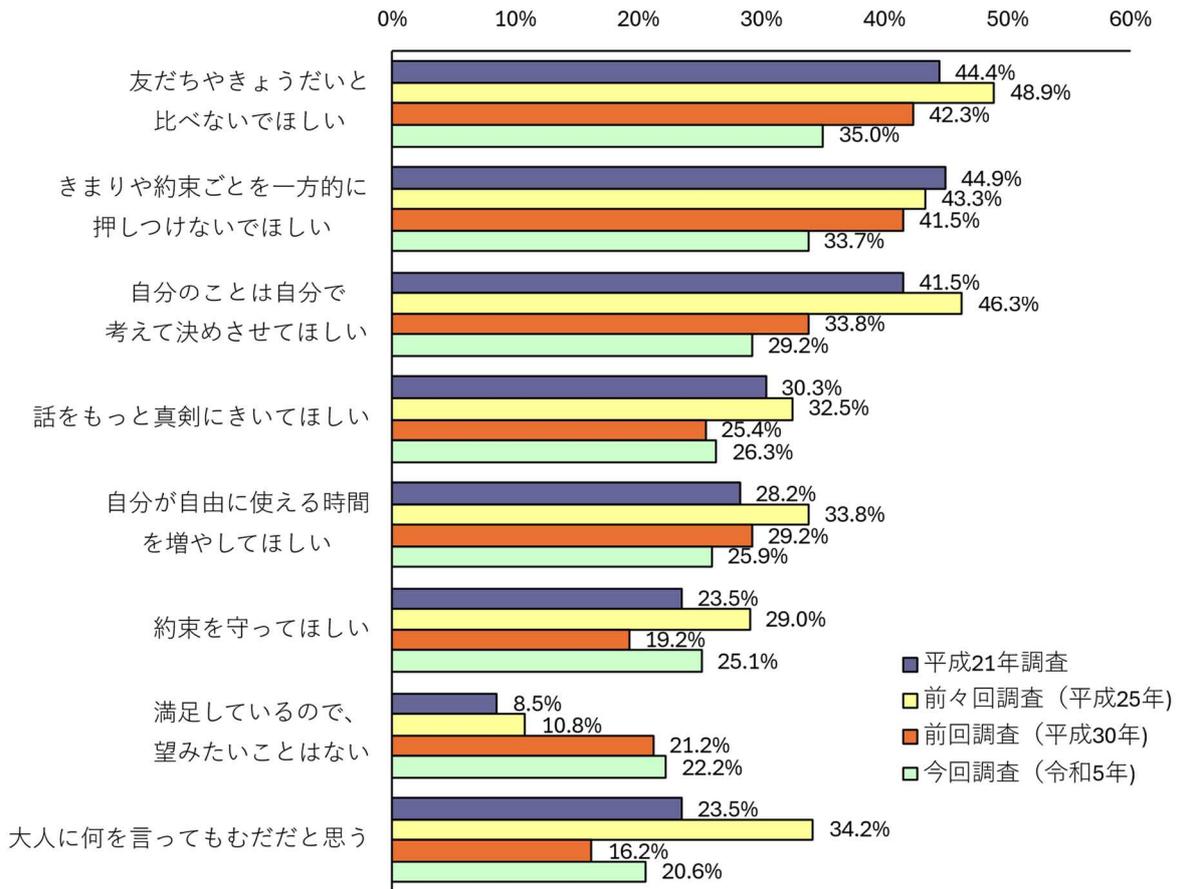
【今後の希望】



(9) 大人にこそりがけてほしいこと

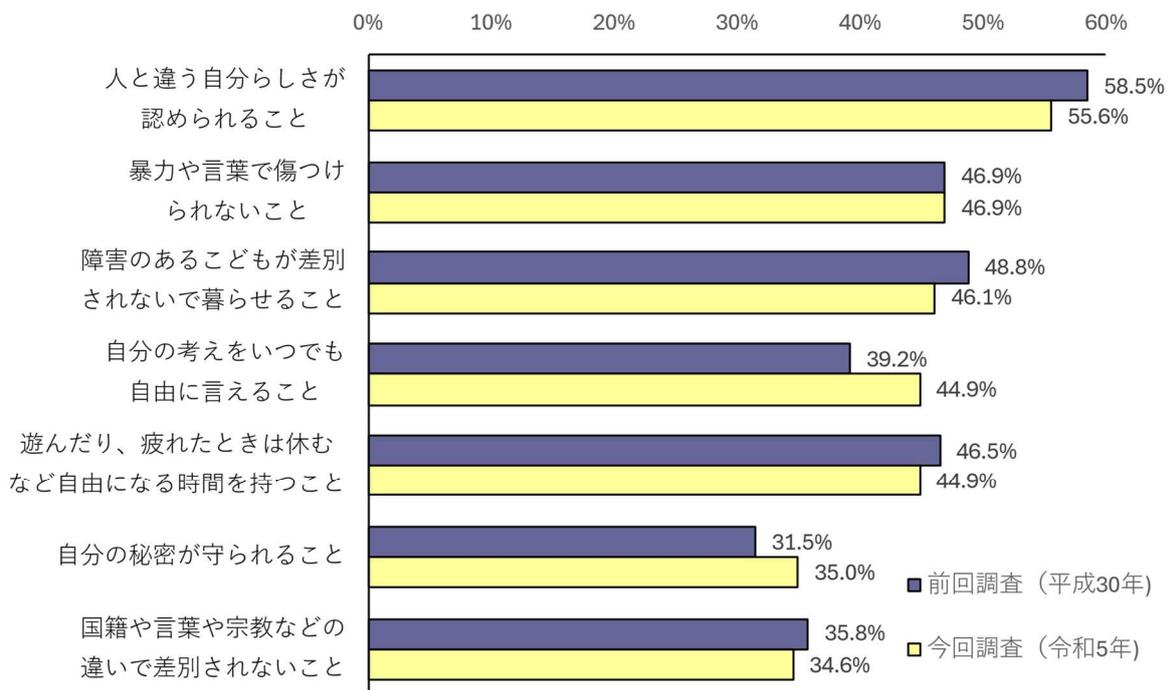
前々回調査（平成25年）から前回調査（平成30年）にかけて「満足しているので、望みたいことはない」の割合が高くなり、その後は横ばいで推移しています。

また、前回調査（平成30年）から今回調査（令和5年）にかけて「約束を守ってほしい」の割合が高くなり、「友だちや兄弟と比べないでほしい」や「きまりや約束ごとを一方的に押しつけないでほしい」、「自分のことは自分で考えて決めさせてほしい」の割合が低くなっています。



(10) こどもの権利について大切だと思うこと

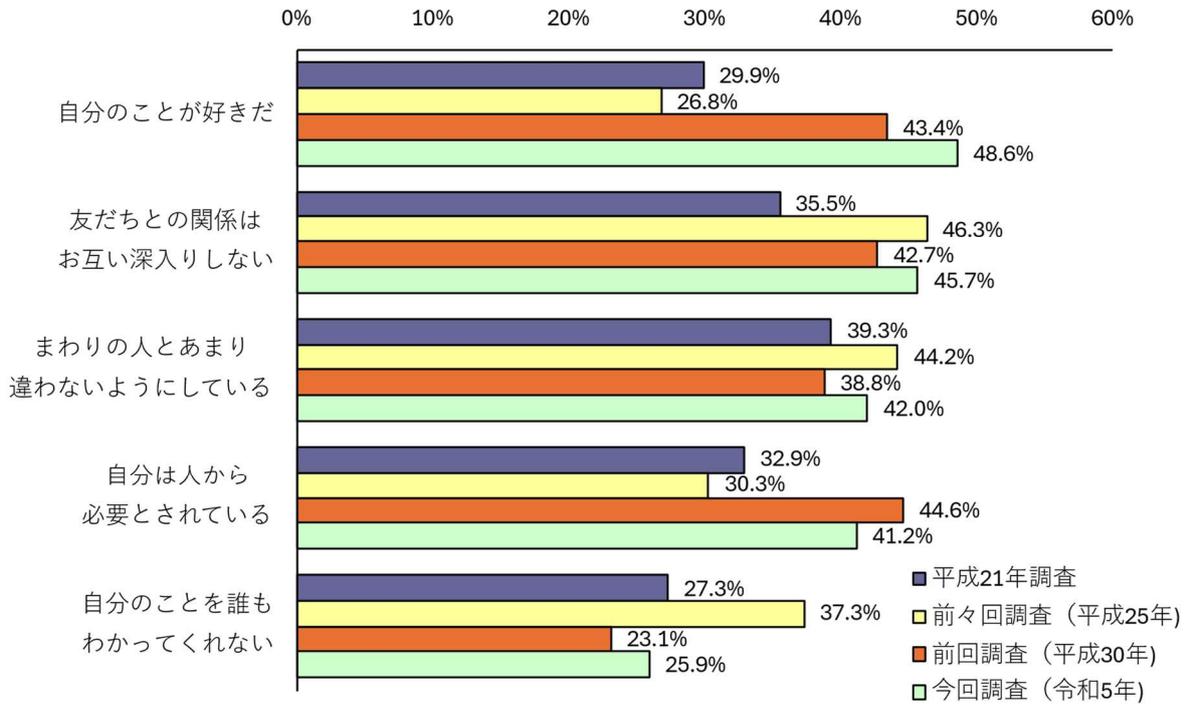
前回調査（平成30年）も今回調査（令和5年）もともに「人と違う自分らしさが認められること」が最も多くみられます。



(11) 自己肯定感に関する状況

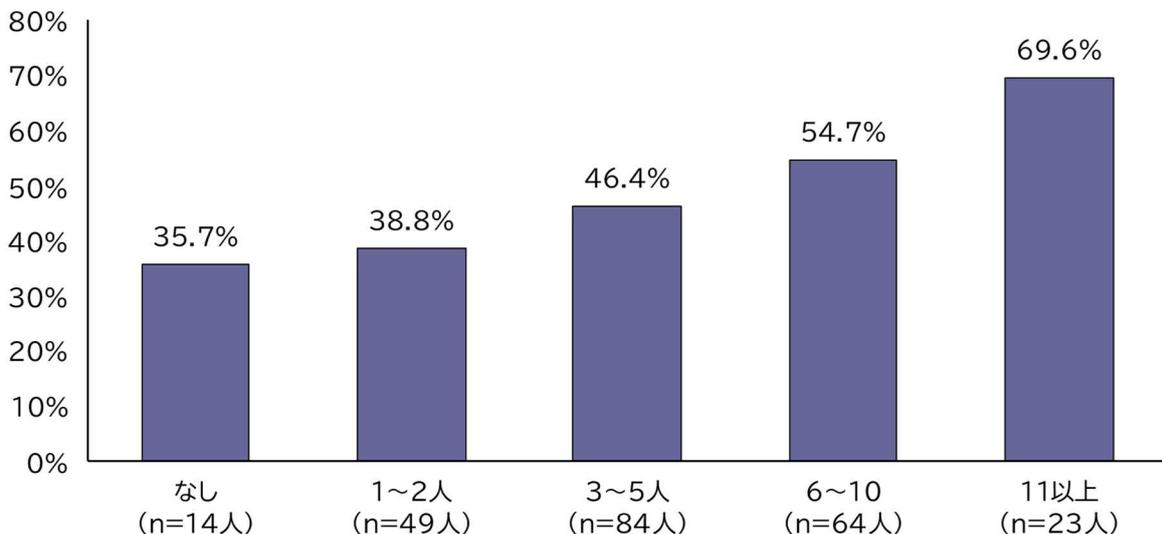
前々回調査（平成25年）から前回調査（平成30年）にかけて「自分のことが好きだ」及び「自分は人から必要とされている」の割合が高くなりました。

また、前回調査（平成30年）から今回調査（令和5年）にかけて「自分のことが好きだ」、「友だちとの関係はお互い深入りしない」、「まわりの人とあまり違うようにしている」の割合が高くなっています。



【助けてくれる人の人数別にみた「自分のことが好きだ」の割合】

上記のうち「自分のことが好きだ」について、助けてくれる人の人数別にみたところ、助けてくれる人数が多くなるほど割合が高くなる傾向がみられます。

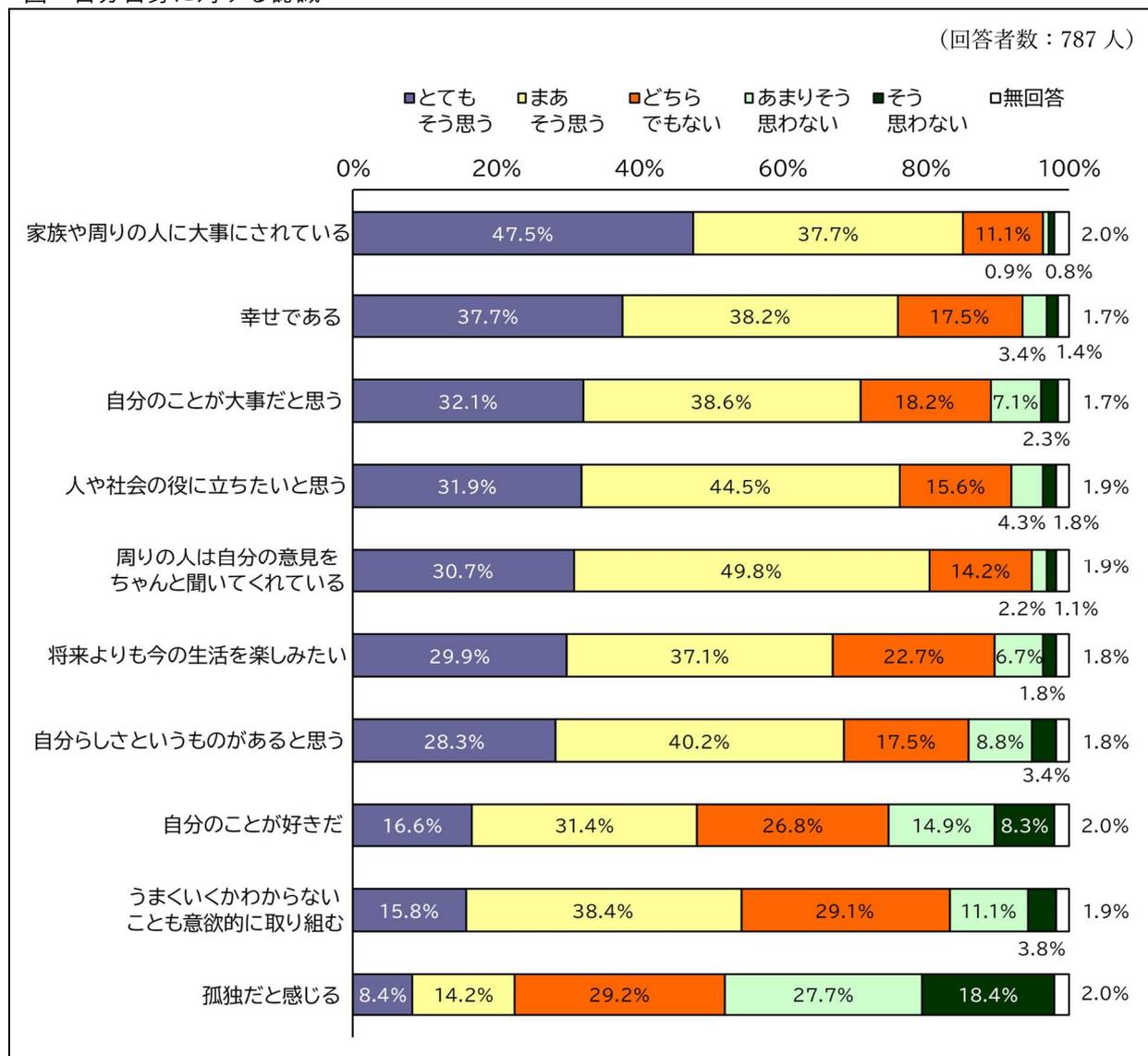


6 若者の生活に関する調査

(1) 自分自身に対する認識

自分自身に対する認識について、「とてもそう思う」の割合に着目すると、「家族や周りの人に大事にされている」が47.5%で最も多く、次いで「幸せである」が37.7%で続いています。

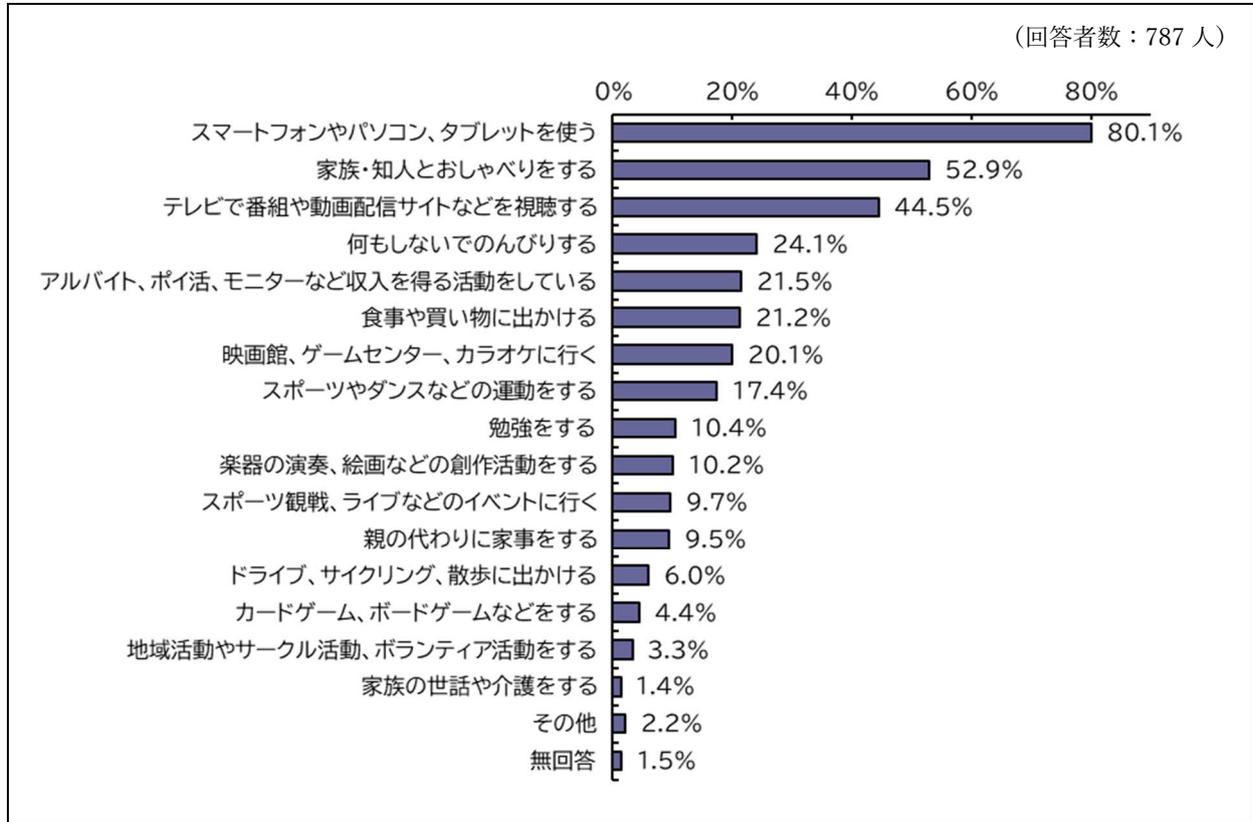
図 自分自身に対する認識



(2) 学校や仕事以外の時間の過ごし方

学校や仕事以外の時間の過ごし方については、「スマートフォンやパソコン、タブレットを使う」が80.1%で最も多く、次いで「家族・知人とおしゃべりをする」が52.9%、「テレビで番組や動画配信サイトなどを視聴する」が44.5%となっています。

図 学校や仕事以外の時間の過ごし方（複数回答）

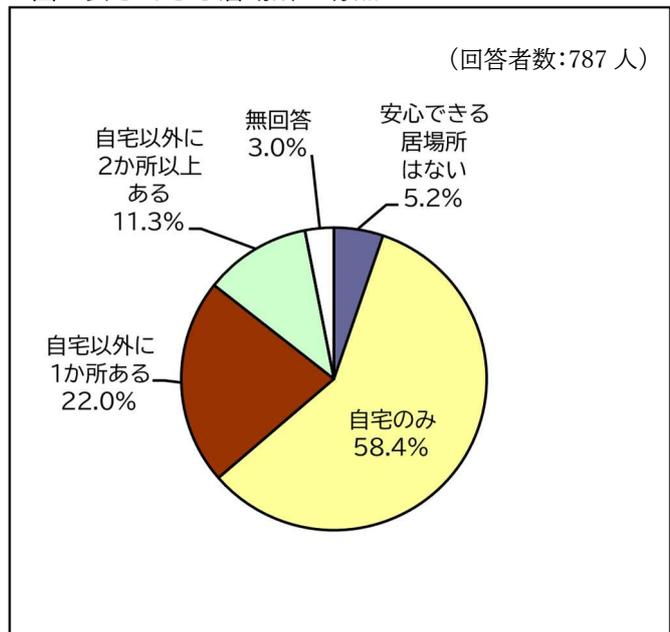


(3) 安心できる居場所の有無

安心できる居場所の有無については、回答者総数から「安心できる居場所はない」(5.2%)及び無回答(3.0%)を除く92.2%(726人)が“ある”と回答しています。

その内訳は「自宅のみ」が58.4%となっています。また、「自宅以外に1か所ある」が22.0%、「自宅以外に2か所以上ある」が11.3%であり、これらを合わせると33.3%が“自宅以外に1か所以上ある”と回答しています。

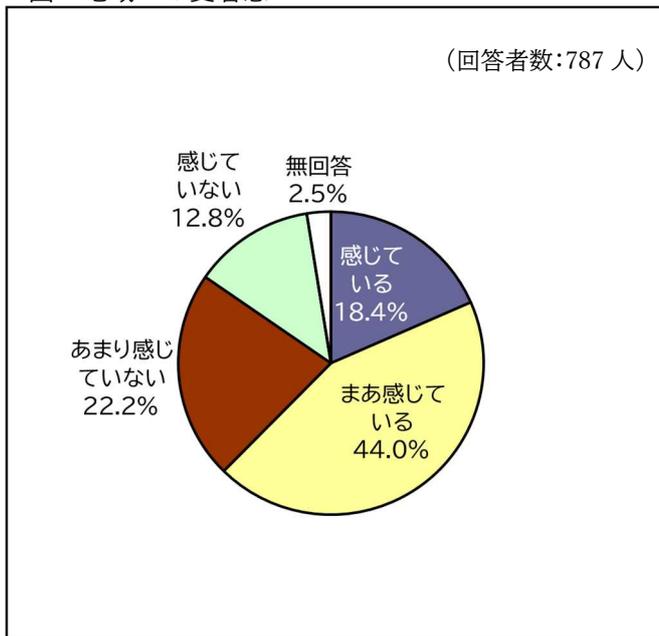
図 安心できる居場所の有無



(4) 地域への愛着感

地域への愛着感については、「感じている」が 18.4%、「まあ感じている」が 44.0%であり、これらを合わせると 62.4%が“感じている”と回答しています。

図 地域への愛着感

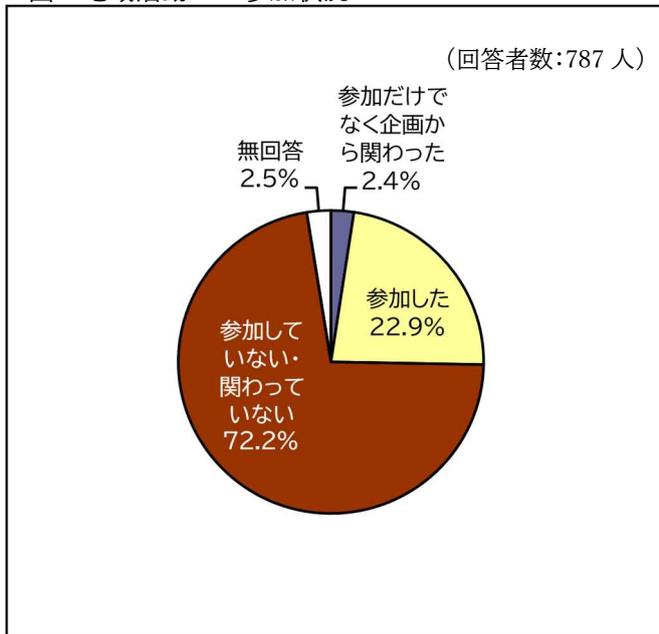


(5) 地域活動への参加状況

地域活動への参加状況については、「参加だけでなく企画から関わった」が 2.4%、「参加した」が 22.9%であり、これらを合わせると 25.3%が“企画した又は参加した”と回答しています。

一方、「参加していない・関わっていない」は 72.2%となっています。

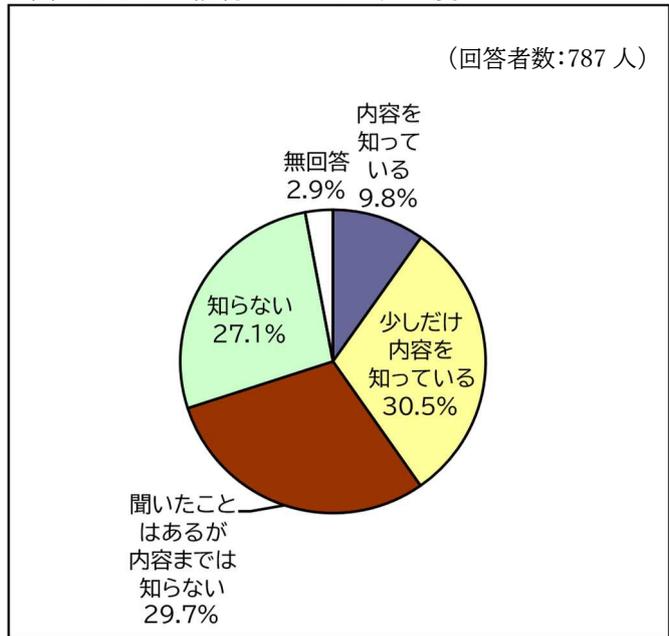
図 地域活動への参加状況



(6) こどもの権利についての認知度

こどもの権利についての認知度については、「内容を知っている」が9.8%、「少しだけ内容を知っている」が30.5%、「聞いたことはあるが内容までは知らない」が29.7%となっています。

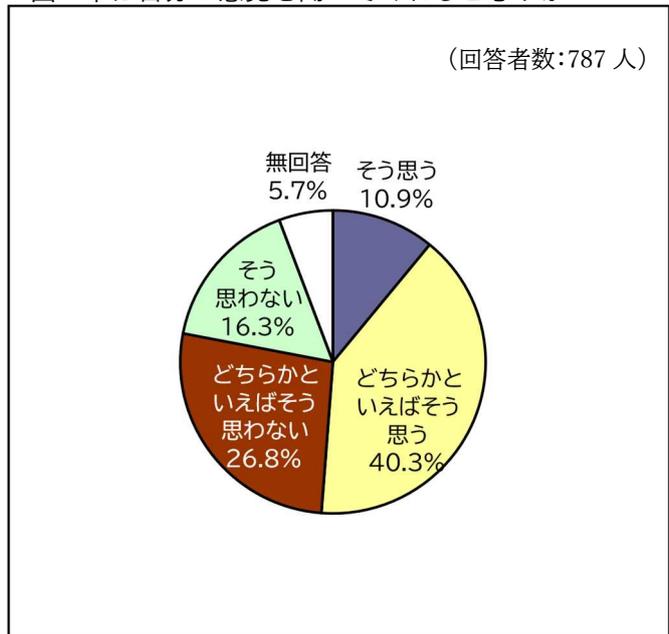
図 こどもの権利についての認知度



(7) 市は自分の意見を聞いてくれると思うか

市は自分の意見を聞いてくれると思うかについては、「そう思う」が10.9%、「どちらかといえばそう思う」が40.3%であり、これらを合わせると51.2%が“そう思う・どちらかといえばそう思う”と回答しています。

図 市は自分の意見を聞いてくれると思うか

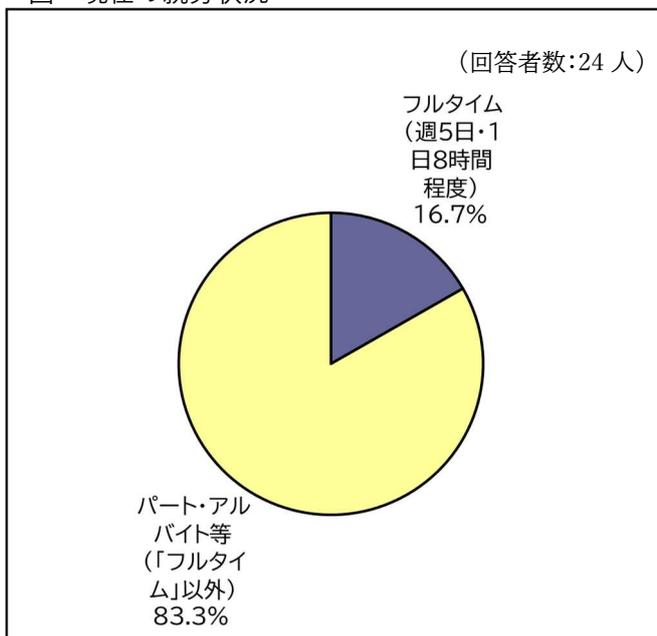


7 ひとり親世帯等アンケート

(1) 現在の就労状況

現在の就労状況については、「フルタイム（週5日・1日8時間程度）」が16.7%、「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）」が83.3%となっています。

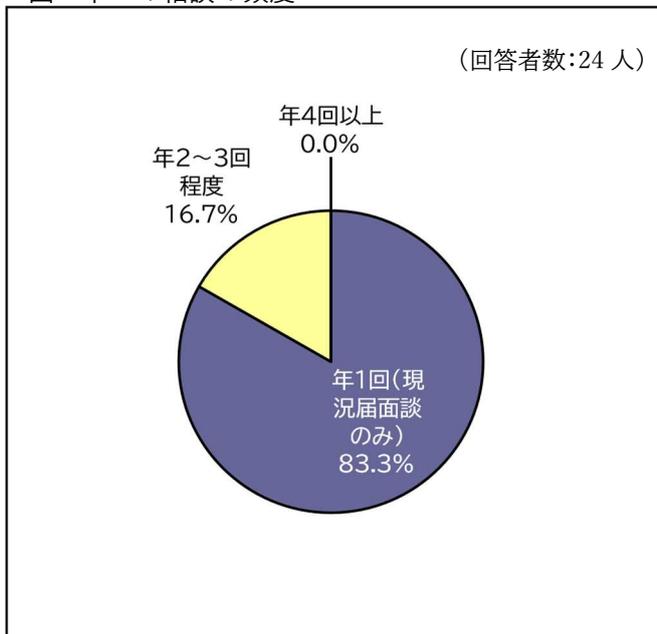
図 現在の就労状況



(2) 市への相談の頻度

市への相談の頻度については、「年1回（現況届面談のみ）」が83.3%、「年2～3回程度」が16.7%となっています。

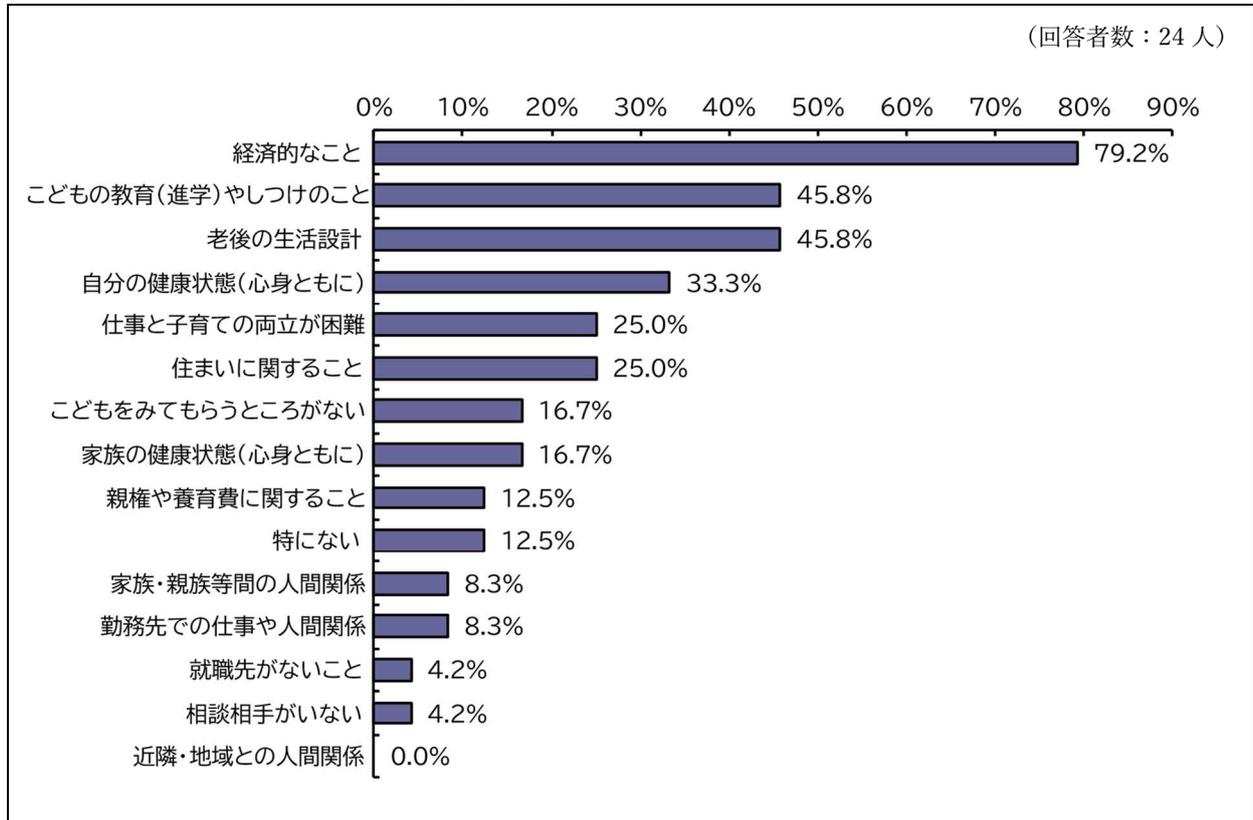
図 市への相談の頻度



(3) 悩みや不安に感じていること

悩みや不安に感じていることについては、「経済的なこと」が79.2%で最も多く、次いで「こどもの教育（進学）やしつけのこと」及び「老後の生活設計」がともに45.8%で続いています。

図 悩みや不安に感じていること（複数回答）



第3節 ヒアリング調査等の結果

1 ヒアリング調査等の概要

アンケート調査では十分に把握できないこどもの生活実態や要望、こどもを取り巻く環境などを具体的に把握し、課題を抽出するため、下記のとおりヒアリングやワークショップを実施しました。

①小中学生ヒアリング・高校生ワークショップ

実施校	学年	実施時期
市立小学校3校	小学4～6年生	令和6年1月・2月・7月
市立中学校2校	中学2・3年生	令和6年1月・2月
県立高等学校1校	高校1～3年生	令和6年7月、令和7年1月

②関係機関・団体等ヒアリング

ヒアリング対象	実施時期
地域子育て支援拠点等支援者	令和6年9月
こども・子育て応援紙「子みゆにてい」編集メンバー	令和6年1月
こどもの居場所づくり活動団体	令和6年3月
学習支援教室（生活困窮自立支援事業）指導者	令和6年9月
飯能市里親会役員	令和6年9月



市長と児童たちとの交流会（奥武蔵小学校）

2 小・中学生ヒアリング・高校生ワークショップ

ヒアリングやワークショップで出された主な意見について、児童・生徒のことばを中心に記載しました。

(1) 小学生

【放課後の過ごし方】

- 100円ショップでボールとかを買って学校で遊ぶ。
- 「川は行っちゃだめ、親とならいいけどこどもだけで行って溺れたら危ない。」と言われている。
- おばあちゃんの家でバーベキューしてる。

【こんな施設があったらいいな】

- 芝生のあるグラウンド（けがをしにくい）
- いつでも使える作業場（工作ができる）
- 廊下でロッククライミング
- アドベンチャー的なアスレチック
- プール、近くにほしい。
- ただで使えるゲームセンター
- フリーWi-Fiができるところ

(2) 中学生

【大人になっても飯能市に住みたいと思う理由は】

- 東京で家を建てるか飯能で家を建てるかといったら飯能の方が安いと思うから。
- 住み心地がシンプルにいい。空気が澄んで、息苦しさが少ない。
- 人が多いところもあまりないし自然も多くて、落ち着く感覚がある。
- いる必要があると思ってる。家を継ぐ。高校を卒業した後もずっといたい。
- 地区の人と交流、地域の活動、ボランティア活動とかにも参加したい。

【こんな場所があったらいいな】

- スポーツインストラクターがいるような場所
- 本気で身体を動かせる場所

【学校でこんなふうに過ごせたらいいな】

- 小学校の方が入りやすいので、小学校に行きたい。
- 中学校が近いから、中学校に来てキャッチボールとかやりたい。
- 中学校の生徒会室や部屋を使わせてほしい。行事の台本を決めるときに学校の昼休みだと言間に合わなくて、学校外だと全員で予定を合わせるの難しい。
- 勉強できる場所が中学校にほしい。図書館は席が少ないし限られた時間しか使えない。
- いろんな学年を混ぜたら面白そう。先輩に「こどうやるんですか？」って、学校だと先輩にも同級生にも聞けるから。

(3) 高校生ワークショップ

【安心できる居場所について】

- 自分の部屋
 - ・自分の部屋にいると叫べるし、自由。
 - ・外だと周りの目を気にしてしまう。
 - ・休みの日とか、友だちと遊んだことはない。
- 個室付きの図書館
 - ・フリーWi-Fiがあって防音完備してほしい。
 - ・一人でいるスペースと、友だちとられるスペースのそれぞれがほしい。
- 余暇施設
 - ・音がよくて、きれいな映画館がほしい。
 - ・今は池袋まで出ないといふ場所が無いので、交通費がかかり困っている。
- 休日も校内の自習室を使えるようにしてほしい。
- 学校に個室（フリーWi-Fi、防音完備）の自習室がほしい。
 - ・早朝のほか放課後、休日も使える。
- 自販機で炭酸、アイス、パン、お菓子を買えるようにしてほしい。
- お昼休みの時間を延ばして、コンビニ等に買い物に出られるようにしてほしい。

3 関係機関・団体等ヒアリング

(1) 地域子育て支援拠点等支援者

【この5年間でよかったことや変化を感じたこと】

- 父親の育児休暇の取得が増えて、父親が子育てに携わる家庭が増えた。
- 父親の拠点への来室が増えた。他児ともコミュニケーションをとる父親も多い。
- 拠点が家族のお出かけの場所の一つになった。
- 0歳児がいる家庭が飯能市に引っ越してくることが多いように感じる。
- 土曜日開室により、保育所等に入所したこどもの成長を見せに来てくれる。
- 赤ちゃんスマイルクーポンが助かるとの声を多く聞く。

【気になること】

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で動画をこどもに見せることが増え、それが今も続いていることで、母からの声かけが減ったり、言葉が遅くなったりするこどもが増えているように感じる。
- 保育園に入りにくいとの声を聞く。
- もう少し長く育児休暇を取りたくても、保育所に入所できなくなるから0歳児から利用したいと考える人が多い。
- 緊急時に預けられるところがもっと増えるとよい。
- 夏休み中の小学生の遊び場がないという声をよく聞く。
- 乳幼児健診は4か月児の次が1歳6か月児なので、その間に離乳食が始まったり歩行が始まったりと、悩みが増える時期に健診がない、という声を聞く。
- 赤ちゃんスマイルクーポンの8か月児の交付のタイミングで保健師の介入があるとよいのではないか。
- ファミリー・サポート・センターの利用料について助成があるとよい。

(2) こども・子育て応援紙「子みゆにてい」編集メンバー

【飯能市のよいところ】

- 自然に触れられて、季節感を感じられるのはこどもにとってもよい。
- 知らない人でも、すれ違うだけで「こんにちは」と言ってくれる。
- 地域子育て支援拠点とか、子育てで相談がしやすいところ。選んでよかったと思う。
- 飯能市は夫の地元で友だちがいなかったもので、母親学級で一生の友だちに出会うことができてうれしかった。

【飯能市の気になるところ】

- 周りに遊べる公園が少なかった。河原があったのでそれは良かったが、気軽に遊べる空き地が少ない。
- こどもが発熱したときにみてもらえる医療機関がなく、情報もなかったのが困った。
- 小児科の医療機関の少なさは、飯能市に移住を勧められないことの原因になるくらい。
- 大型の商業施設がない、ここに行けば全て整っているというのがない。

(3) こどもの居場所づくり活動団体

【活動する上で課題に感じていること】

- 活動を周知し、参加者のハードルを下げるのが課題。
- 本当に支援したい対象に繋がるのが難しい。
- ゲームやタブレットに負けない魅力をいかにつくるか。
- ルールづくりが難しい（厳しくすべき部分など）。
- 財政面で、持ち出しの負担が多い。

【市や社会福祉協議会に期待すること】

- 周知の協力（市のHPで団体が一覧で見られる、マップで実施場所がわかるなど）。
- 空き家のマッチング、固定資産税の免除など活動場所の支援。
- 子ども食堂のスタートブックがあるとよい。
- 実施している団体をできるだけサポートしてほしい。

(4) 学習支援教室（生活困窮自立支援事業）指導者

【生徒との関わりで大切にしていること】

- 指導することで大切にしていることは、「待つこと」「穏やかな気持ち」「強要をしない」「安心感」など。
- 「あいさつ」をしっかりとできるように指導している。
- 生徒には、主語は自分にする考えを教えている（わたしが教わる、わたしが育つ）。
- 他人とは比べないように指導をしている。

【居場所としての役割についての想い】

- わからないことは、そっと教えてくれる場所でありたいと考えている。
- 学習支援だけではない居場所としての役割があると考えている。
- 支援者との関わりのある場所でありたい。

(5) 飯能市里親会役員

【里親になってよかったこと】

- 里親になって、こどもが来てくれてよかった。我が子だと思い遠慮がない暮らしができています。
- 地域の交流ができるようになった。こどもがいなかったら知り合えなかった。
- 多様な家族のあり方への理解が深まった。
- こどもも現在の境遇を柔軟に受け入れてくれていると感じている。

【里親として配慮していること】

- 虐待の心の傷を取れるように配慮している。
- こどもたちは愛着障害があることもあるので、予めそういう勉強をしている。
- 一時的に里親のところに來ることもあるが、一生懸命育てている。

第4節 第2次計画の主な実績等

1 第2次計画の主な実績

(1) 第2次計画において期待以上の成果が得られた主な事業

第2次計画に掲載された事業について評価を行ったところ、期待以上の成果が得られた主な事業の名称と成果の内容は次のとおりとなっています。

【基本目標1】主体性や自己肯定感を育む「子ども支援」

公共施設を活用した居場所づくりや放課後子ども教室など学校を活用した居場所づくりにおいて成果が得られました。また、教育相談や発達支援、家庭児童相談など相談・支援体制の強化が図られました。

事業の名称	主な成果の内容
1-1- (2) ①公共施設を活用した居場所づくりの充実	○小・中学生、高校生が安心できる安全な場所を提供することを目的とした事業を実施することができた。 ○地区行政センターにおいて、長期休暇中の中学生の宿題をサポートする場を提供した。
1-1- (2) ②放課後子ども教室の推進	○放課後子ども教室を実施しているのは、奥武蔵小学校（令和元年度設置）及び飯能第二小学校（令和5年度設置）の2か所。 ○児童数が少ない山間地域にある小学校の魅力アップに役立っている。
1-3- (1) ②教育相談の充実	○安定した相談活動を実施でき、学校と教育センターとの連携がより進み、問題解決につながった。 ○不登校児童生徒の保護者交流会を実施した。
1-3- (2) ①集団生活における発達支援の充実	○各公立保育所において、光の家療育センター職員による巡回を行っており、令和5年度は9か所、10日間に分けて49名に実施し、理学療法士に健康づくり支援課保健師が同行し、合計10回、49名が指導を受けた。また、令和6年度より民間保育施設への巡回も開始した。
1-4- (2) ②家庭児童相談の充実	○令和2年4月はケースワーカー正規職員が2人であったが、令和6年度までに増員が図られた。 ○家庭児童相談員は令和4年度に増員が図られた。 ○令和6年度から埼玉県西部地域の高校訪問を開始した。それまでは保育所（園）・幼稚園、小・中学校訪問までだったが、高校訪問を行うことにより、小・中学生の頃から関わってきたこどもを含めたこどもたちの様子が把握でき、早期対応につながった。 ○高校の先生と顔の見える関係が構築され、高校との連携もとりやすくなった。

※事業名の番号は、第2次計画の施策番号

【基本目標2】 みんなの笑顔を支える「子育て家庭支援」

地域子育て支援拠点では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大期間にあっても途切れることなくサービスを提供する工夫を行うとともに、保育課に保育コンシェルジュを配置することにより、子育て家庭に寄り添った支援を行うことができました。また、認定こども園では一時預かり事業（幼稚園型）を行うとともに、私立幼稚園・保育園の認定こども園への移行のサポートを行いました。

市民の自主的な活動によるこども・子育て支援を進めるため、令和5年度から「こどもの居場所づくり活動団体交流会」を開催し、活動団体が相互に知り合い、情報交換を行える場を提供しました。

事業の名称	主な成果の内容
2-1- (2) ②地域子育て支援拠点の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○地域子育て支援拠点（6か所）、児童センター、児童館、ファミリー・サポート・センター担当者等による会議（月1回）を実施し、情報交換を密に行い、支援の充実を図った。 ○おでかけ広場や子育て教室を実施し、子育ての仲間づくりの充実を図った。 ○地域子育て支援拠点の利用者からの評判はよく、高い水準で維持できている。 ○新型コロナウイルス感染症の感染拡大期間においても、人数制限や予約制を導入し工夫したほか、集まらない時期にはウェブ会議サービスを活用した講座も開催した。その結果、支援を継続し、行動制限の緩和後は徐々に利用人数が回復した。
2-1- (3) ④保育コンシェルジュの配置	<ul style="list-style-type: none"> ○保育コンシェルジュを1名保育課に配置し、保護者の就労状況や希望に応じた適切な教育・保育の提供を行った。令和5年度の相談件数は559件だった。 ○希望する保育所に入所できない場合にも、適切なサービスを紹介することにより、利用者にとって満足度の高い預け先を確保することができた。
2-1- (3) ⑥家庭児童相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により虐待事案や困難を抱える家庭が増えたが、相談員の充実を図ることにより、適切に対応することができた。
2-2- (1) ②多様なニーズに対応した保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○認定こども園3園で一時預かり事業（幼稚園型）を実施した。 ○白鳥幼稚園が令和2年度、加治幼稚園が令和4年度から事業を開始するなど、受入体制の強化を図ることができた。
2-2- (1) ③新たな保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○私立幼稚園・保育園の認定こども園移行のサポートを行った。 ○令和4年度に加治幼稚園が認定こども園に移行した。
2-2- (2) ①保育の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○公立保育所全所及び一部の私立保育園において保育コンサルティング事業を実施し、質の向上に努めた。
2-3- (4) ⑦「こども食堂」活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○令和5年度からこどもの居場所づくり活動団体交流会を定期的で開催した。 ○交流会には、こども食堂を運営する団体も参加した。

※事業名の番号は、第2次計画の施策番号

【基本目標3】地域ぐるみで取り組む「子ども・子育て家庭支援」

令和6年度に保健センター（母子保健）とこども支援課（児童福祉）が連携し、総合的に支援を行うこども家庭センターを設置しました。その結果、それぞれの専門性や強みを生かして連携しながら支援を行うことができました。

事業の名称	主な成果の内容
3-2- (1) ②子ども家庭総合支援拠点の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭児童相談室が今年度からこども家庭センターになった。 ○こども家庭庁の方針に基づき、令和6年4月1日にこども家庭センターを設置した。 ○現状では、保健センター（母子保健）とこども支援課（児童福祉）を総称してこども家庭センターとしている。 ○専門性の強化では、保健センターの保健師、管理栄養士、こども支援課の社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、保育士、公認心理師・臨床心理士（週1回）が総合的に連携をとりながら、それぞれの専門性や強みを生かして強い連携の下に一つのケースを支援することができるようになった。 ○定例（月1回）で集まり情報の共有や意見交換を行っている。

※事業名の番号は、第2次計画の施策番号

(2) 第2次計画において期待した成果が得られなかった事業

第2次計画において期待した成果を得ることができなかった主な事業の名称と理由は、次のとおりとなっています。

事業の名称	主な理由
1-1- (1) ②中学生社会体験チャレンジ事業の充実	○新型コロナウイルス感染症の感染拡大期間と重なり、特に対面を基本とする事業について実施することに多くの制約が生じたため、期待した成果が得られなかった。
1-2- (2) ⑦福祉学習の充実	
2-2- (1) ②多様なニーズに対応した保育の充実 1)病児・病後児保育事業の充実	○民間保育園1園で病後児保育を行っていたが、利用実績につながらなかった。
2-2- (2) ②保育施設及び設備の整備	○老朽化施設の状況把握を行い、改修が必要な施設について、予算の範囲内で改修を行ったが、施設の老朽化が進んでおり、耐震化も含めた全ての整備ができなかった。
2-2- (3) ①放課後児童クラブの増設	○放課後児童クラブの新規開所や既存の児童クラブの分割等により支援の単位を増やしたが、大規模クラブの分割や待機児童の解消には至らなかった。

※事業名の番号は、第2次計画の施策番号

2 教育・保育の見込み量に対する実績値

(1) 幼稚園、認定こども園（教育標準時間利用）

【事業の概要】

幼稚園及び認定こども園の教育標準時間を利用する対象は、基本的に1号認定のこどもです。

【現状】

令和6年4月1日現在、対象の施設は7園で、市街地^{*1}に6園、山間地域に1園となっています。また、施設区分ごとの内訳は、公立幼稚園1園、私立幼稚園3園、認定こども園3園となっています。

【計画値と実績値との比較】

■3～5歳児（1号認定）

各年4月1日現在、単位：人（実人数）

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		831	853	849	865	844
②実績値	施設定員	1,210	1,210	1,125	1,125	1,125
	入園児童数	850	854	799	762	689

(2) 保育所（園）、認定こども園（保育時間利用）、地域型保育事業等

【事業の概要】

「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合で、保育所（園）、認定こども園及び地域型保育事業を利用する2号認定又は3号認定のこどもです。

【現状】

令和6年4月1日時点の保育施設は20施設（分園も1施設とする。）で、市街地に18施設、山間地域に2施設となっています。また、施設区分ごとの内訳は、公立保育所9か所、私立保育園7か所、認定こども園3か所^{*2}、地域型保育事業1か所となっています。

^{*1} 市街地は、山間地域（南高麗、吾野、東吾野、原市場、名栗）以外の地域を指します。

^{*2} (2) 保育所（園）、認定こども園（保育時間利用）、地域型保育事業等における認定こども園は、(1) 幼稚園、認定こども園（教育標準時間利用）における認定こども園と同一です。

【計画値と実績値の比較】

■ 0歳児（3号認定）

各年4月1日現在、単位：人（実人数）

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		92	92	94	95	98
②実績値	施設定員	95	95	102	98	98
	入園児童数	60	54	63	58	67

■ 1・2歳児（3号認定）

各年4月1日現在、単位：人（実人数）

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		486	501	501	503	512
②実績値	施設定員	430	430	445	442	441
	入園児童数	477	437	439	460	480

■ 3～5歳児（2号認定）

各年4月1日現在、単位：人（実人数）

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		733	754	751	766	749
②実績値	施設定員	833	833	875	882	883
	入園児童数	733	752	791	808	807

3 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

子育て中の親子や妊婦等が、身近な場所で教育・保育施設及び地域子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、情報の提供や支援の紹介を行うとともに、必要に応じて相談・助言、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【現状】

平成27年度に子育て総合センターに基本型を1か所、平成29年度に保健センターに母子保健型を1か所開設しました。このうち母子保健型は、令和6年度に開設したこども家庭センター型に統合され、計2か所で事業を行っています。

【計画値と実績値の比較】

各年4月1日現在、単位：か所

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2	2	2	2	2
②実績値	2	2	2	2	2

(2) 延長保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日において、保育所（園）で利用時間を延長して保育を行う事業です。

【現状】

令和5年度末現在、公立保育所3か所、私立保育園5か所で実施しています。

【計画値と実績値の比較】

単位：人（年間を通じた実人数）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	346	359	365	376	380
②実績値	115	105	91	123	-

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

小学校に就学している児童の保護者が就労等により昼間家庭にいない場合、放課後、学校休業日及び長期休業期間に、家庭に代わって適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。

【現状】

全ての小学校区（12校区）に設置されています。複数の児童クラブが設置されている小学校区もあり、令和6年4月1日時点の児童クラブ数は21（支援の単位は23）となっています。

【計画値と実績値の比較】

市全体

各年4月1日現在、単位：人（実人数）

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①計画値	量の見込み	903	914	941	935	944
②実績値	入室児童数	882	814	910	977	1,078
	施設定員	966	966	996	1,030	1,055

学校区ごとの内容

各年4月1日現在、単位：人（実人数）

校区	区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
飯能第一小学校	①計画値	量の見込み	173	176	183	181	182
	②実績値	入室児童数	170	154	162	175	200
		施設定員	170	170	170	170	170*
飯能第二小学校	①計画値	量の見込み	13	12	9	8	8
	②実績値	入室児童数	10	6	3	8	6
		施設定員	24	24	24	24	24
南高麗小学校	①計画値	量の見込み	27	20	21	16	14
	②実績値	入室児童数	28	22	19	21	33
		施設定員	51	51	51	51	51
加治小学校	①計画値	量の見込み	142	144	146	148	145
	②実績値	入室児童数	129	111	114	115	116
		施設定員	103	103	103	103	103
精明小学校	①計画値	量の見込み	17	20	20	18	19
	②実績値	入室児童数	13	17	14	15	13
		施設定員	19	19	19	19	19
原市場小学校	①計画値	量の見込み	68	60	57	52	51
	②実績値	入室児童数	77	61	67	64	68
		施設定員	124	124	124	124	124

※飯能第一小学校区は令和6年度に施設整備を行うため、施設定員は170人から210人に増加する予定

校区	区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
富士見小学校	①計画値	量の見込み	119	122	131	134	134
	②実績値	入室児童数	119	123	131	137	160
		施設定員	121	121	121	121	121
加治東小学校	①計画値	量の見込み	52	52	54	57	60
	②実績値	入室児童数	58	47	48	52	58
		施設定員	42	42	42	42	42
双柳小学校	①計画値	量の見込み	97	104	104	105	113
	②実績値	入室児童数	95	90	103	110	126
		施設定員	113	113	113	113	113
美杉台小学校	①計画値	量の見込み	154	166	177	180	189
	②実績値	入室児童数	140	140	189	220	246
		施設定員	140	140	170	205	230
奥武蔵学校小	①計画値	量の見込み	31	29	31	28	22
	②実績値	入室児童数	29	25	37	37	34
		施設定員	35	35	35	35	35
名栗小学校	①計画値	量の見込み	10	9	8	8	7
	②実績値	入室児童数	14	18	23	23	18
		施設定員	24	24	24	23	23

(4) 子育て短期支援事業

短期入所生活援護事業（ショートステイ事業）は、保護者の疾病等の理由により、家庭において一時的に児童を養育することが困難となった場合に、児童養護施設等で短期間、必要な保護を行う事業です。

【現状】

ショートステイ事業について、2歳以上児が利用しています。

【計画値と実績値の比較】

単位：日（年間利用日数）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	21	21	20	20	20
②実績値	9	36	10	15	-

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭に助産師等が家庭訪問し、乳児の発育発達状況、母親の心身の様子及び育児環境を把握するとともに、地域の保健サービス等の情報提供を行う事業です。

【現状】

保護者の育児不安や負担の軽減及び育児に関する情報提供を行うため、早期の訪問、支援を行っています。

【計画値と実績値の比較】

単位：人（実人数）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	473	449	436	426	418
②実績値	409	368	436	357	-

(6) 養育支援訪問事業その他要保護児童等に対する支援に資する事業

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に助産師、保育士及びホームヘルパーが訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

また、その他要保護児童等に対する支援に資する事業として、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）を運営し、支援が必要な家庭への訪問等を関係機関及び関係団体で行っています。

【現状】

養育支援訪問事業は、相談事業の一環として行っています。

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）は、年間を通じて会議を開催し、様々な機関との連携した支援の充実を図っています。核家族化や家庭環境の多様化等により、支援が必要な児童の増加に対応するため、家庭児童相談室による相談支援と併せ、保育所や小・中学校などの集団所属先での見守りや地域子育て支援拠点など多様な相談機関により支援しています。

【計画値と実績値の比較】

■養育支援訪問事業

単位：人（年間を通じた実人数）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2	2	2	2	2
②実績値	2	1	2	1	-

（子育て支援課）

■要保護児童等に対する支援に資する事業

単位：人（年間を通じた実人数）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	105	105	105	105	105
②実績値	141	143	178	171	-

※量の見込みは要保護児童対策地域協議会取扱い児童数で、年度末現在において管理をしている人数

(7) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互に交流する場所を設置し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行う事業です。子育て中の親子が気軽に立ち寄り、交流できる地域子育て支援拠点において、相談や子育てに関する情報の提供により、子育てに対する不安の解消や負担感を軽減するなど、地域の子育て支援機能の充実を図るものです。

【現状】

市内6か所で実施しており、幼稚園、保育所（園）等に入園（所）する前の乳幼児及びその保護者が主に利用しています。

【計画値と実績値の比較】

単位：人（年間延べ利用者数）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
①量の見込み	41,126	40,844	40,127	39,649	39,584	
②実績値	人	10,604	15,706	17,067	25,439	-
	か所	6	6	6	6	6

(8) 一時預かり事業

1号認定として認定こども園を利用している幼児のうち、標準的な教育時間を超えて幼児を預かる事業と、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、子育て中の保護者のリフレッシュなどにより保育所（園）で一時的に乳幼児を預かり、必要な保育を行う事業です。

【現状】

現在、1号認定として認定こども園1か所、その他の一時預かりとして公立保育所1か所、私立保育園3か所のほか、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）で実施しています。

【計画値と実績値の比較】

①認定こども園（1号認定）における預かり（在園児の預かり保育）

単位：人（年間延べ利用者数）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
①量の見込み	9,660	9,660	15,410	15,410	13,110	
②実績値	人	7,746	11,758	14,499	15,072	-
	か所	2	2	3	3	3

②その他の事業における預かり（保育所（園）の一時預かり、ファミリー・サポート・センター／乳幼児）

単位：人（年間延べ利用者数）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	6,909	7,791	8,526	9,261	9,849
②実績値	5,076	5,227	3,643	10,656	-
保育所（園）	4,626	4,783	3,473	10,541	-
ファミリー・サポート・センター	450	444	170	115	-

(9) 病児・病後児保育事業

病児保育とは、保育所等に通っている児童が病気やケガ等で、集団保育が困難な時期に、専門施設において一時的に保育を行う事業です。病後児保育とは、保育所等に通っている児童が病気やケガ等からの回復期に、専門施設等において一時的に保育を行う事業です。

【現状】

現在は、病後児保育を私立保育園1か所で実施しています。

【計画値と実績値の比較】

単位：人（年間延べ利用者数）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	617	614	600	591	578
②実績値	人	0	0	0	-
	確保量	4人/日	4人/日	4人/日	4人/日

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター／就学児童）

就学児童の預かり等の援助を受けたい方（依頼会員）と援助を行いたい方（提供会員）との相互援助活動に関する連絡調整を実施する事業です。

未就学児に対する子育て援助活動支援事業については、(8)の一時預かり事業に記載していますので、この項目では就学児童に対する子育て援助活動支援事業について記載します。

【現状】

ファミリー・サポート・センターは1か所で送迎や預かりを実施しています。

【計画値と実績値の比較】

単位：人（年間延べ利用者数）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,171	1,210	1,240	1,239	1,281
②実績値	1,064	782	1,053	564	-

(11) 妊婦健康診査事業

妊婦と胎児の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査、計測及び保健指導を実施するとともに、妊娠期間中、必要に応じた医学的検査を適時実施する事業です。

【現状】

本市では、妊婦を対象に国が示している望ましい14回の健康診査と基本的な検査を公費負担しています。

【計画値と実績値の比較】

単位：回（年間延べ回数）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	5,525	5,236	5,091	4,971	4,875
②実績値	8,915	8,463	8,179	8,109	-

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設等に保護者が支払うべき日用品、文房具その他必要な物品の購入等に要する費用又は副食費を助成する事業です。

【現状】

幼稚園、認定こども園及び保育所（園）等で実施しています。

【計画値と実績値の比較】

単位：人（年間を通じた実人数）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	135	134	130	129	125
②実績値	90	102	75	95	-

第5節 今後の課題

これまでの調査結果や第2次計画の実績等を通じて、本計画に反映するために整理した課題は以下のとおりです。

課題1 こども・若者による意見表明・参画の促進

〔こどもの権利に関する周知・啓発〕

若者の生活に関する調査（以下、「若者調査」という。）においてこどもの権利について内容を少しでも知っている割合は40.3%でした。こども・若者自身が権利の主体としてその権利を行使できるよう、学校教育等を通じてこどもの権利に関する理解を促進していく必要があります。

〔こども・若者による参加の促進〕

地区行政センターの宿題サポートや放課後子ども教室など、地域の特色を生かした活動に参加している児童生徒も増えています。若者調査において、地域活動に参加したことがある割合は25.3%ですが、このうち企画から関わった割合は2.4%にとどまっています。地域の行事や活動において、こども・若者が主体的に企画から参加することによって、将来の社会参加や参画につながる成長を促していく必要があります。

〔多様な体験機会の充実〕

小学生の生活に関する調査（以下、「小学生調査」という。）では、放課後や休日の過ごし方において「テレビゲーム・パソコンゲーム」や「カードゲーム・ボードゲーム」の割合が高まっています。また、自分の携帯電話やスマートフォンを持っている割合も小学生調査で48.6%、中学生の生活に関する調査（以下、「中学生調査」という。）で83.1%でした。いずれも前回調査に比べて割合が高くなっています。

本市の豊かな自然や歴史文化を生かした多様な体験機会を充実させていくことで、こどもたちの心豊かな成長につなげていく必要があります。

課題2 一人ひとりのこども・若者に応じた相談支援の充実

〔一人ひとりのこども・若者に応じた相談支援の充実〕

「自分のことが好きだ」と思うこども・若者の割合は、小学生調査で49.5%、中学生調査で48.5%、若者調査で48.0%となっており、いずれも約50%となっています。また、小学生調査では自分が困ったときに助けてくれる人の数が多いほど「自分のことが好きだ」と思う割合が高くなる傾向がみられました。特に、前回調査から今回調査にかけて、困ったときに助けてくれる存在として「父親」や「学校の先生」の割合が高まっており、父親の育児参加や、こどもたちが安心できる居場所として学校の役割が高まっていることがわかりました。今後も、相談支援を担う職員の増員や高校訪問の定例化など関係機関とのさらなる連携を強め、こども・若者の周囲にいる大人たちが積極的に関わり、支援していく必要があります。

課題3 包括的で切れ目のない支援体制の充実

〔こども家庭センターの充実〕

本市では、令和6年度にこども支援課と保健センターが連携し、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもに児童福祉と母子保健の支援を一体的に行うこども家庭センターを設置し、より身近な場で妊産婦等を支える取組を進めてきました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により、困難な課題を抱えたこどもや子育て当事者からの相談内容が複雑多様化し、要保護児童対策地域協議会における取り扱い児童数も増加しています。今後も、児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を切れ目なく継続的に行うとともに、支援の必要性が高い妊産婦・こども及びその家庭の課題に対して、こどもや子育て当事者に寄り添いながら支援する取組を推進する必要があります。

〔保護者の困りごとに寄り添う支援の充実〕

保護者が子育てで困っていることについてみると、就学前児童保護者調査では、妊娠中から産後1か月まででは「こどもの健康や身体」や「自分の健康や身体」、「産科選び」が多く、こどもの成長とともに「育て方・しつけ」、「仕事との両立」が多くみられます。また、小学生保護者調査では「育て方・しつけ」に続いて「こどもの教育」が多く、保護者のライフステージによって困りごとの内容も異なることがわかりました。そのため、妊娠前から出産、子育て期にわたる包括的で切れ目のない支援によって、こどもの健やかな成長と保護者の困りごとに寄り添う支援を進めていく必要があります。

課題4 多様なニーズに対応する質の高い保育環境の整備

〔低年齢児保育及び病児保育の充実〕

就学前児童保護者調査では、今後の重点施策として「保育・幼児教育の充実」が「経済的支援事業」に続いて2番目に割合の高い項目となっています。また、こどもの病気やけがで保育所等が利用できなかった経験の有無では80.6%が「あった」と回答しており、その割合も前々回調査（平成25年）、前回調査（平成30年）に比べて高くなっています。一方、地域子育て支援拠点等支援者へのヒアリングからは、気になることとして、もう少し長く育児休暇を取りたくても、保育所に入所できなくなるので、0歳児から利用したいと考えている保護者の様子が伝えられています。こうしたことから、低年齢児保育や病児保育の実施方法の見直しなど多様な保育の充実を図る必要があります。

〔放課後児童クラブの充実〕

放課後児童クラブについては、利用者の増加に対応するため、新たな児童クラブの整備や分割など施設定員の増加を行っています。しかしながら、学校区によっては入室児童数が施設定員を上回ることもあることから、今後とも放課後児童クラブの充実を図る必要があります。

課題5 こども・若者を社会全体で応援する地域づくりの充実

〔学校を活用した居場所づくりの充実〕

小学生調査において、困ったときに助けてくれる人として、「学校の先生」の割合が前回調査（平成30年）から今回調査（令和5年）にかけて大きく増加しており、学校がこどもにとって安心できる居場所として機能している様子がうかがえます。また、小学生ヒアリングの結果は、小学校が放課後の遊び場として活用されている状況が報告されており、中学生ヒアリングや高校生ワークショップでは、生徒が友だちと一緒に活動したり、自習したりできる場所を求める声が上がっています。

〔多様な居場所づくりの充実〕

若者調査では、自宅以外に安心できる居場所が1か所以上あると回答した割合が33.3%となっています。また、近年、市内でこどもの居場所づくりに関する自主的な活動が盛んであることから、令和5年度から「こどもの居場所づくり活動団体交流会」を開催し、活動団体が相互に知り合い、情報交換を行える場を提供しました。今後とも、公共施設を活用した居場所の提供や、市民による自主的な居場所づくりの活動を支援することにより、多様な居場所づくりを進めていく必要があります。

〔こども・若者が安心・安全に育つ環境づくり〕

自分の携帯電話やスマートフォンなどを持っているこどもの割合は、小学生調査で48.6%、中学生調査で83.1%であり、いずれも前回調査（平成30年）に比べて割合が高くなっています。

こどものインターネット利用の低年齢化が進む中、こどもに有害な情報も氾濫し、犯罪被害につながるといった重大な問題も起きていることから、情報リテラシーなどこどもが安全にインターネットを利用できる力を習得することへの支援や、こどもや保護者等に対する啓発など、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備を進めていく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

こども・若者が自分らしく成長できるまち はんのう

児童福祉法第1条は、「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」と規定されています。また、こども基本法第1条では、「次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し（中略）」とうたわれています。

一人ひとりのこども・若者をめぐり、多くの大人が信頼できる存在として関わっていることが本計画策定のための調査過程において明らかになり、また、信頼できる大人が多いほどこども・若者の自己肯定感が高いこともわかりました。これらのことは、地域全体で連携・協働し、こども・若者の成長を温かく見守ってきた本市の強みとなっています。今後も、こども・若者が多様な人格を持った個として尊重され、自己肯定感を高めることができ、自分らしく成長できるまちづくりを進めていきます。また、豊かな自然に恵まれた環境のなかで、一人ひとりのこども・若者が年齢や育ちにに応じた多様な遊びや体験の機会を通じて、自らを大切にしつつ他者を思いやる心など互いを認め合い、豊かな人間性を育ていけるまちづくりを目指します。

本計画の策定に当たり実施した小学生調査、中学生調査ではこどもの権利について大切だと思うことについて「人と違う自分らしさが認められる」の回答割合が最も高くなっていますが、若者調査では「自分らしさがあると思う」に「とても思う」「まあそう思う」と回答しているのは全体の68.5%でした。

こうしたことから、本計画の基本理念を「こども・若者が自分らしく成長できるまち はんのう」と掲げます。一人ひとりのこども・若者が自分らしく、心豊かに成長できるよう地域全体で支え、こども・若者が地域づくりに積極的に関わりながら、こども・若者文化を醸成するまちづくりを推進していきます。

2 計画の視点

本計画に基づく基本目標及びこども・子育て支援の施策の推進に当たり、こども基本法及びこども大綱を踏まえ、次のとおり基本的な視点を定めます。

(1) こどもを権利の主体として捉え、尊重する視点

こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障します。また、全てのこども・若者が心身ともに健やかに成長することができるよう、多様な居場所の充実や一人ひとりのこどもに応じた相談支援など、こども・若者の幸せを第一に考え、こどもの利益が最大限に尊重される取組を進めます。

(2) 妊娠期からの包括的で切れ目のない支援の視点

こどもが安定した環境の下で育つことができるよう、妊娠期から多様な専門職の連携による切れ目のない支援を行うとともに、こどもと家庭への必要な支援を進めます。また、それぞれの地域の中で充実した子育てができるよう、地域子育て支援拠点等における支援や事業の充実により、地域特性に配慮した取組を進めます。

(3) 社会全体でこども・若者の育ちを応援する視点

子育てについての第一義的責任を有する保護者をはじめ、多様な担い手と行政との協働による安心・安全なまちづくりや、市民、関係機関及び関係団体等が連携してこども・若者の豊かな育ちを応援する取組を進めます。



3 基本目標及び基本施策

計画の基本理念である「こども・若者が自分らしく成長できるまち はんのう」を実現するため、次の3つの基本目標と基本施策を掲げます。

基本目標1 こども・若者が大切にされ、豊かに育つまちづくり

こども・若者が家庭や学校、地域などにおいて意見を表明できる機会や、権利の主体として尊重され、意見が聴かれ、その意見が尊重される機会を持つことができる環境整備を進めます。また、こども・若者が豊かに育つため、本市の自然環境や芸術・文化を生かした自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験や遊びの機会を、こども・若者の意見を尊重しながら提供していきます。

こども・若者が自ら相談できる窓口を充実するとともに、自立を支援する相談支援体制の強化を図ります。また、児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援を進めます。

【基本施策】

- 1-1 こども・若者による意見表明・社会参画の促進
- 1-2 「こどもの権利」の普及と権利を守る取組
- 1-3 多様な学びや体験機会の充実
- 1-4 一人ひとりのこども・若者に応じた相談支援の充実
- 1-5 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

基本目標2 こどもが健やかに育つ環境づくり

こどもの誕生前から幼児期までは、将来にわたる健康で幸せな人生のスタートを切るための重要な時期です。令和6年度に設置したこども家庭センターにおいて、児童福祉と母子保健の専門性を生かし、妊産婦・こどもとその家庭への包括的で切れ目のない支援を行います。また、質が高く、多様なニーズに応える保育環境の整備を進めるとともに、子育てと仕事を両立しやすい環境づくりを進めます。

病気のこどもや障害のあるこどもを育てる家庭、経済的な支援を要する家庭など配慮を要する家庭に対する支援を充実します。

【基本施策】

- 2-1 こども家庭センターを中心とした支援の充実
- 2-2 多様なニーズに応える保育の充実
- 2-3 配慮を要する家庭への支援の充実
- 2-4 子育てと仕事を両立しやすい環境づくり

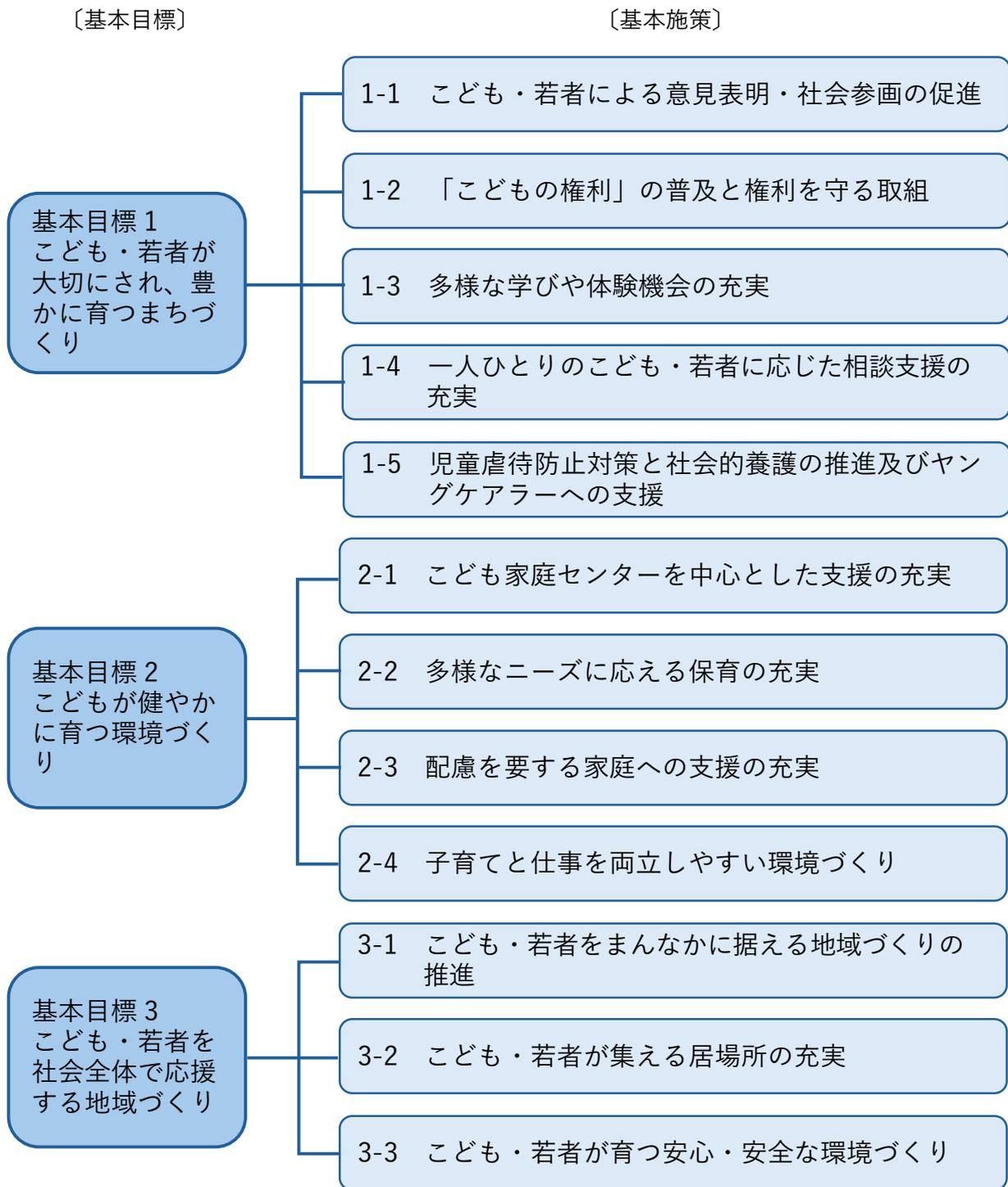
基本目標3 こども・若者を社会全体で応援する地域づくり

こども・若者が、家庭や学校だけではなく地域における様々な大人と信頼関係を築き、支えられながら育つことのできる、こども・若者をまんやかに据える地域づくりを推進します。地域における多世代の交流の場を通じて、こども・若者が安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、公共施設や学校、公園等を活用した居場所づくりや、居場所づくりを行う市民活動への支援を進めます。また、交通安全の推進や防災・防犯活動を促進するとともに、森林文化都市の特徴を生かした魅力ある居住環境の整備を進めます。

【基本施策】

- 3-1 こども・若者をまんやかに据える地域づくりの推進
- 3-2 こども・若者が集える居場所の充実
- 3-3 こども・若者が育つ安心・安全な環境づくり

施策体系図



第4章 こども施策の展開

施策の一覧

基本目標1 こども・若者が大切にされ、豊かに育つまちづくり

基本施策	施策名	頁
1-1 こども・若者による意見表明・社会参画の促進	(1) こども・若者による意見表明機会の拡充	P.79
	(2) こども・若者による社会参画の促進	P.79
1-2 「こどもの権利」の普及と権利を守る取組	(1) 「こどもの権利」と人権意識の普及	P.80
	(2) こども・若者を支える相談支援体制の充実	P.81
1-3 多様な学びや体験機会の充実	(1) 幼児教育及び保育の充実	P.83
	(2) 学校教育の充実	P.83
	(3) 地域における教育活動の充実	P.84
	(4) 多様な体験機会の充実	P.84
	(5) こども・若者が乳幼児等とふれあう機会の充実	P.85
1-4 一人ひとりのこども・若者に応じた相談支援の充実	(1) つらさや悩みを抱えるこども・若者への支援	P.87
	(2) 発育や発達に関する支援の充実	P.87
	(3) 障害のあるこどもや医療的ケア児への支援等の充実	P.88
	(4) 外国にルーツを持つこども・若者への支援	P.88
1-5 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	(1) 児童虐待防止対策の強化	P.90
	(2) 児童虐待への早期対応	P.90
	(3) ヤングケアラーへの支援	P.91

基本目標2 こどもが健やかに育つ環境づくり

基本施策	施策名	頁
2-1 こども家庭センターを中心とした支援の充実	(1) 妊娠期からの包括的で切れ目のない支援の充実	P.94
	(2) 子育て当事者とこどもを支える相談支援の充実	P.95
	(3) 地域における子育て支援の充実	P.95
	(4) 乳幼児期の子育てに関する学習機会の提供と仲間づくりへの支援	P.96
	(5) 妊娠・出産、子育てに関する経済的支援の充実	P.96
	(6) 医療環境の充実	P.97
	(7) 子育てに関する情報発信の充実	P.98
2-2 多様なニーズに応える保育の充実	(1) 多様な保育の充実	P.100
	(2) 保育の質の向上と保育環境の整備	P.100
	(3) 放課後児童クラブの充実	P.101

基本施策	施策名	頁
2-3 配慮を要する家庭への支援の充実	(1) 病気のこどもや障害のあるこどもを育てる家庭への支援の充実	P.102
	(2) 経済的支援が必要な家庭への支援	P.103
	(3) ひとり親家庭の自立支援	P.104
2-4 子育てと仕事を両立しやすい環境づくり	(1) 雇用環境の充実	P.105
	(2) 男女共同参画の推進	P.106

基本目標3 こども・若者を社会全体で応援する地域づくり

基本施策	施策名	頁
3-1 こども・若者をまんなかに据える地域づくりの推進	(1) 地域に根ざした団体への活動支援	P.107
	(2) こども・若者を応援する市民活動への支援	P.108
3-2 こども・若者が集える居場所の充実	(1) 公共施設を活用した居場所づくりの充実	P.109
	(2) 学校を活用した居場所づくりの充実	P.110
	(3) 公園を活用した居場所づくりの充実	P.110
	(4) 地域における多様な居場所づくり活動への支援	P.110
3-3 こども・若者が育つ安心・安全な環境づくり	(1) 交通安全の推進	P.112
	(2) 防災・防犯活動の促進	P.112
	(3) 子育てにやさしいまちづくりの推進	P.112

成果指標

この計画の進捗状況を客観的に評価するため、基本目標ごとに成果指標を設定しました。なお、現在値が調査されていない項目については、次回計画策定時にアンケート調査を実施する予定です。

基本目標1 こども・若者が大切にされ、豊かに育つまちづくり

指標名	対象区分	前回値 (令和元年)	現在値 (令和6年)	目標値 (令和11年)
①「人と違う自分らしさ」が認められていると感じるこども・若者の割合	小学生	—	—	100%
	中学生	—	—	100%
	若者	—	—	100%
②「自分のことが好きだ」と思うこども・若者の割合	小学生	38.0%	49.5%	60%
	中学生	43.4%	48.5%	60%
	若者	—	48.0%	60%
③「こどもの権利」について少しでも内容を知っていると回答したこども・若者の割合	小学生	—	—	60%
	中学生	—	—	60%
	若者	—	40.3%	60%

基本目標2 こどもが健やかに育つ環境づくり

指標名	対象区分	前回値 (令和元年)	現在値 (令和6年)	目標値 (令和11年)
①地域の子育て環境や支援に満足していると回答した人の割合（「高い」・「やや高い」を合わせた割合）	乳幼児保護者	41.0%	35.8%	50%
	小学生保護者	16.9%	24.5%	35%
②教育・保育事業を利用していない人の地域子育て支援事業等を「利用している」と回答した人の割合	乳幼児保護者	75.6%	79.3%	90%
③子育てに関する相談相手において「いない／ない」と回答した人の割合	乳幼児保護者	2.9%	4.2%	0%
	小学生保護者	4.4%	5.6%	0%

基本目標3 こども・若者を社会全体で応援する地域づくり

指標名	対象区分	前回値 (令和元年)	現在値 (令和6年)	目標値 (令和11年)
①こどもの居場所づくり団体ネットワークの登録団体数	—	—	23 団体*	30 団体
②安心できる居場所が「ない」と回答したこども・若者の割合	小学生	—	—	0%
	中学生	—	—	0%
	若者	—	5.0%	0%

※令和6年12月1日現在

基本目標 1 こども・若者が大切にされ、豊かに育つまちづくり

1-1 こども・若者による意見表明・社会参画の促進

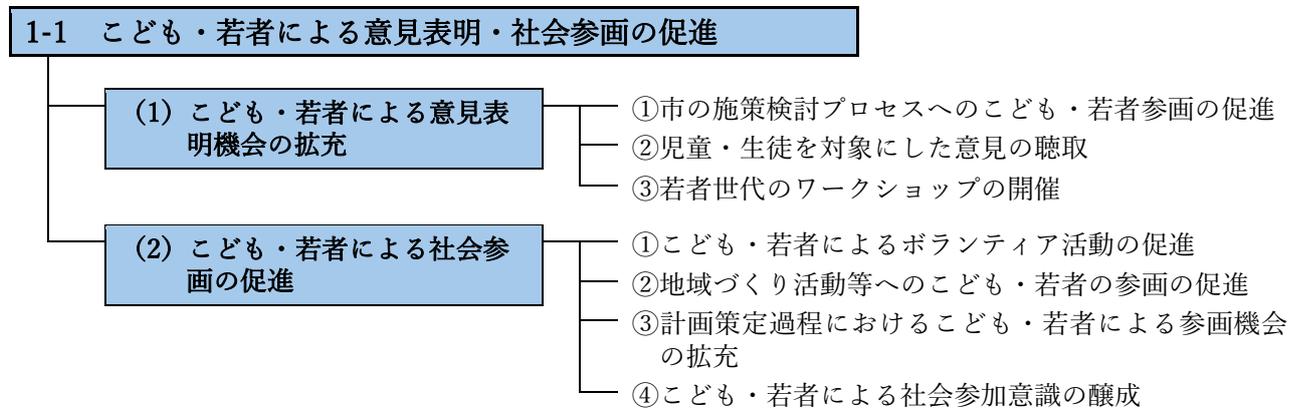
こども・若者が述べた意見が反映され、それにより周囲や社会が変わっていく体験を積み重ねながら、希望と意欲に応じて活躍できる社会を築いていく必要があります。特に、言葉で意見を表明することが難しい低年齢児においても、年齢にふさわしい関わり方を行うことによって意思が尊重されることが大切です。

こども・若者が小・中学生から地域の一員として参画し、その関係性が高校生・大学生以降も継続することによって、地域の担い手として育まれることも大切です。

本市では、平成16年から5年ごとに市内の小・中学生にアンケート調査を行うとともに、学校を訪問して児童・生徒との懇談を行ってきました。また、令和6年度には市内の高校に通う生徒によるワークショップを開催し、こども政策やまちづくりについて幅広い意見聴取を行いました。

今後とも、様々な機会を捉えてこども・若者が意見を表明できる場を増やすとともに、意見を反映させていく取組を進めます。

施策の体系



施策の内容

(1) こども・若者による意見表明機会の拡充

事業名	事業の内容	担当課
①市の施策検討プロセスへのこども・若者参画の促進	市の施策や事業の検討過程において、こども・若者が参加しやすいアンケート調査やインタビューなど意見聴取を実施し、参画を促進する。	こども支援課 関係各課
②児童・生徒を対象にした意見の聴取	学校訪問によるインタビューや交流機会、タブレットによるウェブアンケート等を実施する。	こども支援課 学校教育課
③若者世代のワークショップの開催	市内高等学校・大学等の生徒・学生を対象にしたワークショップを開催する。	こども支援課 関係各課

(2) こども・若者による社会参画の促進

事業名	事業の内容	担当課
①こども・若者によるボランティア活動の促進	小・中学校、高等学校、大学、社会福祉協議会等と連携し、こども・若者による多様なボランティア活動を促進する。	こども支援課 関係各課
②地域づくり活動等へのこども・若者の参画の促進	居場所づくりの活動や地域活動等において、こども・若者が企画段階から参画し、主体となって活動ができるよう支援する。	
③計画策定過程におけるこども・若者による参画機会の拡充	行政計画の策定時には、アンケート調査やヒアリング、ワークショップなど、こども・若者からの意見を聴取する機会を設け参画を促す。	
④こども・若者による社会参加意識の醸成	安心して意見を述べる機会や、意見を持つための様々な支援を行い、社会参加意識の醸成を図る。また、模擬選挙をはじめとした様々な主権者教育や啓発活動の取組により、意見表明や参加意識の醸成を図る。	こども支援課 選挙管理委員会 学校教育課 関係各課

1-2 「こどもの権利」の普及と権利を守る取組

こども・若者は、心身の発達の過程にあっても、乳幼児期から生まれながらに権利の主体です。多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからにとっての最善の利益を図ることが大切です。1989年に国連で採択され、我が国が批准している児童の権利に関する条約（以下、「子どもの権利条約」という。）では、こどもが持つ基本的な権利として「生命、生存及び発達に対する権利」、「こどもの最善の利益」、「こどもの意見の尊重」及び「差別の禁止」の4つの原則が定められています。こうした「こどもの権利」の理解を進めるとともに、市民一人ひとりが基本的人権の大切さを認識することができるよう、こども自身やその保護者、市民を対象にした人権教育を進めていきます。

また、家庭、学校及び地域などあらゆる生活の場で悩みや不安などの課題を抱え、その課題を自分ひとりで取り除くことが難しい状況にあるこども・若者もいます。身近なところで悩みを気軽に相談できたり、より複雑な問題に重層的に対応してもらえる相談支援体制の充実を進めていきます。

施策の体系

1-2 「こどもの権利」の普及と権利を守る取組

(1) 「こどもの権利」と人権意識の普及

- ① 「こどもの権利」に関する理解の促進【新規】
- ② 人権尊重意識の啓発
- ③ 人権教育の充実

(2) こども・若者を支える相談支援体制の充実

- ① さわやか相談員等の配置
- ② こども・若者の自立を支える相談窓口の充実

施策の内容

(1) 「こどもの権利」と人権意識の普及

事業名	事業の内容	担当課
① 「こどもの権利」に関する理解の促進【新規】	学校教育、講演会、家庭教育を通じて一般向け、こども向け、支援者向けそれぞれに対応する。	企画課 こども支援課 学校教育課 生涯学習課
② 人権尊重意識の啓発	市民一人ひとりがこどもの人権を含めた基本的人権の大切さを認識し、観念や意識のうちに潜在する差別を取り除くため、人権啓発研修会を開催する。	企画課
③ 人権教育の充実	子どもの権利条約に基づき、児童・生徒の発達段階に応じた人権尊重や共生社会の教育を推進する。	こども支援課 学校教育課 生涯学習課

(2) こども・若者を支える相談支援体制の充実

事業名	事業の内容	担当課
①さわやか相談員 [※] 等の配置	さわやか相談員、スクールカウンセラーを配置し、小・中学校において、いじめ、不登校及び友人関係等の相談に応じる。	学校教育課 (教育センター)
②こども・若者の自立を支える相談窓口の充実	<p>こども・若者が抱える悩みごとなどを受け止め、就労や自立を支えるための重層的な相談支援体制の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性相談 ・消費生活相談 ・生活支援相談 ・家庭児童相談 ・健康相談 ・栄養相談 ・教育相談 	自治振興課 生活安全課 地域福祉課 生活福祉課 こども支援課 保健センター 学校教育課 (教育センター)

※ 「さわやか相談員」とは、いじめ、不登校及び児童生徒の心の問題の相談等に応じるため、公立中学校に配置している相談員のことです。

1-3 多様な学びや体験機会の充実

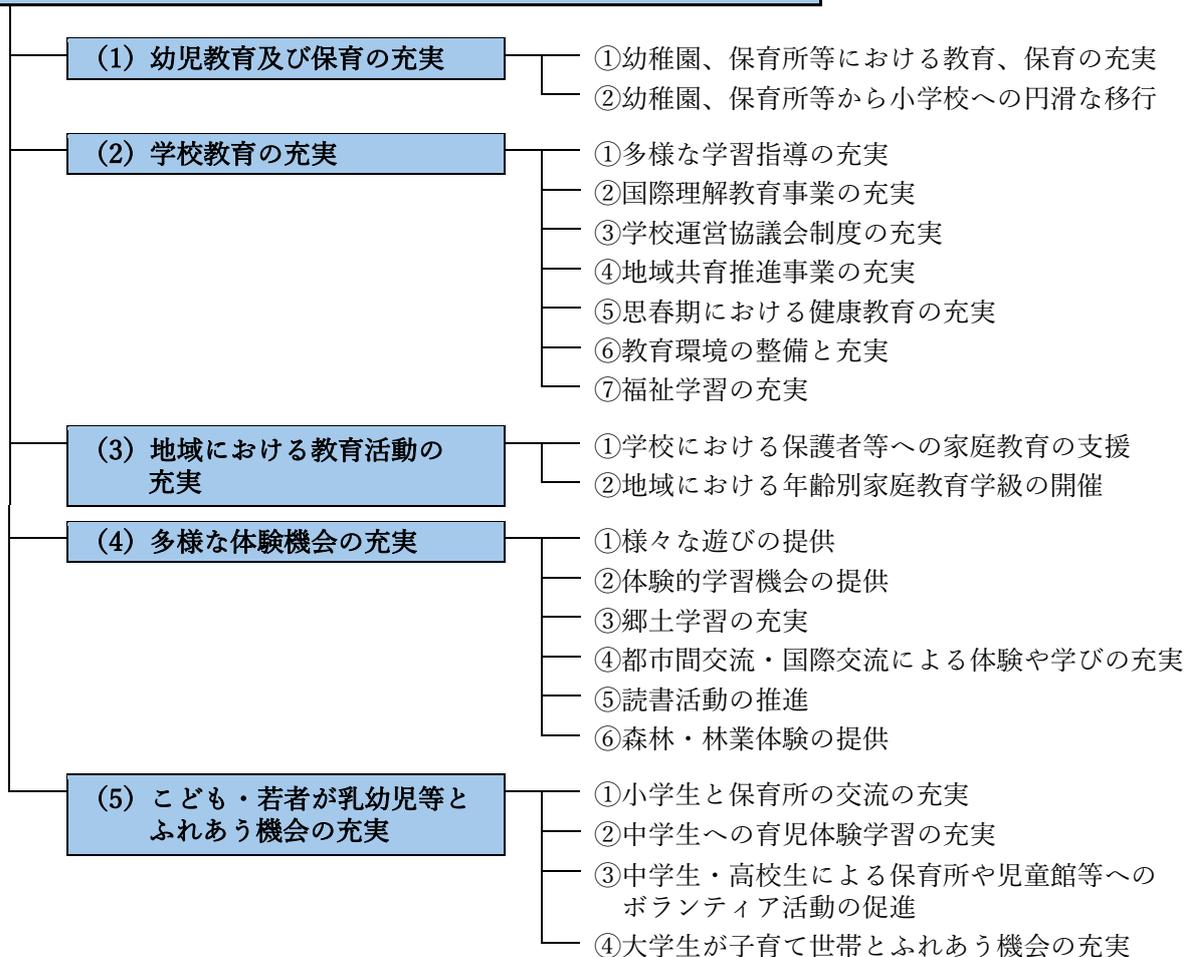
遊びや体験活動は、こども・若者の健やかな成長の原点です。乳幼児期からの豊かな体験によって、自分に対する自信や社会とのつながりを身につけ、主体性や自分らしく生きていくための力を育むことが大切です。

幼児期の教育は、生涯にわたる人間形成の基礎となる重要なものです。乳幼児から児童期までの学びの連続性に配慮し、幼児教育・保育施設と小学校の円滑な連携・協力を行います。また、こどもを取り巻く環境が大きく変化しているなか、「生きる力」を育成する学校教育の充実に努めるとともに、家庭と地域の教育力を高める取組の充実に図ります。

児童センター・児童館をはじめ、公民館、博物館などの施設を活用してこども・若者が様々な体験を通じて自主性や社会性、豊かな情操を育む事業をこども・若者の意見を尊重しながら充実していきます。

施策の体系

1-3 多様な学びや体験機会の充実



施策の内容

(1) 幼児教育及び保育の充実

事業名	事業の内容	担当課
①幼稚園、保育所等における教育、保育の充実	一人ひとりの資質や能力を大切にしながら、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（文部科学省発行のパンフレット、以下、「10の姿*」という。）を活用し、幼児教育・保育を行う。	保育課 （保育所） 学校教育課 （幼稚園）
②幼稚園、保育所等から小学校への円滑な移行	幼年教育連絡協議会を開催し、教育・保育施設と小学校の相互理解や情報共有を図る。	

(2) 学校教育の充実

事業名	事業の内容	担当課
①多様な学習指導の充実	一人ひとりの児童・生徒が主体性をもって学ぶ喜びを実感することができるように、多様な学習指導の充実に努める。	学校教育課
②国際理解教育事業の充実	学校教育において国際理解を深め、外国語に対する関心の高揚や語学力の向上を図るため、AET*を各小・中学校へ派遣する。	
③学校運営協議会制度の充実	学校が保護者や地域住民等との信頼を築き、地域と共にある学校づくりを目指して、地域住民の学校運営への参画を推進する。	
④地域共育推進事業の充実	各中学校において家庭や地域と連携し、学校の特色や地域の特性を生かした活動を行い、地域共育推進事業の充実に努める。	
⑤思春期における健康教育の充実	性教育、飲酒、喫煙、薬物及びこころの健康に関する取組など、思春期における健康教育の充実に努める。	学校教育課 保健センター
⑥教育環境の整備と充実	安全で快適な教育環境を保つため、老朽施設や設備の改修、安心・安全に配慮した施設整備を行う。	教育総務課
⑦福祉学習の充実	児童・生徒が高齢者や障害のある人への理解を深め、支援方法や共生社会について学ぶ機会の充実に努める。	介護福祉課 障害福祉課 （つぼみ園） 学校教育課

*「10の姿」とは、文部科学省の幼稚園教育要領、厚生労働省の保育所・保育指針及び内閣府の幼保連携型認定こども園教育・保育要領で共通の指針となっている10の姿のこと。具体的には「健康な心と体」、「自立心」、「協同性」、「道徳性・規範意識の芽生え」、「社会生活との関わり」、「思考力の芽生え」、「自然との関わり・生命尊重」、「数量・図形、文字等への関心・感覚」、「言葉による伝え合い」及び「豊かな感性と表現」となっています。

*「AET」とは、Assistant English Teacherの略で、英語指導助手のことです。

(3) 地域における教育活動の充実

事業名	事業の内容	担当課
①学校における保護者等への家庭教育の支援	基本的な生活習慣やしつけなど、日常的な家庭教育の充実を図るため、各小・中学校において家庭教育の講座や広報活動を行う。	学校教育課
②地域における年齢別家庭教育学級の開催	0歳児から中学生までのこどものいる保護者を対象として、年齢区分ごとに家庭教育学級を開催する。また、年齢別ではない特別家庭教育学級を開催する。	生涯学習課 (公民館)

(4) 多様な体験機会の充実

事業名	事業の内容	担当課
①様々な遊びの提供	集団的・個別的な遊びの提供、健康の増進につながる事業、四季折々の体験や芸術的活動を通じて豊かな情操を育む。	こども施設課 (児童センター・美杉台児童館)
②体験的学習機会の提供	地域と密着した社会体験学習や学習機会を提供し、こどもが様々な体験を通して自主性・社会性を育むとともに、こども同士の交流を図る。	学校教育課 生涯学習課 (公民館)
③郷土学習の充実	こどもを対象とした体験学習を実施し、郷土の歴史文化に関する体験的学習や伝承、飯能河原・天覧山周辺の自然について学ぶ機会を設け、地域への関心を高める。	博物館 生涯学習課
④都市間交流・国際交流による体験や学びの充実	こども・若者が、都市間交流や国際交流等の様々な機会を通じて、異なる文化等の理解を深める体験や学習の充実を図る。	自治振興課 学校教育課 生涯学習課 (公民館) スポーツ課
⑤読書活動の推進	乳幼児期からの読書に親しむ事業を開催し、各年齢に合わせた読書活動を推進する。	図書館
⑥森林・林業体験の提供	乳幼児期から木に触れる木育事業を実施し、木のぬくもりや親しみを感じる機会を提供するとともに、保護者にも木育への理解を深める。 小・中学校で森林・林業に関する授業を実施し、森林文化への理解を深める。	森林づくり課

(5) こども・若者が乳幼児等とふれあう機会の充実

事業名	事業の内容	担当課
①小学生と保育所の交流の充実	小学生に乳幼児と関わる機会を提供するため、保育所児童との交流事業を実施する。	保育課（保育所） 学校教育課
②中学生への育児体験学習の充実	母子愛育会との協働による育児体験学習の充実を図る。	保健センター 学校教育課
③中学生・高校生による保育所や児童館等へのボランティア活動の促進	子育てに関するボランティア活動を通じて、中学生及び高校生に乳幼児とふれあう機会を提供する。	保育課 こども施設課 （児童センター・ 美杉台児童館）
④大学生が子育て世帯とふれあう機会の充実	子育て中の親子が参加できる事業を大学と連携して企画し、大学生が子育て世帯とふれあう機会を提供する。	こども支援課 （子育て総合センター）

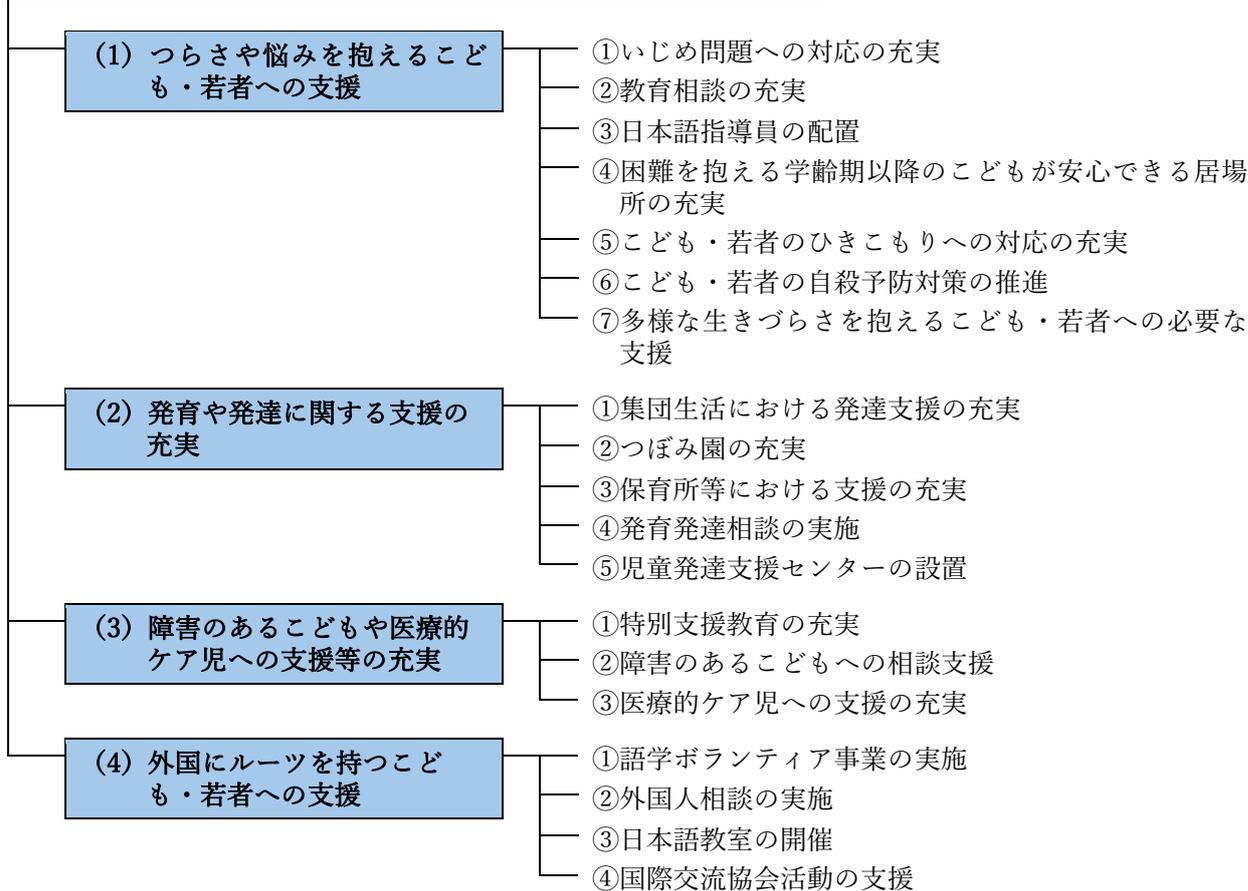
1-4 一人ひとりのこども・若者に応じた相談支援の充実

一人ひとりのこども・若者のつらさや悩みに寄り添い、安心して生活ができるよう、不登校の児童・生徒へのスペシャルサポートルーム[※]や教育支援センター「杉っ子ルーム」の運営、不登校の児童・生徒の保護者交流会の開催、家庭や学校以外のサードプレイス[※]の開設など、教育相談体制・こども・若者への支援体制の充実に努めてきました。

成長・発達に配慮が必要なこどもや疾病、障害のあるこども・若者を十分に支援するためには、成長・発達の様子や疾病、障害の状態などを早期に確認し、親の思いや不安に寄り添いながら適切なサポートを受けられるようにすることが重要です。そのため、保育や学校教育と連携しながら、専門機関において乳幼児期からの療育や支援を進めていきます。また、近年、外国にルーツを持つこども・若者が増えていることから、日本語習得や修学支援、適応支援など、一人ひとりの状況に応じた支援を行います。

施策の体系

1-4 一人ひとりのこども・若者に応じた相談支援の充実



※ 「スペシャルサポートルーム」とは、不登校や不登校傾向、特別な支援が必要な児童生徒を支援する居場所です。通常の教室への復帰を前提とはしておらず、成長できる場として機能します。

※ 「サードプレイス」とは、自宅や学校などとは別に存在する、居心地の良い場所を指します。義務や必要性に関わらず、自ら進んで行く場所で、人によってどのような場所が該当するかは様々です。

施策の内容

(1) つらさや悩みを抱えるこども・若者への支援

事業名	事業の内容	担当課
①いじめ問題への対応の充実	飯能市いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止等の対策を進める。	学校教育課
②教育相談の充実	不登校や外国籍の児童・生徒等への相談の充実とともに、学校生活における悩みの相談に応じる。	学校教育課 (教育センター)
③日本語指導員の配置	日本語指導員を配置し、外国籍の児童・生徒の日本語指導及び生活指導を行う。	学校教育課 (教育センター)
④困難を抱える学齢期以降のこどもが安心して暮らせる居場所の充実	様々な困難な状況により孤立している学齢期以降のこどものため、安心して過ごせるサードプレイスとしての居場所の充実を図る。	こども支援課
⑤こども・若者のひきこもりへの対応の充実	こども・若者のひきこもりに関する相談窓口と個別支援体制の充実を図る。	地域福祉課 保健センター
⑥こども・若者の自殺予防対策の推進	誰も自殺に追い込まれることのないよう、生きることの包括的な支援として、こども・若者への自殺予防対策を推進する。	こども支援課 保健センター
⑦多様な生きづらさを抱えるこども・若者への必要な支援	自己の存在意義や性自認の悩みなど、多様な生きづらさを抱えるこども・若者の SOS を受け止める相談窓口の普及を図る。	自治振興課 保健センター こども支援課 学校教育課 (教育センター)

(2) 発育や発達に関する支援の充実

事業名	事業の内容	担当課
①集団生活における発達支援の充実	発達段階において、集団生活が適切であるこどもの入所等への支援を行う。 発達支援に関する専門家が保育所等を巡回し、こどもへの対応について助言等の指導を行う。 集団での親子遊びを通じた児童への発達支援と、親の育児支援を行う「はんのうキッズすくすくクラブ」の充実を図る	保育課(保育所) 保健センター
②つばみ園の充実	障害のあるこどもへの日常生活における基本的動作の指導及び集団生活への適応を行い、もって家庭教育の充実を援助する。 保育所体験、巡回相談及び研修の共催等で保育所と協力していく。	障害福祉課 (つばみ園)
③保育所等における支援の充実	つばみ園、保健センター、こども支援課等との連携を強化し、保育所等に通う乳幼児の発達への支援の充実を図る。	障害福祉課 (つばみ園) 保育課(保育所) こども支援課 (子育て総合センター) 保健センター
④発育発達相談の実施	医師、理学療法士、言語聴覚士、公認心理師・臨床心理士及び保健師による乳幼児の発育発達の相談を行い、療育等の適切な支援に繋げる。	保健センター

事業名	事業の内容	担当課
⑤児童発達支援センターの設置	障害児相談支援の充実により、専門性の向上と連携による切れ目のない支援の提供を行う児童発達支援センターを設置する。	障害福祉課

(3) 障害のあるこどもや医療的ケア児への支援等の充実

事業名	事業の内容	担当課
①特別支援教育の充実	児童・生徒の障害に応じた適切な指導を展開するため、特別支援学級介助員及び特別支援教育支援員を配置し、教育の充実を図る。また、障害のある児童・生徒への正しい理解を深めるため、通常学級との交流学习を推進する。	学校教育課 (教育センター)
②障害のあるこどもへの相談支援	障害児相談支援事業により、発育発達の課題があるこどもやその家族への早期の相談支援を実施し、医療、保健、福祉及び教育との連携により日常生活における必要な支援を実施する。	こども支援課 保育課 障害福祉課 (つばみ園) 保健センター 学校教育課 (教育センター)
③医療的ケア児への支援の充実	保育所や学校等において医療的ケア児が適切に過ごせるよう受入体制を整備するとともに、支援の充実を図る。	障害福祉課 保育課 保健センター 学校教育課 (教育センター)

(4) 外国にルーツを持つこども・若者への支援

事業名	事業の内容	担当課
①語学ボランティア事業の実施	公的機関で通訳、翻訳が必要な場合に、登録された語学ボランティアに通訳、翻訳を依頼する。	自治振興課
②外国人相談の実施	日常生活における困り事を、外国語対応が可能な相談員を配置し、面談により対応する。	
③日本語教室の開催	生活に必要な日本語を習得するために、日本語教室を開催する。教室は昼間の教室と、昼間では参加できない勤労者向けに夜の教室を開催し、多くの外国籍住民が参加できるようにする。	
④国際交流協会活動の支援	国際交流協会が実施する地域の外国人との交流や異文化理解の事業、学校での国際理解教育への協力、日本語教室の開催、外国人小・中学生への日本語学習支援などの活動に支援を行う。	

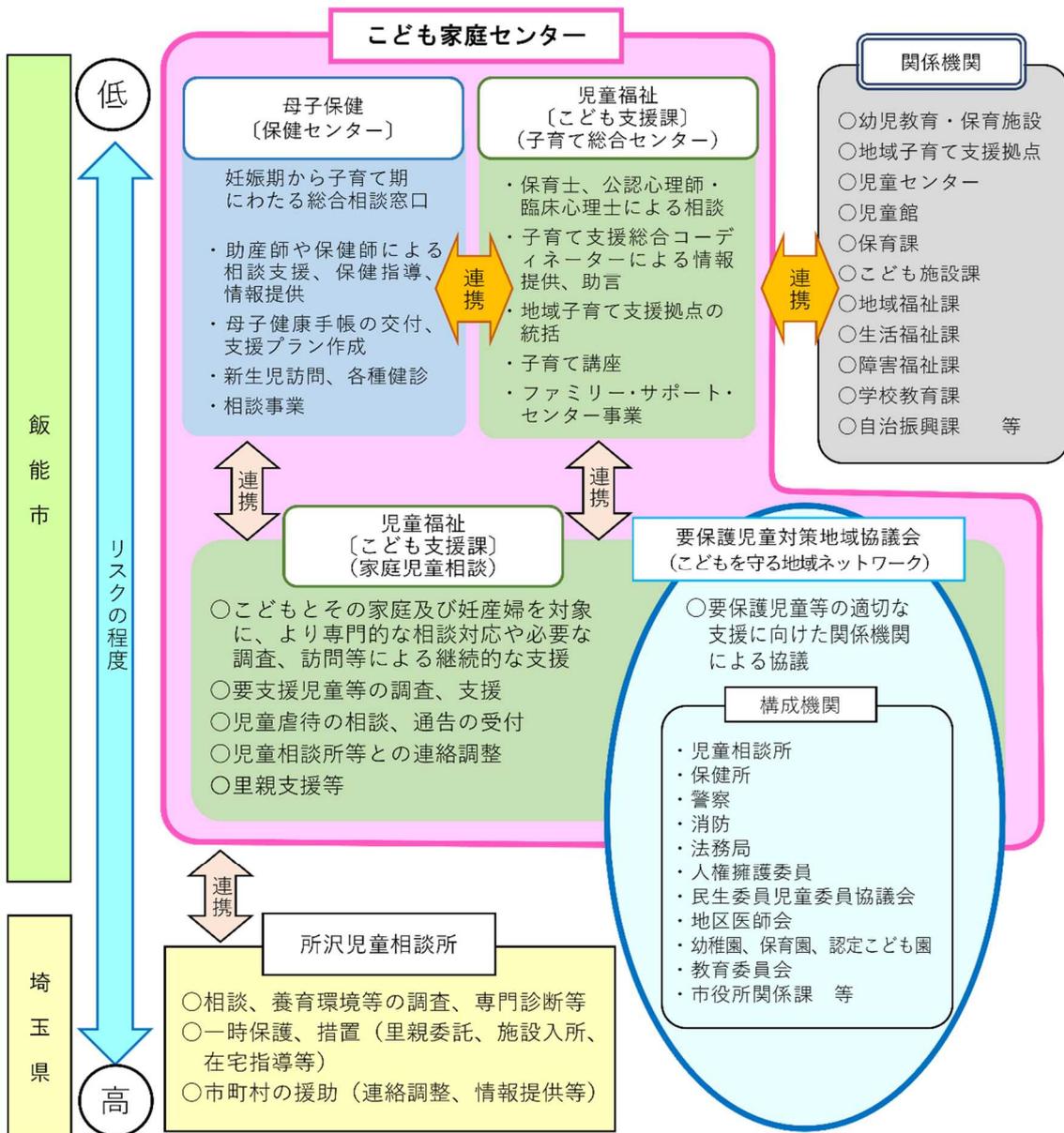
1-5 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

児童虐待については、全国の児童相談所での児童虐待相談件数が増加の一途をたどっており、重篤な児童虐待事件も後を絶たないなど深刻な社会問題となっています。

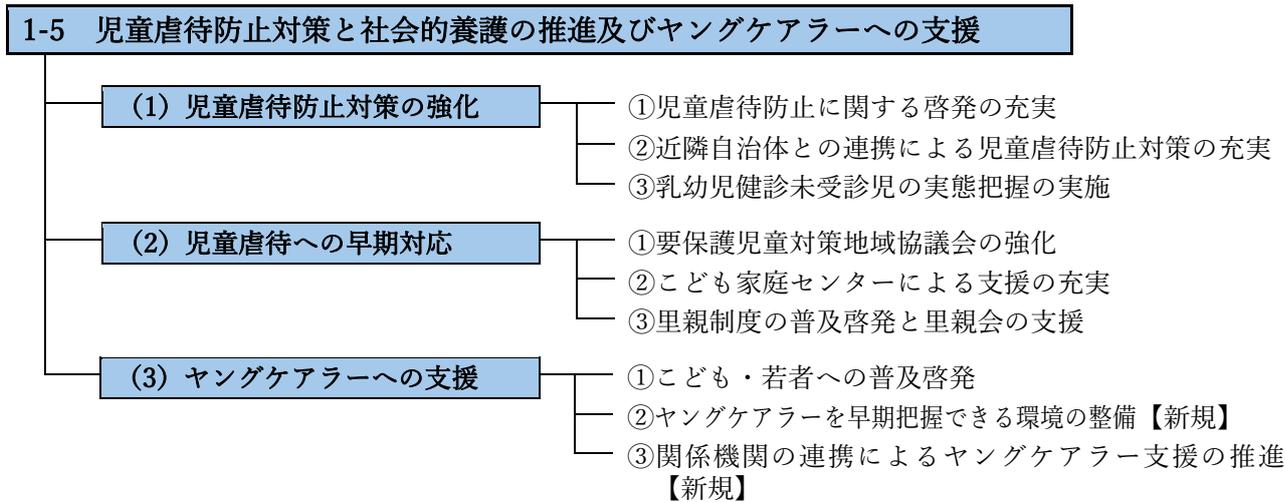
児童虐待の発生予防と早期発見、早期対応を図るため、要保護児童対策地域協議会を構成する児童相談所などの関係機関や関係団体との連携を強化し、適切な支援を進めていきます。また、令和6年度に設置したこども家庭センターにおいて専門的な知識及びノウハウを有する職員の確保と育成を進め、体制の強化及び資質の向上を図るとともに、近隣自治体との連携を強化していきます。

ヤングケアラーについては、こども・若者本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらいことから、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていきます。

図 児童虐待等のリスクの程度に応じた支援機関の果たす役割について



施策の体系



施策の内容

(1) 児童虐待防止対策の強化

事業名	事業の内容	担当課
①児童虐待防止に関する啓発の充実	児童虐待の発生予防と早期発見、早期対応を図るため、体罰によらない子育ての普及啓発や児童虐待防止への深い関心と理解を得る。	こども支援課 保健センター 学校教育課
②近隣自治体との連携による児童虐待防止対策の充実	深刻化する児童虐待の現状に対応するため、ダイアプラン*構成5市により、支援のための情報共有や職員間の意見交換等を行う。	こども支援課
③乳幼児健診未受診児の実態把握の実施	乳幼児健診の未受診が、虐待につながるおそれがあることから、訪問等により実態を把握する。	保健センター

(2) 児童虐待への早期対応

事業名	事業の内容	担当課
①要保護児童対策地域協議会の強化	要保護児童等の適切な保護及び支援を図るため、関係機関と情報の交換を行うとともに、支援の内容について協議する。また、構成員の資質向上を図るため、近隣市と連携して研修会を開催する。	こども支援課

*「ダイアプラン」とは、埼玉県西部地域の特徴や資源を生かした魅力と活力のあるまちづくりを目指して、所沢市、飯能市、狭山市、入間市及び日高市によって構成される埼玉県西部地域まちづくり協議会のことです。

事業名	事業の内容	担当課
②こども家庭センターによる支援の充実	こどもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、情報の提供、子育て家庭に寄り添う相談支援等への対応及び総合調整等を行う「こども家庭センター」の機能の充実を図るとともに、支援者の資質向上を図る取組を実施する。	こども支援課 保健センター
③里親制度の普及啓発と里親会の支援	様々な理由により家庭で暮らすことのできないこどもが家庭的な環境で生活できるよう、児童相談所と連携し、里親制度の普及啓発を図るとともに、里親会の支援を行う。	こども支援課

(3) ヤングケアラーへの支援

事業名	事業の内容	担当課
①こども・若者への普及啓発	ヤングケアラーをめぐる問題として、ケアラーとなっているこどもが自らの状態に気づいていないことが指摘されていることから、児童・生徒に対するヤングケアラーに関する啓発を行う。	こども支援課 学校教育課
②ヤングケアラーを早期把握できる環境の整備【新規】	こどもの周囲に日常的にいる大人の気づきの感度を上げ、ヤングケアラーを早期発見し必要な支援につなげられるよう、学校・福祉事業者、居場所づくり活動団体等を対象とした研修を行う。	介護福祉課 障害福祉課 こども支援課 学校教育課
③関係機関の連携によるヤングケアラー支援の推進【新規】	ヤングケアラーの状態にあるこどもに対し、各関係機関が連携して支援に取り組む。	地域福祉課 介護福祉課 障害福祉課 こども支援課 保健センター 学校教育課



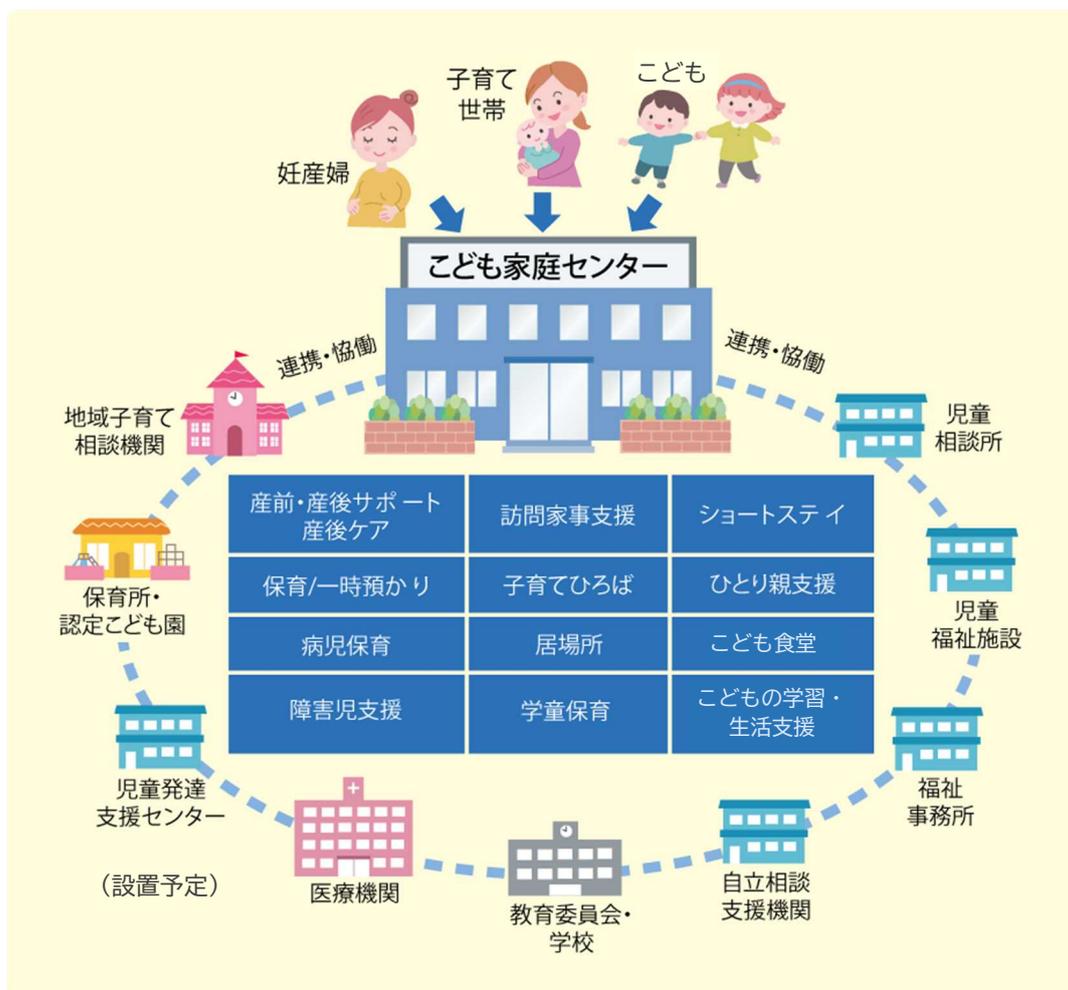
基本目標 2 こどもが健やかに育つ環境づくり

2-1 こども家庭センターを中心とした支援の充実

本市では、令和6年度にこども支援課と保健センターが連携し、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもに児童福祉と母子保健の支援を一体的に行うこども家庭センターを設置しました。こども家庭センターは、第2次計画において推進した飯能版ネウボラ[※]を継承し、より身近な場で妊産婦やこども等を支える取組を充実させるものです。

今後も、子育て支援の連携を更に強めることにより、妊娠前から出産、子育て期にわたる包括的で切れ目のない支援によって、全てのこどもの健やかな成長と保護者への支援を進めます。

■こども家庭センターのイメージ

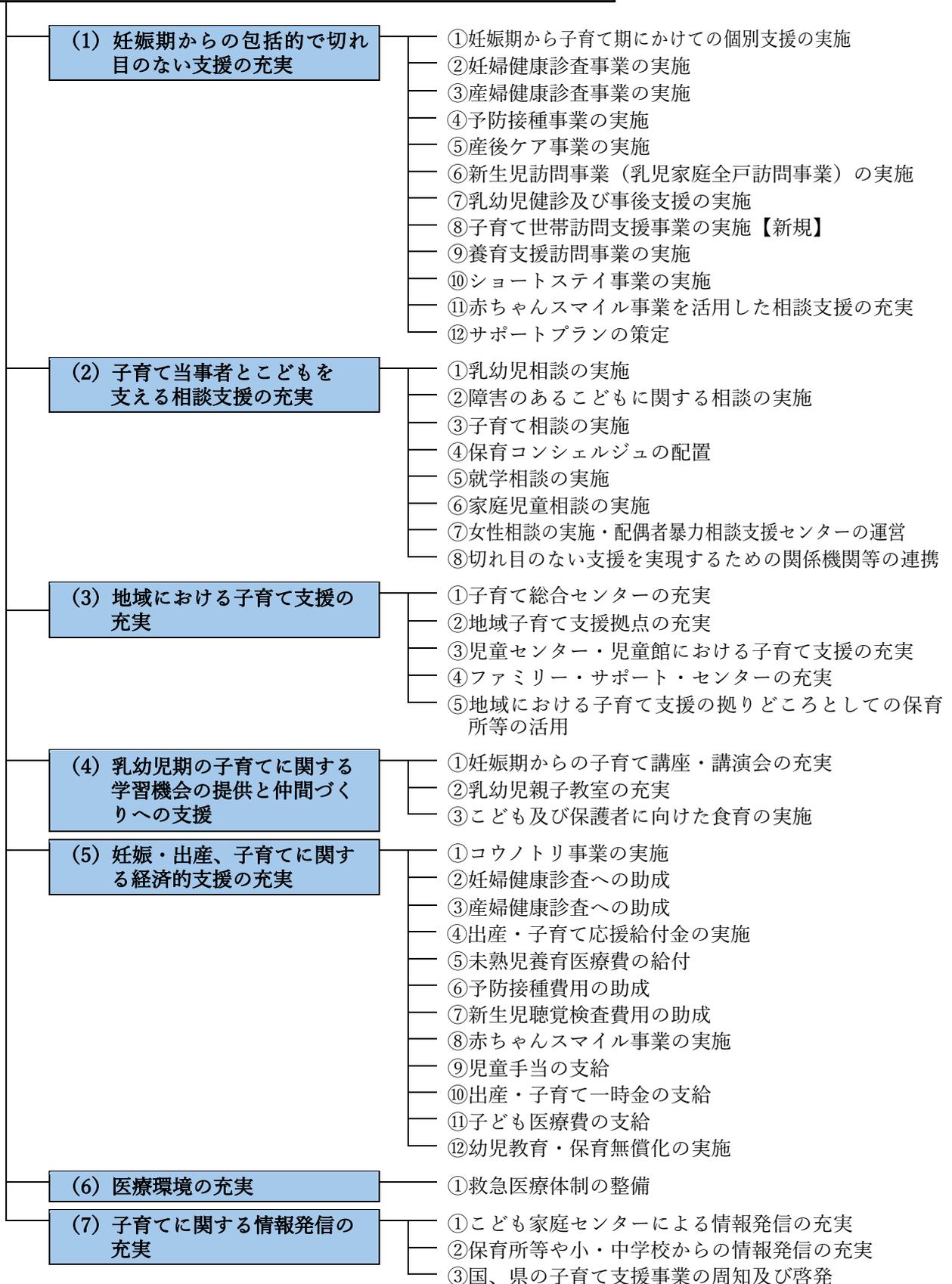


参考：wam net（独立行政法人福祉医療機構が運営する福祉・保健・医療の総合情報サイト）
https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/fukushiworkguide/jobguideworkplace/jobguide_wkpl82.html

[※]「飯能版ネウボラ」とは、第2次計画に掲げた本市独自の取組で、国が参考としているフィンランドの子育て支援制度であるネウボラの考え方をもとに、妊娠前から出産、子育て期にわたる継続的な支援によって、より身近な場で妊産婦等を支えることを目的としたもの。

施策の体系

2-1 こども家庭センターを中心とした支援の充実



施策の内容

(1) 妊娠期からの包括的で切れ目のない支援の充実

事業名	事業の内容	担当課
①妊娠期から子育て期にかけての個別支援の実施	出産・子育て応援給付金や各種健診、乳幼児相談などを通して、こどもの発育や子育ての悩みに寄り添える切れ目のない個別支援を実施する。	保健センター
②妊婦健康診査事業の実施	妊婦と胎児の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査、計測及び保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を適時実施する。	
③産婦健康診査事業の実施	産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図るため、出産後間もない時期の産婦を対象に、母体の身体的機能の回復の把握、授乳状況の把握及び精神状態の把握等を行う健康診査を実施する。	
④予防接種事業の実施	出生届出時及び標準接種時期に個別に予防接種の勧奨を行う。 飯能市ご当地アプリ内のこどもの健康ナビによる予防接種の種類や接種時期の情報提供を行う。	
⑤産後ケア事業の実施	出産後の母子が産後も安心して子育てができるように支援体制を確保し、「短期入所（ショートステイ）型」、「通所（デイサービス）型」及び「居宅訪問（アウトリーチ）型」のいずれかによって心身のケアや育児のサポートを実施する。	
⑥新生児訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）の実施	助産師、保健師が全ての新生児、乳児家庭に訪問し、産婦の体調や乳児の発育、育児に関する相談に対応する。	
⑦乳幼児健診及び事後支援の実施	健診にて異常の発見及び栄養指導、歯科指導、保健指導を実施する。また、発育発達が要経過観察のこども、もしくは育児支援が必要な保護者について継続的な支援を行う。	
⑧子育て世帯訪問支援事業の実施【新規】	家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐため、訪問支援員が、家事・子育て等に不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する。	こども支援課
⑨養育支援訪問事業の実施	子育てに不安を抱えるなど養育支援が必要となっている家庭に訪問支援を行い、育児負担の軽減と養育力の向上を図る。	
⑩ショートステイ事業の実施	保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となったこどもについて、児童養護施設に短期入所委託する。	
⑪赤ちゃんスマイル事業を活用した相談支援の充実	出生届出時、乳児健診時、生後8か月時に赤ちゃんスマイルクーポンを対面で交付し、育児等に関する相談に対応する。	
⑫サポートプランの策定	支援の必要性が高い妊産婦・こども及びその家庭の課題を解決するため、こどもや子育て当事者との協働により支援方針（サポートプラン）を策定する。また、サポートプランを関係者間で共有し、効果的な支援を実施する。	

(2) 子育て当事者とこどもを支える相談支援の充実

事業名	事業の内容	担当課
①乳幼児相談の実施	こどもの発育発達、育児の方法や悩み及び食事などについて、保健師等による相談を実施する。	保健センター
②障害のあるこどもに関する相談の実施	障害の早期発見、早期支援につなげるため、障害児相談支援を行う。	障害福祉課 (つぼみ園) 保健センター
③子育て相談の実施	公認心理師・臨床心理士、保育士及び子育て支援総合コーディネーターによる子育て相談を行う。	こども支援課 (子育て総合センター)
④保育コンシェルジュの配置	保護者の就労状況や希望を伺いながら、保護者のニーズと保育サービス等を適切に結びつける保育コンシェルジュを配置する。	保育課
⑤就学相談の実施	小学校就学を迎える障害のある児童や、就学するに当たって心配のある児童の就学相談を実施する。	学校教育課 (教育センター)
⑥家庭児童相談の実施	子育ての悩みやこどもの発育発達及び虐待等に関する相談に応じ、そのこどもや家庭に適切な支援を行う。	こども支援課
⑦女性相談の実施・配偶者暴力相談支援センターの運営	女性が抱える複雑かつ多様な問題に対応するため、女性相談支援員による面接相談を実施する。 身近な場所での継続的な相談、基本的な情報提供、緊急時における安全確保及び自立のための支援をワンストップで実施する。	自治振興課
⑧切れ目のない支援を実現するための関係機関等の連携	こどもや子育て当事者への支援が切れ目なく適切に実施できるよう、地域資源の把握や関係機関等の連携を推進する。	こども支援課 保健センター 関係各課

(3) 地域における子育て支援の充実

事業名	事業の内容	担当課
①子育て総合センターの充実	子育てに関する様々な情報提供や研修会の開催、関係機関へつなぐ役割を果たす利用者支援事業の充実を図る。	こども支援課 (子育て総合センター)
②地域子育て支援拠点の充実	地域全体でこどもと親の育ちを応援するため、地域の実情に応じた親子の交流の場を提供する。 地域の関わりを大切にしておでかけ広場や子育ての仲間づくりの充実を図る。	
③児童センター・児童館における子育て支援の充実	児童厚生員を配置し、こどもや子育て当事者の拠りどころとして充実を図る。	こども施設課 (児童センター・ 美杉台児童館)

事業名	事業の内容	担当課
④ファミリー・サポート・センターの充実	臨時的、変則的な保育ニーズに対応するため、地域における育児に関する相互援助活動を促進する。	こども支援課 (子育て総合センター)
⑤地域における子育て支援の拠りどころとしての保育所等の活用	マイ保育所事業を全ての公立保育所で実施し、地域の子育て支援の拠りどころとして充実を図るとともに、私立保育園での実施について検討する。また、保育所等の園庭開放を推進する。	保育課(保育所)

(4) 乳幼児期の子育てに関する学習機会の提供と仲間づくりへの支援

事業名	事業の内容	担当課
①妊娠期からの子育て講座・講演会の充実	妊婦の仲間づくりや父親同士の交流を促すため、母親学級、両親学級を開催する。 こどもや子育てについて学ぶため、保育所で保育の体験学習を行う。 保護者向けの講座等を開催し、子育てに関する知識や仲間づくりの場の提供を行う。	こども支援課 (子育て総合センター) 保育課(保育所) 保健センター
②乳幼児親子教室の充実	乳幼児の年齢に応じた親子教室を開催し、遊びを通して心身の発達を促す。また、親同士の交流を図る。	こども施設課 (児童センター・美杉台児童館)
③こども及び保護者に向けた食育の実施	適切な食習慣を確立するため、こども及び保護者へ食育を実施する。	保健センター こども支援課 (子育て総合センター)

(5) 妊娠・出産、子育てに関する経済的支援の充実

事業名	事業の内容	担当課
①コウノトリ事業の実施	不妊や不育に悩む男女の経済的な負担を軽減するため、検査費を助成する。	保健センター
②妊婦健康診査への助成	妊婦健康診査(14回)に係る費用の一部を助成する。	
③産婦健康診査への助成	出産後間もない時期に医療機関で実施する産婦の健康診査(1回)の費用の一部を助成する。	
④出産・子育て応援給付金の実施	妊娠届出・新生児訪問時のそれぞれで、面談・アンケートの実施によって、出産・子育て応援給付金の支給を行う。	
⑤未熟児養育医療費の給付	身体の発育が未熟なまま生まれた新生児が指定医療機関に入院した場合、その医療費を給付する。	

事業名	事業の内容	担当課
⑥予防接種費用の助成	子育て世帯の経済的負担の軽減とこどもの健康保持増進を図るため、法定予防接種費用の助成のほか子どもインフルエンザ予防接種費用を助成する。 飯能市の指定外の医療機関で予防接種した費用を助成する。	保健センター
⑦新生児聴覚検査費用の助成	新生児を対象に行う、新生児聴覚検査（1回）に係る費用の一部を助成する。	
⑧赤ちゃんスマイル事業の実施	赤ちゃんの健やかな成長を願うとともに、市が一体となって子育てを応援するため、0歳児の保護者を対象として育児用品等の購入に使用できるクーポンを支給する。	こども支援課
⑨児童手当の支給	高校生年代までの児童を養育している方を対象に手当を支給する。	
⑩出産・子育て一時金の支給	出産をした人が飯能市国民健康保険に6か月以上加入している場合、出産育児一時金を支給する。	保険年金課
⑪子ども医療費の支給	こどもが必要とする医療を容易に受けられるようにするため、こどもの保険診療の一部負担金を支給する。	
⑫幼児教育・保育無償化の実施	幼稚園、保育所（園）及び認定こども園等を利用する対象児童の利用料を無償化する。また、3歳から5歳までの障害のあるこどものための児童発達支援等の利用者負担を無償化する。	学校教育課 保育課 障害福祉課 （つぼみ園）

(6) 医療環境の充実

事業名	事業の内容	担当課
①救急医療体制の整備	小児科を含む休祝日・夜間診療所、休祝日緊急歯科診療所及び休祝日調剤薬局を運営し、休日や夜間の初期救急医療の体制を整備する。 坂戸・飯能地区病院群輪番制病院運営事業を実施して外来、入院及び一定の手術に対応する小児科を含む二次救急医療の体制を維持する。	保健センター

(7) 子育てに関する情報発信の充実

事業名	事業の内容	担当課
①こども家庭センターによる情報発信の充実	公募による子育て中の市民編集メンバーが作成する子育て応援紙「子みゆにてい」を発行するほか、市内の子育て関連情報をホームページ、飯能市ご当地アプリ※、健康カレンダー、子育てガイドブック、SNS等を活用して情報発信を行う。	こども支援課 (子育て総合センター) 保健センター
②保育所等や小・中学校からの情報発信の充実	公立保育所におけるアプリ(コドモン)や、小・中学校におけるタブレット、その他アプリを活用した情報発信の充実を図る。	保育課 学校教育課
③国、県の子育て支援事業の周知及び啓発	国、県による子育て支援事業(パパ・ママ応援ショップ、赤ちゃんの駅等)の周知及び啓発を図る。	こども支援課 (子育て総合センター)

※「飯能市ご当地アプリ」とは、飯能市の子育て情報のほか、様々な機能が利用できる総合アプリのことです。

2-2 多様なニーズに応える保育の充実

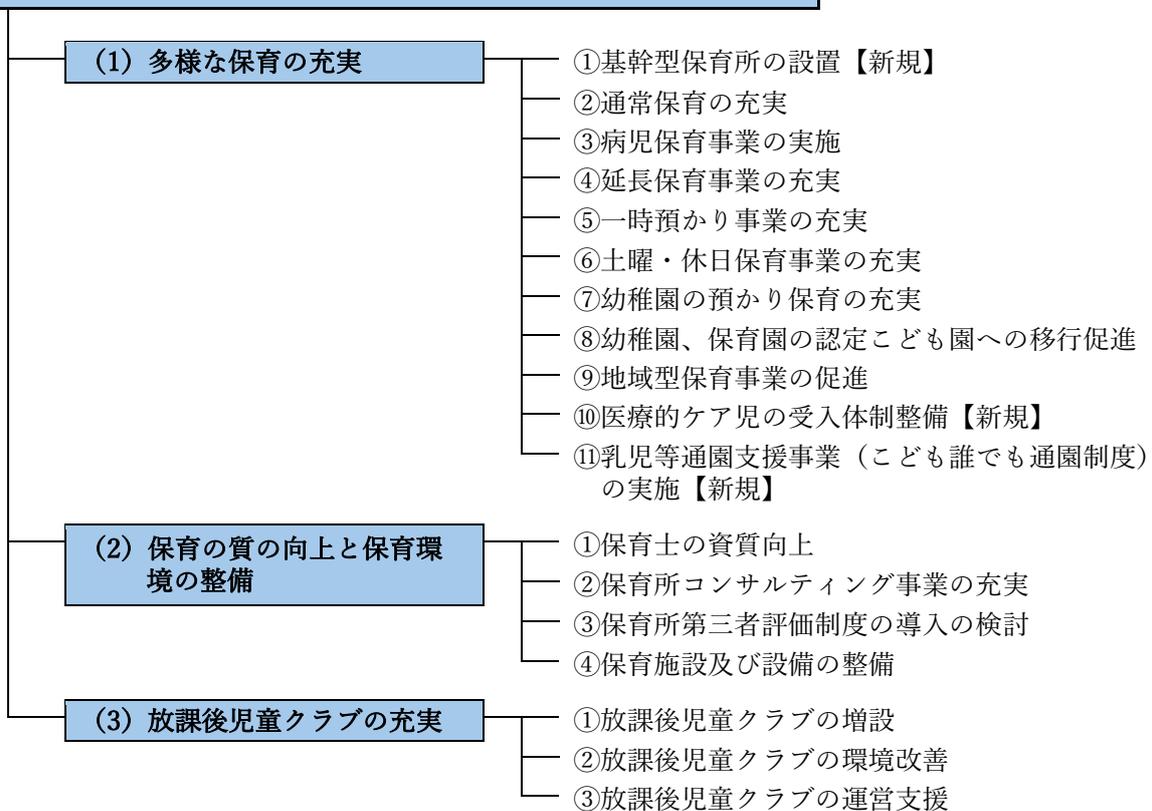
子育て当事者の就業率の高まりとともに就労状況や生活スタイルの多様化に伴い、保育ニーズが増加・多様化しているため、通常保育の充実とともに、延長保育や一時預かり保育など、多様なニーズに対応した保育の充実が求められています。

そのため、保育士の資質向上を含めた保育全体の質の向上を目指すとともに、安全な保育環境の整備を進めていきます。

また、就学後においても保護者が安心してこどもを預けて働くことができるよう、放課後児童クラブの充実を進めていきます。

施策の体系

2-2 多様なニーズに応える保育の充実



山手保育所

施策の内容

(1) 多様な保育の充実

事業名	事業の内容	担当課
①基幹型保育所の設置【新規】	地域における子育て支援及び保育の質の向上を図るため、公立保育所の機能を強化する基幹型保育所を設置する。	保育課 (保育所)
②通常保育の充実	入所児童が健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるよう、保育内容の充実に努める。 また、低年齢児保育の需要の増加に対応し、施設の確保も含め、円滑な入所に努める。	
③病児保育事業の実施	病気の療養期間中の保育ニーズに対応するため、病児保育を実施する。	
④延長保育事業の充実	勤務形態や通勤のために、保育時間の延長を希望する保護者のニーズに応じて、延長保育の充実に努める。	
⑤一時預かり事業の充実	週3日以内の就労や一時的に家庭での保育が困難となる児童を保育所等で預かる、一時預かりの充実に努める。	
⑥土曜・休日保育事業の充実	保育ニーズにあわせて、土曜・休日保育の充実に努めるとともに、夜間保育等の実施について検討する。	
⑦幼稚園の預かり保育の充実	保育所のみならず保護者の多様なニーズに対応するため、幼稚園の預かり保育の充実に努める。	
⑧幼稚園、保育園の認定こども園への移行促進	幼稚園や保育園の認定こども園化の相談に応じ、移行促進を図る。	
⑨地域型保育事業の促進	保育所等の需要を把握しながら、必要に応じて家庭的保育事業等の実施を検討する。	
⑩医療的ケア児の受入体制整備【新規】	医療的ケア児の保育施設における受入のためのガイドラインの策定や、受入体制整備を行う。	
⑪乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施【新規】	ふだん、保育所などに通っていないこどもを対象に、保育所や認定こども園などの施設で、月一定時間までの預かりを行うことで、集団生活の機会を通じたこどもの成長を促す。また、保護者への子育ての情報提供、助言を行う。	

(2) 保育の質の向上と保育環境の整備

事業名	事業の内容	担当課
①保育士の資質向上	年齢別会議での事例検討や各種研修に参加するとともに、学んだ内容の情報を共有することにより、保育士の資質向上を図る。	保育課(保育所) こども支援課 (子育て総合センター)
②保育所コンサルティング事業の充実	保育の質の向上を目的とした市内保育施設のコンサルティング事業を実施する。	保育課(保育所)
③保育所第三者評価制度の導入の検討	良質な保育サービスの提供に資するため、保育内容の評価と点検を行う保育所第三者評価制度の導入を検討する。	
④保育施設及び設備の整備	施設、設備などの保育環境の整備を図る。老朽化施設の改修や見直しを計画的に行う。	

(3) 放課後児童クラブの充実

事業名	事業の内容	担当課
①放課後児童クラブの増設	放課後児童クラブの需要の増加に対応するため、クラブの増設を図る。	こども施設課
②放課後児童クラブの環境改善	放課後児童クラブの増設に併せ、安全に配慮した施設の充実や職員の処遇改善を図る。	
③放課後児童クラブの運営支援	放課後児童クラブを運営する事業者には運営費の補助や職員の資質向上に向けた研修の情報提供を行う。	

「公立保育所のあり方に関する基本方針」について

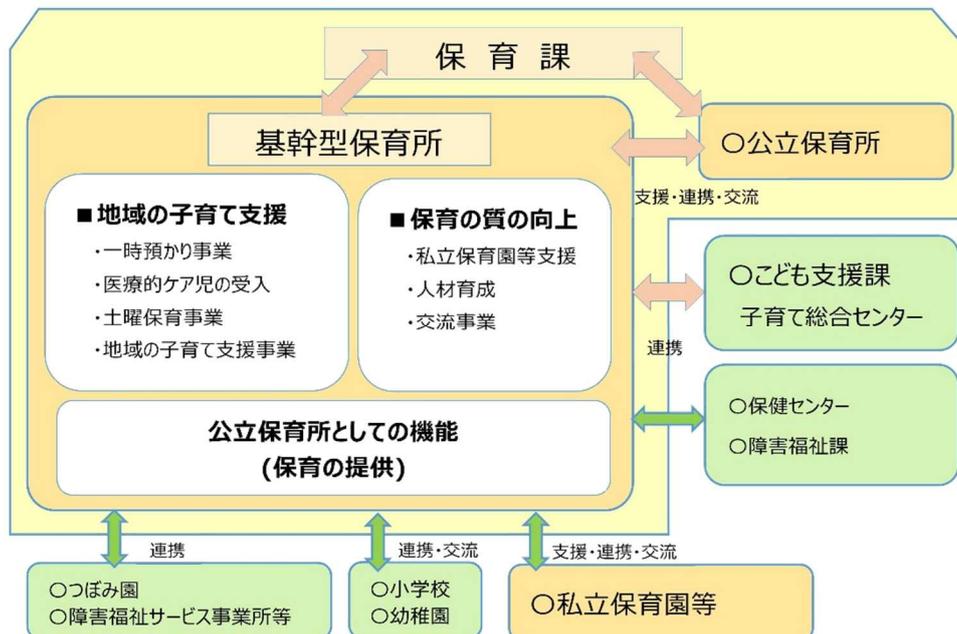
本市では、公立保育所9園のうち5園が建築後40年以上が経過し、施設の老朽化が進んでいます。また、本市は市域が広く、山間部における人口減少が顕著となっていることから、現存する保育施設と保育を必要とするこどもの偏在も問題となっています。

民間活力を含めた、本市の全ての資源を最大限に活用しながら、多様化する保育ニーズに対応するとともに、保育の量と質の確保を図るため、令和6年度に「公立保育所のあり方に関する基本方針」を策定しています。

【主な内容】

- (1) 公立保育所の役割の充実と基幹型保育所の設置
 - ①私立保育園等との連携による市全体における保育の質の向上
 - ②保育のセーフティネット機能の拡充
 - ③地域の子育て支援
- (2) 公立保育所の段階的な見直し
 - ①見直しの方向性とスケジュール
 - ②運営方法の見直し

【基幹型保育所のイメージ】

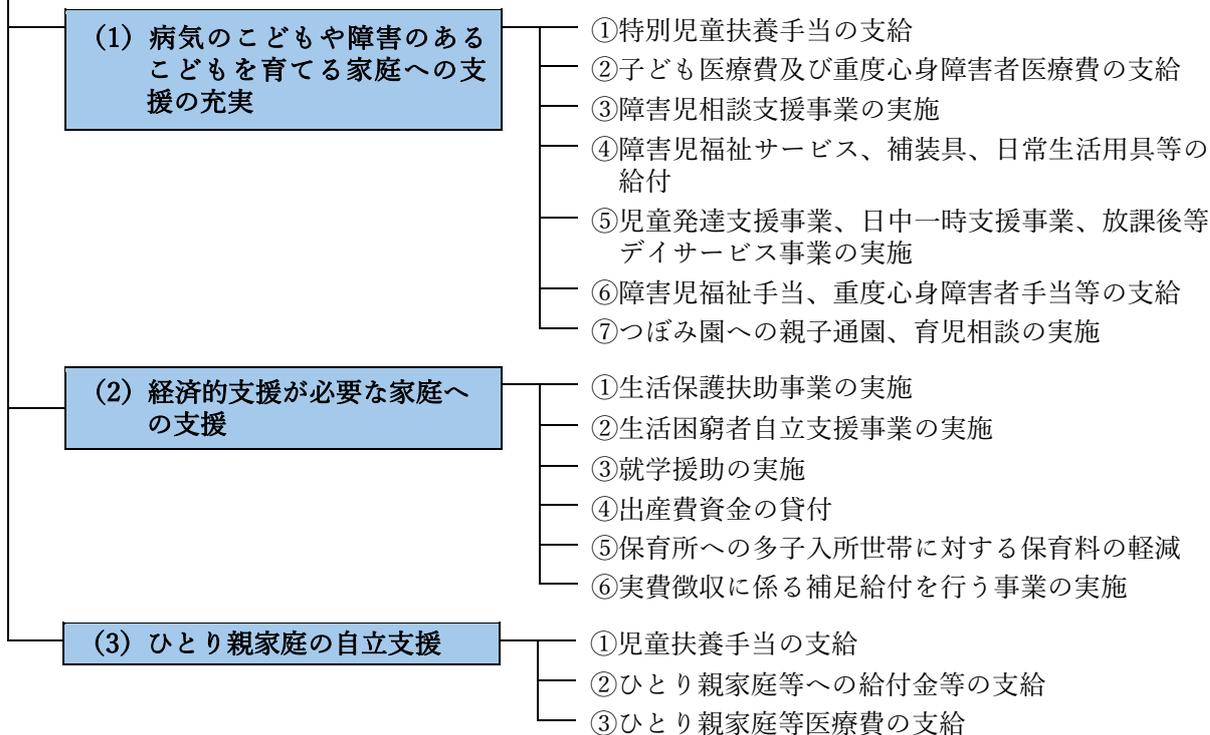


2-3 配慮を要する家庭への支援の充実

配慮を要するこどもや支援が必要な家庭への支援は、様々な機関が連携し、こどもの育ちや家庭を見守り、成長過程に応じ適切に進めていくことが必要です。病気のこどもや障害のあるこどもを育てる家庭、ひとり親家庭及び経済的な支援を要する家庭がいつでも相談支援につながり、経済的負担の軽減や必要なサポートが受けられるようそれぞれの施策を進めていきます。

施策の体系

2-3 配慮を要する家庭への支援の充実



施策の内容

(1) 病気のこどもや障害のあるこどもを育てる家庭への支援の充実

事業名	事業の内容	担当課
①特別児童扶養手当の支給	精神又は身体に一定の障害がある20歳未満の児童を養育している方に対し、手当を支給する。	こども支援課
②子ども医療費及び重度心身障害者医療費の支給	こどもが必要とする医療を容易に受けられるようにするため、こどもの保険診療の一部負担金を支給する。また、重度の心身障害者が病院などで受診したとき、保険診療の一部負担金を支給する。	保険年金課

事業名	事業の内容	担当課
③障害児相談支援事業の実施	障害のあるこどもの発達支援や生活支援のため福祉サービス等を利用する際に、障害児支援利用計画を作成する等の相談支援を行う。	障害福祉課 (つばみ園)
④障害児福祉サービス、補装具、日常生活用具等の給付	必要な障害児福祉サービスや補装具、福祉用具等を支給することにより、障害のあるこどもの自立と社会参加を支援する。	
⑤児童発達支援事業、日中一時支援事業、放課後等デイサービス事業の実施	障害のあるこどもの発達に関する相談に応じるとともに、日中活動や放課後活動の場を提供することにより、自立と社会参加を支援する。	
⑥障害児福祉手当、重度心身障害者手当等の支給	介護等の経済的、精神的負担の軽減を図るため、手当等を支給する。	
⑦つばみ園への親子通園、育児相談の実施	心身の発達に心配がある乳幼児の対応等について家庭でも適切な関わりができるよう、親子通園や育児相談を実施する。	

(2) 経済的支援が必要な家庭への支援

事業名	事業の内容	担当課
①生活保護扶助事業の実施	貧困の連鎖を防止するため、進路についての冊子を利用して相談支援を行う。	生活福祉課
②生活困窮者自立支援事業の実施	生活困窮世帯の中学生を対象に、高校進学を目標にした学習支援教室を開催する。	
③就学援助の実施	公立小中学校に在学するこどものいる家庭が、経済的に困難な状況にある場合に、その保護者に学用品費等を援助する。	学校教育課
④出産費資金の貸付	国民健康保険により出産育児一時金の支給を受けることが見込まれる世帯主を対象に、出産育児一時金の支給を受けるまでの間、出産に要する費用を支払うための資金の貸付を行う。	保険年金課
⑤保育所への多子入所世帯に対する保育料の軽減	多子入所世帯に対する保育料の軽減措置を実施し、経済的負担の軽減を図る。	保育課
⑥実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施	保護者の世帯所得の状況を勘案し、教育・保育に必要な物品の購入に要する費用等の助成を行う。	

(3) ひとり親家庭の自立支援

事業名	事業の内容	担当課
①児童扶養手当の支給	<p>父母の離婚、死亡などによってひとり親として児童を養育している場合や、父又は母に一定の障害がある家庭で児童を養育している方に手当を支給する。</p>	
②ひとり親家庭等への給付金等の支給	<p>ひとり親家庭の父又は母に就職の促進を図るため、次の給付金等を支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援教育訓練給付金 ・高等職業訓練促進給付金 ・養育費に関する公正証書等作成促進補助金 ・養育費保証契約促進補助金 ・こどもの生活・学習支援補助金 <p>なお、ひとり親家庭及び寡婦[※]の経済的自立や児童の福祉増進のため、県が実施している資金の貸付や各種奨学金に関する情報提供を行う。</p>	こども支援課
③ひとり親家庭等医療費の支給	<p>ひとり親家庭の父又は母、児童等の保険診療の一部負担金を支給する。</p>	保険年金課

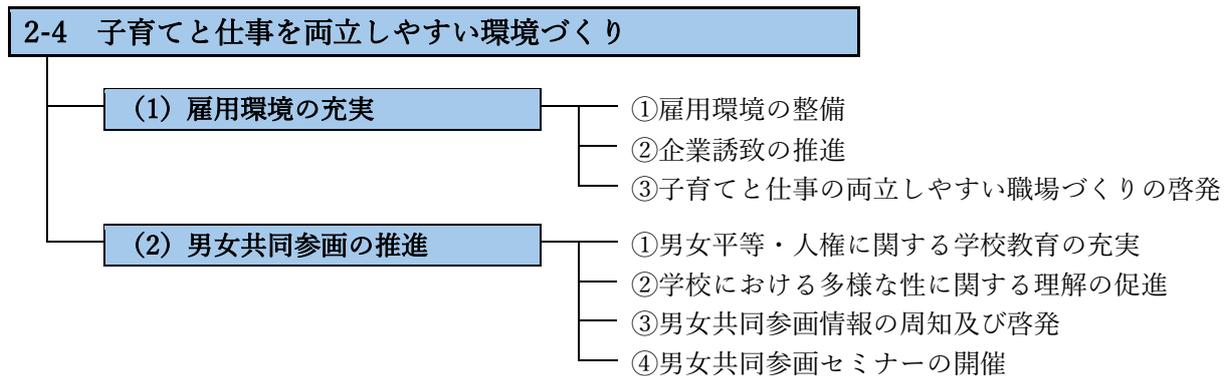
※「寡婦」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項の規定による、配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として20歳未満の児童を扶養していた方のことです。

2-4 子育てと仕事を両立しやすい環境づくり

仕事と生活を調和させながら希望と意欲に応じて社会で活躍し、家庭や地域で協力して子育てに取り組めるようにするための法律や環境整備が進んできました。今後も、女性と男性がともにキャリアアップと子育てを両立できるための環境整備を進めることが求められています。

こども・若者が、性別にかかわらず、様々な可能性を広げていくことができるよう、学校教育と社会教育において男女平等の理念を推進する教育・学習の充実を図ります。

施策の体系



施策の内容

(1) 雇用環境の充実

事業名	事業の内容	担当課
①雇用環境の整備	育児や介護を行う労働者に配慮した雇用環境の整備を進めるため、更なる普及、啓発を実施する。	産業振興課
②企業誘致の推進	企業誘致を推進するとともに、立地企業の操業を支援することにより、市民の雇用を創出する。	
③子育てと仕事の両立しやすい職場づくりの啓発	子育てと仕事の両立のために、子育て中も働きやすい職場づくり、また再就職しやすい職場づくりなどの啓発を実施する。	

(2) 男女共同参画の推進

事業名	事業の内容	担当課
①男女平等・人権に関する学校教育の充実	児童・生徒の発達段階に応じた人権教育を行い、男女の相互理解と協力の重要性などに視点を置いた教育を推進します。	学校教育課
②学校における多様な性に関する理解の促進	埼玉県が実施する研修参加への促進と関係する資料を各学校に周知し、多様な性の尊重に関わる教育を促進します。	
③男女共同参画情報の周知及び啓発	性別による固定的役割分担意識が解消され、仕事と生活の調和が実現するよう、男女共同参画に関する国、県の動向や情報及び市の取組等を広報はんに掲載し、市民の意識啓発に努める。	自治振興課
④男女共同参画セミナーの開催	家庭生活と地域社会における男女共同参画が促進され、男女が共に安心して仕事と子育てを両立することができるよう、セミナーや講座を開催する。	



基本目標 3 こども・若者を社会全体で応援する地域づくり

3-1 こども・若者をまんなかに据える地域づくりの推進

地域でこども・若者や子育てへの支援に取り組む団体や企業、地域で活動する民生委員児童委員協議会やPTA、青少年健全育成協議会など、こどもや若者に関わる様々な関係者の協力なくして、こども・若者を支えていくことはできません。

子育てをする主体は家庭ですが、それぞれの地域においてはこどもとその保護者を支える多くの関係団体や様々な市民団体が活動しています。

今後も、地域における団体の活動を支援し、こども・若者をまんなかに据える地域づくりを推進していきます。

施策の体系

3-1 こども・若者をまんなかに据える地域づくりの推進

(1) 地域に根ざした団体への活動支援

- ① 民生委員児童委員協議会の活動支援
- ② 更生保護女性会の活動支援
- ③ 母子愛育会の活動支援
- ④ 自治会の活動支援
- ⑤ 地域福祉推進組織の活動支援
- ⑥ NPO法人等の活動支援

(2) こども・若者を応援する市民活動への支援

- ① PTA活動や青少年健全育成活動への支援
- ② こどもの居場所づくり活動団体等への支援
- ③ スポーツ少年団活動への支援
- ④ 子育てサークルやサロン活動への支援

施策の内容

(1) 地域に根ざした団体への活動支援

事業名	事業の内容	担当課
① 民生委員児童委員協議会の活動支援	市民からの相談対応や情報提供のため、民生委員・児童委員及び主任児童委員活動を支援する。	地域福祉課 こども支援課 (子育て総合センター)
② 更生保護女性会の活動支援	次世代を担う青少年の非行防止、健全育成及び立ち直りや地域の子育て支援を進める更生保護女性会の活動を支援する。	
③ 母子愛育会の活動支援	地域における育児支援の担い手として、母子愛育会の活動を支援する。	保健センター

事業名	事業の内容	担当課
④自治会の活動支援	地域におけるこどもの健全な育成を見守る自治会の活動を支援する。	自治振興課
⑤地域福祉推進組織の活動支援	地域における地域福祉推進組織が行う子育て支援の活動を支援する。	地域福祉課
⑥NPO法人等の活動支援	地域におけるNPO法人等による子育て支援の活動を支援する。	こども支援課 (子育て総合センター)

(2) こども・若者を応援する市民活動への支援

事業名	事業の内容	担当課
①PTA活動や青少年健全育成活動への支援	地域、家庭及び学校との連携と児童・生徒の育成に努めるPTA活動を支援する。 青少年の健全育成を図ることを目的とした関係団体との連絡調整、情報交換及び健全で明るい家庭づくりのための活動等を支援する。	生涯学習課
②こどもの居場所づくり活動団体等への支援	社会福祉協議会と連携してこどもの居場所づくり活動を実施する市民活動団体の支援に取り組むほか、活動継続の一助として、活動支援金制度を創設する。	地域福祉課 こども支援課 (子育て総合センター)
③スポーツ少年団活動への支援	スポーツを通じた心身の健全な育成を目指して、飯能市スポーツ協会を中心にスポーツ少年団の活動を支援する。	スポーツ課
④子育てサークルやサロン活動への支援	地域の子育てサークルやサロン等との情報交換や子育て家庭への周知を行い、活動を支援する。	こども支援課 (子育て総合センター)

3-2 こども・若者が集える居場所の充実

全てのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることが大切です。

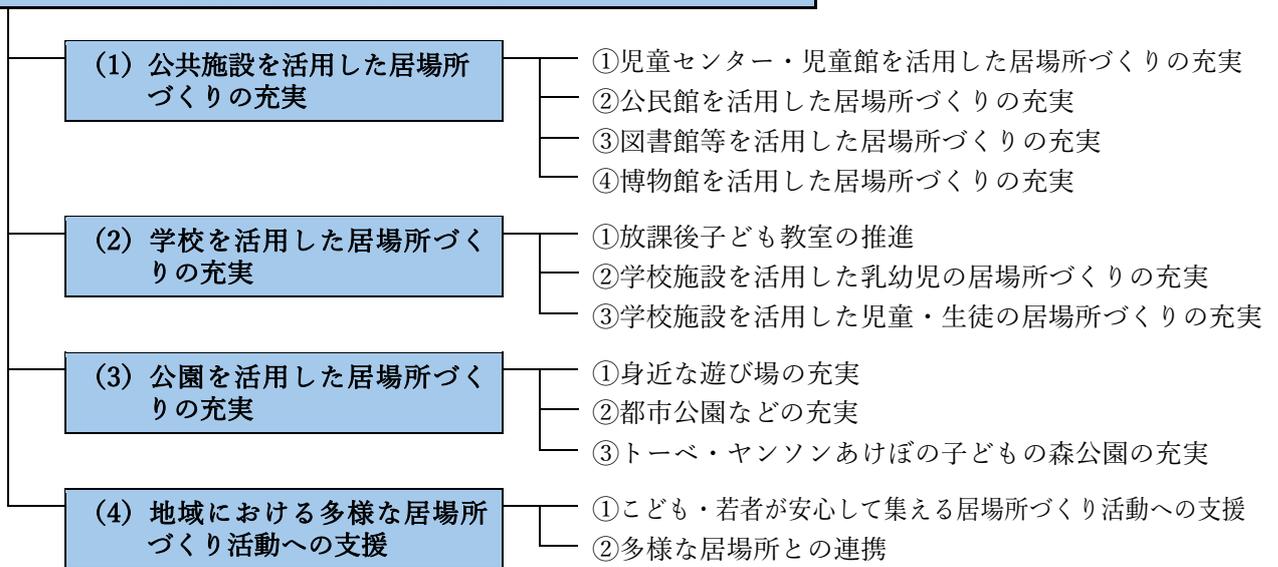
本市では、児童センター・児童館や公民館、図書館・こども図書館、博物館など公共施設を活用した居場所づくりを進めています。また、小・中学生へのインタビューや高校生ワークショップの結果、身近な生活の場でもある学校をこども・若者の居場所として活用したいとの意見が出されており、当事者であるこども・若者の意見を尊重した、より多様な居場所づくりが求められています。

近年、市民によるこどもの居場所づくりの活動が盛んに行われつつあり、令和5年度から「こどもの居場所づくり活動団体交流会」を定期的で開催し、こども・若者の居場所づくりに関する団体相互の情報交換や連携への支援を行っています。

今後とも、公共施設や学校、公園等の活用を進めるとともに、市民活動によるこども・若者の居場所づくりを進めていきます。

施策の体系

3-2 こども・若者が集える居場所の充実



施策の内容

(1) 公共施設を活用した居場所づくりの充実

事業名	事業の内容	担当課
①児童センター・児童館を活用した居場所づくりの充実	児童センター・美杉台児童館において、放課後児童及び中高生の身近な居場所づくりを進める。	こども施設課 (児童センター・美杉台児童館)
②公民館を活用した居場所づくりの充実	公民館において、こどもたちの居場所づくりや学習の場の提供を進める。	生涯学習課 (公民館)

事業名	事業の内容	担当課
③図書館等を活用した居場所づくりの充実	図書館・こども図書館等において、閲覧場所や学習コーナーなどでこどもたちの居場所づくりを進める。	図書館
④博物館を活用した居場所づくりの充実	博物館において、いつ来ても楽しめるコンテンツ・ワークシートを常設し、こどもたちの居場所づくりを進める。	博物館

(2) 学校を活用した居場所づくりの充実

事業名	事業の内容	担当課
①放課後子ども教室の推進	放課後児童クラブとの連携型、又は校内交流型を実施する。	生涯学習課 こども施設課
②学校施設を活用した乳幼児の居場所づくりの充実	余裕教室等を地域子育て支援拠点に活用し、乳幼児とその保護者の居場所づくりの充実を図る。	こども支援課 (子育て総合センター)
③学校施設を活用した児童・生徒の居場所づくりの充実	余裕教室等を活用した児童・生徒の居場所づくりの充実を図る。	こども施設課 教育総務課 学校教育課

(3) 公園を活用した居場所づくりの充実

事業名	事業の内容	担当課
①身近な遊び場の充実	児童遊園や子ども広場、また自然の中で自由に遊ぶ場である森のようちえんを適正に維持管理し、こどもたちの身近な遊び場の充実を図る。	こども施設課 こども支援課 (子育て総合センター)
②都市公園などの充実	こどもたちが自ら遊び、家族連れで憩える都市公園などの充実を図る。	維持公園課 区画整理課
③トーベ・ヤンソンあけぼの子ども森公園の充実	自然や施設を生かしたイベントや体験事業を実施し、こどもたちの身近な居場所としての充実を図る。	こども施設課 (トーベ・ヤンソンあけぼの子ども森公園)

(4) 地域における多様な居場所づくり活動への支援

事業名	事業の内容	担当課
①こども・若者が安心して集える居場所づくり活動への支援	市内で開催されている居場所のネットワークを構築し、こども・若者が安心して過ごせる居場所の充実を図る。	こども支援課 (子育て総合センター)
②多様な居場所との連携	こどもや高齢者、障害のある人などが集う多様な居場所や交流の場と連携した居場所づくりを支援する。	地域福祉課 こども支援課 (子育て総合センター)

3-3 こども・若者が育つ安心・安全な環境づくり

交通事故や予期せぬ犯罪などからこどもを守るため、交通安全施設の整備や幼児期からの交通安全に対する啓発を進めるとともに、地域におけるこどもたちの通学路や緊急避難場所など安全確保の強化を進める必要があります。

近年、スマートフォンの普及に伴い、こども・若者が意図せず犯罪の被害者・加害者となる事案が多発していることから、こども・若者が主体的にインターネットを利用できる能力習得の支援や、情報リテラシー^{*}の習得支援、こどもや保護者等に対する啓発、フィルタリングの利用促進など、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備を進める必要があります。

また、子育てにやさしいまちづくりを進めるため、公共施設、公共交通機関、建築物等のユニバーサルデザインに配慮し、森林文化都市の特長を生かした魅力ある居住環境の整備や、地域において移動しやすい環境の充実を進める必要があります。

施策の体系

3-3 こども・若者が育つ安心・安全な環境づくり

(1) 交通安全の推進

- ①交通安全施設等の充実
- ②交通安全意識の啓発

(2) 防災・防犯活動の促進

- ①防災訓練の充実
- ②幼稚園、保育所及び小・中学校での防犯講習の実施
- ③こども・若者が犯罪に巻き込まれない取組の推進
- ④登下校見守りボランティア活動の促進

(3) 子育てにやさしいまちづくりの推進

- ①ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進
- ②こどもや子育て家庭に配慮された施設環境の充実
- ③子育てにやさしい移住施策の継続
- ④赤ちゃんの駅の設置促進
- ⑤移動しやすい環境づくり



トーベ・ヤンソンあけぼのこどもの森公園

^{*}「情報リテラシー」とは、インターネット等の情報や事象を正しく理解し、それを適切に判断、運用できる能力のことです。

施策の内容

(1) 交通安全の推進

事業名	事業の内容	担当課
①交通安全施設等の充実	こどもや高齢者など歩行者等の安全を確保するため、歩道や防護柵、道路反射鏡や道路照明灯などの交通安全施設について、新設又は修繕などを進め、交通事故の防止に努める。	生活安全課 道路建設課 維持公園課 区画整理課
②交通安全意識の啓発	交通安全立哨員を配置するとともに、交通安全啓発のため、幼児、小学生を対象に交通安全教室を実施する。	生活安全課

(2) 防災・防犯活動の促進

事業名	事業の内容	担当課
①防災訓練の充実	幼稚園、保育所及び小・中学校における避難訓練を実施する。 また、こどもや子育て家庭の視点を大切にした防災訓練の実施を検討する。	防災危機管理室 保育課（保育所） 学校教育課
②幼稚園、保育所及び小・中学校での防犯講習の実施	こどもの安全を確保するため、警察の協力の下で、不審者の侵入などに対処するための講習を行う。	保育課（保育所） 学校教育課
③こども・若者が犯罪に巻き込まれない取組の推進	こども・若者の情報リテラシーの向上に努めるとともに、SNS に起因する犯罪などに巻き込まれないよう周知・啓発を実施する。	自治振興課 生活安全課 学校教育課
④登下校見守りボランティア活動の促進	学校、PTA及び地域住民等のボランティアによる登下校の見守りや子どもを守る家など、暮らしの安全を守る事業を進める。	

(3) 子育てにやさしいまちづくりの推進

事業名	事業の内容	担当課
①ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進	こどもや子育て家庭にとって生活しやすい、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進する。	各施設所管課
②こどもや子育て家庭に配慮された施設環境の充実	こどもや子育て家庭が安心して利用できる施設環境の充実を図る。	
③子育てにやさしい移住施策の継続	恵まれた自然環境の中で、ゆとりと潤いのある豊かな生活の営みや土と親しむ農のある暮らしを実感できる「飯能住まい」を継続する。	都市計画課

事業名	事業の内容	担当課
④赤ちゃんの駅の設置促進	乳幼児を連れた保護者の方が安心して外出できるよう、公共施設等に授乳やおむつ替え等ができるスペースの確保を促進する。	こども支援課 (子育て総合センター)
⑤移動しやすい環境づくり	第2次飯能市地域公共交通計画に基づき、こどもや子育て家庭が移動しやすい環境づくりや、地域の実情に合わせた支え合いによる外出支援に関する情報提供などを行う。	交通政策課 地域福祉課



第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て 支援事業における量の見込みと確保方策

1 教育・保育及び地域子育て支援事業について

子ども・子育て支援法第61条により、市は教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、設定した圏域ごとに量の見込み（需要）を算出し、確保方策（確保の内容及び実施時期）を定めることとなっています。

本市では、幼稚園であれば通園バス、保育所であれば自家用車などの手段により、市内全域の施設等の利用が可能であることから、第2次計画（令和2年度～令和6年度）と同様に、市域全域を1つの圏域と設定し、量の見込みと確保方策を定めます。

2 こどもの人数の推計

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出に当たって、基本となる本市のこどもの推計人口については、住民基本台帳に登載されている人数を基に、コーホート要因法※を用いて次のとおり推計しました。

■年齢別推計人口

各年度1月1日現在、単位：人

年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	354	348	342	335	329
1歳	388	381	373	366	360
2歳	413	404	396	389	382
3歳	439	424	416	408	400
4歳	457	450	435	425	417
5歳	506	465	459	443	434
小計	2,557	2,472	2,421	2,366	2,322
6歳	534	514	472	465	449
7歳	574	546	526	484	476
8歳	585	580	551	530	488
9歳	572	586	582	553	532
10歳	632	577	592	587	558
11歳	600	638	583	598	592
小計	3,497	3,441	3,306	3,217	3,095
合計	6,054	5,913	5,727	5,583	5,417

※「コーホート要因法」とは、年齢別人口（コーホート）の加齢に伴う変化を死亡、人口移動（転入・転出）ごとに計算して将来の人口を推計する手法のことです。具体的には、1歳以上の人口については、年齢ごとの死亡率とともに転入・転出を加味して将来の人口を求めます。また、0歳人口については、19～45歳の女性の年齢別人口に対応する出生数の実績から母の年齢別出生率を求め、女性の年齢別推計人口に乗じることによって翌年の0歳人口とします。

3 教育・保育における量の見込みと確保の方策

(1) 教育・保育の認定について

子ども・子育て支援法では、保護者からの申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、利用に対する給付を行う仕組みとなっています。

認定は次の1～3号の区分で行われます。

認定区分※		子の年齢	保育の必要性※	施設等	利用時間※
教育標準時間認定	1号	3～5歳	なし	幼稚園、認定こども園	教育標準時間
保育認定	2号	3～5歳	あり	保育所（園）、認定こども園	保育標準時間 保育短時間
	3号	0～2歳	あり	保育所（園）、認定こども園、 地域型保育事業	保育標準時間 保育短時間

※表中「認定区分」について

- 1号…満3歳以上の幼児教育のみの就学前のこども（保育を必要としないこども）
- 2号…満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前のこども（保育を必要とするこども）
- 3号…満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前のこども（保育を必要とするこども）

※表中「保育の必要性」について

保育の必要性は保護者の労働、疾病等により家庭において必要な保育を受けることが困難である場合に認定されます。本市では、保育の必要性に係る就労時間の下限を1か月当たり64時間としています。

※表中「利用時間」について

- 教育標準時間…1日4時間の幼児教育
- 保育標準時間…1日最大11時間の保育（主にフルタイムの就労を想定）
- 保育短時間…1日最大8時間の保育（主にパートタイムの就労を想定）

(2) 幼稚園、認定こども園（教育標準時間利用）による確保の内容と実施時期

【事業の概要】

幼稚園及び認定こども園の教育標準時間を利用する対象は、基本的に1号認定のこどもになります。

令和7年度以降、利用者数は少しずつ減少すると見込まれます。

【市の状況及び確保方策】

各年度とも、量の見込みに対して確保の量は充足しています。

新制度に移行していない私立幼稚園が、新制度の幼稚園又は認定こども園に移行することも考えられるため、幼稚園の意向等も踏まえながら、必要に応じて利用定員の設定や調整の検討を行っていきます。

■3～5歳児（1号認定）

単位：人（実人数）

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	830	795	780	755	740
②確保の内容	1,107	1,107	1,107	1,107	1,107
特定教育・保育施設	447	447	447	447	447
認定こども園	392	392	392	392	392
幼稚園（私立）	-	-	-	-	-
幼稚園（公立）	55	55	55	55	55
新制度未移行の幼稚園	660	660	660	660	660
幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）	-	-	-	-	-
③市外施設利用	-	-	-	-	-
市外居住児童の市内施設利用	-	-	-	-	-
確保の内容と量の見込みの差 （②+③-①）	277	312	327	352	367

(3) 保育所（園）、認定こども園（保育時間利用）、地域型保育事業等による確保の内容と実施時期

【事業の概要】

「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合で、保育所（園）、認定こども園及び地域型保育事業を利用する対象者は2号認定又は3号認定となります。

このうち、2号認定はこどもが満3歳以上で、保育所（園）又は認定こども園の利用対象者となります。

3号認定は、こどもが満3歳未満（0歳及び1・2歳）で、保育所（園）、認定こども園のほか地域型保育事業の利用対象者となります。

令和5年度に実施したアンケート調査によると本市の女性の就業率は71.2%で、今後とも高まることが予測されますが、少子化の影響により利用者数は2号認定、3号認定ともに令和7年度をピークに減少するものと見込まれます。

【市の状況及び確保方策】

令和6年4月1日時点の保育施設は20施設（分園も1施設とする。）で、市街地[※]に18施設、山間地域に2施設となっています。市内の保育施設を利用している本市の児童の約92%は、市街地の保育施設に通っています。

また、山間地域に居住し、市内の保育施設を利用している児童の約37%は、市街地の保育施設に通っている状況です。

保育の需給状況においては、令和6年4月1日現在、年度当初の待機児童は生じていません。ただし、これを年齢別にみると0～2歳児の保育利用希望者に対する定員枠は、年度当初はほぼ確保できているものの、近年、年度途中入所の希望者が増加している傾向にあります。

一方、3～5歳児の保育利用希望者に対する定員枠は、少子化の影響により定員枠が大きく空いている状況となっています。

そのため、主に公立保育所の3～5歳児の定員を減らし、民間保育園も含めて0～2歳児の定員を拡充するとともに、新たに小規模保育事業所等を開設します。

[※]市街地は、山間地域（南高麗、吾野、東吾野、原市場、名栗）以外の地域を指します。

■0 歳児（3号認定）

単位：人（実人数）

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	83	81	79	77	75
②確保の内容	104	104	104	104	104
特定教育・保育施設	92	92	92	92	92
認定こども園	15	15	15	15	15
保育所	77	77	77	77	77
特定地域型保育事業	6	6	6	6	6
小規模保育	6	6	6	6	6
家庭的保育	-	-	-	-	-
居宅訪問型保育	-	-	-	-	-
事業所内保育	-	-	-	-	-
認可外（地方単独事業）	6	6	6	6	6
上記以外	-	-	-	-	-
③市外施設利用	-	-	-	-	-
市外居住児童の市内施設利用	-	-	-	-	-
確保の内容と量の見込みの差 （②+③-①）	21	23	25	27	29

※「上記以外」は、一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）、長時間預かり保育運営費支援事業等

■1 歳児（3号認定）

単位：人（実人数）

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	216	210	205	200	195
②確保の内容	208	208	208	208	208
特定教育・保育施設	188	188	188	188	188
認定こども園	28	28	28	28	28
保育所	160	160	160	160	160
特定地域型保育事業	12	12	12	12	12
小規模保育	12	12	12	12	12
家庭的保育	-	-	-	-	-
居宅訪問型保育	-	-	-	-	-
事業所内保育	-	-	-	-	-
認可外（地方単独事業）	8	8	8	8	8
上記以外	-	-	-	-	-
③市外施設利用	-	-	-	-	-
市外居住児童の市内施設利用	-	-	-	-	-
確保の内容と量の見込みの差 （②+③-①）	△8	△2	3	8	13

※「上記以外」は、一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）、長時間預かり保育運営費支援事業等

■2歳児（3号認定）

単位：人（実人数）

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	260	255	250	245	240
②確保の内容	247	247	247	247	247
特定教育・保育施設	224	224	224	224	224
認定子ども園	38	38	38	38	38
保育所	186	186	186	186	186
特定地域型保育事業	13	13	13	13	13
小規模保育	13	13	13	13	13
家庭的保育	-	-	-	-	-
居宅訪問型保育	-	-	-	-	-
事業所内保育	-	-	-	-	-
認可外（地方単独事業）	10	10	10	10	10
上記以外※	-	-	-	-	-
③市外施設利用	-	-	-	-	-
市外居住児童の市内施設利用	-	-	-	-	-
確保の内容と量の見込みの差 （②+③-①）	△13	△8	△3	2	7

※「上記以外」は、一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）又は長時間預かり保育運営費支援事業等

■3～5歳児（2号認定）

単位：人（実人数）

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	813	809	795	772	758
②確保の内容	901	861	861	821	821
特定教育・保育施設	893	853	853	813	813
認定子ども園	174	174	174	174	174
保育所	719	679	679	639	639
認可外（地方単独事業）	8	8	8	8	8
上記以外※	-	-	-	-	-
③市外施設利用	-	-	-	-	-
市外居住児童の市内施設利用	-	-	-	-	-
確保の内容と量の見込みの差 （②+③-①）	88	52	66	49	63

※「上記以外」は、一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）又は長時間預かり保育運営費支援事業等

(4) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度：新規事業）

ふだん、保育所などに通っていない家庭のこどもを対象に、保育所や認定こども園などの施設で、月一定時間までの預かりを行うことで、集団生活の機会を通じたこどもの成長を促す制度です。また、利用児童の保護者を対象に子育てに関する相談支援などを行います。

この制度は、令和8年度から教育・保育の新たな給付制度として実施します。

単位：人（月当たり利用実人数）

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み	—	6	6	5	5
	確保の内容	—	7	7	6	6
1歳児	量の見込み	—	8	8	7	6
	確保の内容	—	10	10	9	9
2歳児	量の見込み	—	11	11	10	9
	確保の内容	—	13	13	12	11

(保育課)

4 地域子ども・子育て支援事業における量の見込みと確保の方策

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法に基づき、地域の実情に応じて実施する事業です。地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策は次の通りです。

(1) 利用者支援事業

子育て中の親子や妊婦等が、身近な場所で教育・保育施設及び地域子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、情報の提供や支援の紹介を行うとともに、必要に応じて相談・助言、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【現状】

平成27年度に子育て総合センターに基本型を1か所、平成29年度に保健センターに母子保健型を1か所開設しました。このうち母子保健型は令和6年度に開設したこども家庭センター型に統合され、計2か所で事業を行っています。

【方策】

令和7年度に特定型を1か所開設し、3か所で事業を実施していきます。

単位：か所

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3	3	3	3	3
確保の内容	3	3	3	3	3

(こども支援課、保健センター)

◆利用者支援事業について◆

利用者支援事業には、次の種類があります。

名称	主な内容
基本型	当事者の目線に立った、寄り添い型の支援を行う「利用者支援」と、地域における、子育て支援のネットワークに基づく支援を行う「地域連携」の2本柱で構成されます。
特定型	主として市町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行います。「保育コンシェルジュ」とよばれることもあります。
こども家庭センター型	旧子育て世代包括支援センター及び旧市区町村子ども家庭総合支援拠点の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全てのこどもと家庭を対象に虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応します。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互に交流する場所を設置し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行う事業です。子育て中の親子が気軽に立ち寄り、交流できる地域子育て支援拠点において、相談や子育てに関する情報の提供により、子育てに対する不安の解消や負担感を軽減するなど、地域の子育て支援機能の充実を図るものです。

【現状】

市内6か所で実施しており、幼稚園、保育所（園）等に入園（所）する前の乳幼児とその保護者が主に利用しています。

【方策】

設置箇所数は利用者の見込みに対して確保されているため、現在の体制を維持していくとともに、新たな設置の必要性の検討を行います。

単位：人日（年間延べ利用者数）

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	26,400	26,400	26,400	26,400	26,400
確保の内容	26,400	26,400	26,400	26,400	26,400
確保の内容（か所数）	6	6	6	6	6

（こども支援課）

(3) 妊婦健康診査事業

妊婦と胎児の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査、計測及び保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を適時実施する事業です。

【現状】

本市では、妊婦を対象に国が示している望ましい14回の健康診査と基本的な検査を公費負担しています。

【方策】

妊婦健康診査については、医療機関と連携しながら、早期の妊娠届出による母体の健康保持と保健指導等の適切な支援を実施していきます。

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	実人数（人）	354	348	342	335	329
	年間延べ回数（回）	4,956	4,872	4,788	4,690	4,606
確保の内容	実人数（人）	354	348	342	335	329
	年間延べ回数（回）	4,956	4,872	4,788	4,690	4,606

（保健センター）

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭に対して、助産師等が家庭訪問し、乳児の発育発達状況、母親の心身の様子及び育児環境を把握するとともに、地域の保健サービス等の情報提供を行う事業です。

【現状】

保護者の育児不安や負担の軽減及び育児に関する情報提供を行うため、早期の訪問、支援を行っています。

【方策】

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を対象に訪問を実施していきます。

単位：人（実人数）

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	354	348	342	335	329
確保の内容	354	348	342	335	329

（保健センター）

(5) 養育支援訪問事業その他要保護児童等に対する支援に資する事業

①養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に助産師等専門職が訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【現状】

養育支援訪問事業は、相談事業の一環として行っています。

【方策】

相談体制の充実を図りながら、養育支援が特に必要な家庭に対し、養育支援訪問事業を実施します。

単位：人（実人数）

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2	2	2	2	2
確保の内容	2	2	2	2	2

（こども支援課）

②要保護児童等に対する支援に資する事業

要保護児童等に対する支援に資する事業として、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）を運営し、支援が必要な家庭への訪問等を関係機関及び関係団体で行っています。

【現状】

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）は、年間を通じて会議を開催し、様々な機関との連携した支援の充実を図っています。核家族化や家庭環境の多様化等により、支援が必要な児童の増加に対応するため、こども家庭センター相談員による相談支援と併せ、保育所や小学校などの集団所属先での見守りや地域子育て支援拠点など多様な相談機関により支援しています。

【方策】

要保護児童対策地域協議会及びこども家庭センターを軸に、支援を必要とするこどもや家庭に寄り添うため、多機関の連携による見守りの充実を図るとともに、よりリスクの高い事案への判断を適切に行い、対応の充実を図ります。

単位：人（年間を通じた実人数）

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	155	155	150	150	150
確保の内容	155	155	150	150	150

（こども支援課）

(6) 短期入所生活援護事業

短期入所生活援護事業（ショートステイ事業）は、保護者の疾病等の理由により、家庭において一時的に児童を養育することが困難となった場合に、児童養護施設等で短期間、必要な保護を行う事業です。

【現状】

本市では、ショートステイ事業について、2歳児以上を対象に実施しています。

【方策】

現状の体制で量の見込みは満たしていますが、今後は2歳未満児の事業実施について検討していきます。

単位：人日（年間延べ利用者数）

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	20	20	20	20	20
確保の内容	20	20	20	20	20

（こども支援課）

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター／就学児童）

子育て援助活動支援事業は、就学児童の預かり等の援助を受けたい方（依頼会員）と援助を行いたい方（提供会員）との相互援助活動に関する連絡調整を実施する事業です。

未就学児に対する子育て援助活動支援事業については、(8)の一時預かり事業に記載していますので、この項目では就学児童に対する子育て援助活動支援事業について記載します。

【現状】

ファミリー・サポート・センターでは、提供会員によるこどもの送迎や預かりを実施しています。

【方策】

量の見込みに対して確保の量は満たしていますので、現在の体制を維持していきます。

単位：人日（年間延べ利用者数）

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	525	505	485	465	445
確保の内容	21,900	21,170	20,440	19,710	18,980

（こども支援課）

(8) 一時預かり事業

①一時預かり事業（幼稚園型）

1号認定として認定こども園を利用する在園児のうち、標準的な教育時間を超えて幼児を預かる事業です。

【現状】

現在、認定こども園3園で実施しています。

【方策】

パートタイムによる就労時間の増加が見込まれることから、今後、数年は利用者の増加が見込まれるものの、児童数の減少に応じて利用者数は減少に転じることが見込まれます。

単位：人日（年間延べ利用者数）

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	16,300	16,400	16,200	15,900	15,500
確保の内容	16,300	16,400	16,200	15,900	15,500
確保の内容（か所数）	3	3	3	3	3

（保育課）

②一時預かり事業（幼稚園型を除く）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、子育て中の保護者のリフレッシュなどにより保育所（園）で一時的に乳幼児を預かり、必要な保育を行う事業です。

【現状】

現在、公立保育所1か所、私立保育園3園、認定こども園1園のほか、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）で実施しています。

【方策】

事業への需要は高く、受け皿の拡充を図ることによって令和5年度から令和7年度にかけて利用者の増加が見込まれますが、以後は児童数の減少に従って減少していくことが見込まれます

単位：人日（年間延べ利用者数）

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	11,100	10,700	10,500	10,300	10,100
一時預かり事業	10,990	10,595	10,400	10,205	10,010
ファミリー・サポート・センター（病児保育を除く）	110	105	100	95	90
確保の内容	32,890	31,765	30,840	29,915	28,990
一時預かり事業	10,990	10,595	10,400	10,205	10,010
ファミリー・サポート・センター（病児保育を除く）	21,900	21,170	20,440	19,710	18,980
確保の内容（か所数）	6	6	6	6	6

（保育課、こども支援課）

(9) 延長保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日において、保育所（園）及び認定こども園で利用時間を延長して保育を行う事業です。

【現状】

令和5年度末現在、公立保育所3か所、私立保育園5園で実施しています。フルタイムで就労する保護者の増加、またパートタイムで働く人の就労時間の増加等によって、今後とも利用者数の増加が見込まれます。

【方策】

量の見込みに対して提供量は確保できているため、現在の体制を維持していきます。

単位：人（実人数）

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	130	134	138	142	146
確保の内容	130	134	138	142	146

（保育課）

(10) 病児保育事業

保育所等に通っている乳幼児が病気やケガ等で、集団保育が困難な時期に、専門施設において一時的に保育を行う事業です。

【現状】

現在、病児保育は実施していません。

【方策】

アンケート調査の結果などから、潜在的な需要が存在するものと考えられます。そのため、病児保育の早期開設を促進します。

単位：人日（年間延べ利用者数）

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	510	495	470	435	400
確保の内容	756	756	756	756	756

(保育課)

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

小学校に就学している児童の保護者が就労等により昼間家庭にいない場合、放課後、学校休業日及び長期休暇に、家庭に代わって適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。

【現状】

小学校敷地内の専用施設や余裕教室、市有地等を活用して、全ての小学校区（12校区）に設置されています。複数の放課後児童クラブが設置されている小学校区もあり、令和6年4月1日時点でクラブ数は21（支援の単位は23）となっています。市街地においては適正人数を超えている施設が多く、新たな施設整備が必要です。一方、郊外・山間部では少人数の施設もある状況です。

【方策】

全校児童数は減少傾向ですが、就労する保護者の増加等により、市内全域においては令和9年度まで利用児童数が増加し、それ以降は減少するものと見込まれます。量の見込みの増加に対応するため、小学校や公共施設など、既存施設の利活用や新たな施設整備により、受け入れ体制の強化を図ります。

〔市全体〕

単位：人（実人数）

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,156	1,179	1,197	1,183	1,160
1年生～3年生	787	791	772	750	734
4年生～6年生	369	388	425	433	426
②確保の内容	1,125	1,325	1,325	1,330	1,337
確保の内容と量の見込みの差 (②-①)	▲31	146	128	147	177

(こども施設課)

〔学校区ごとの内訳〕

単位：人（実人数）

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
飯能第一 小学校区	①量の見込み	206	217	230	227	235
	1～3年生	127	135	147	146	148
	4～6年生	79	82	83	81	87
	②確保の内容	210	210	210	210	262
	差（②－①）	4	▲7	▲20	▲17	27
飯能第二 小学校区	①量の見込み	8	11	15	18	21
	1～3年生	6	6	10	12	12
	4～6年生	2	5	5	6	9
	②確保の内容	24	24	24	24	24
	差（②－①）	16	13	9	6	3
南高麗 小学校区	①量の見込み	40	48	56	57	58
	1～3年生	25	31	28	29	25
	4～6年生	15	17	28	28	33
	②確保の内容	51	51	51	51	81
	差（②－①）	11	3	▲5	▲6	23
加 治 小学校区	①量の見込み	128	139	136	143	140
	1～3年生	95	101	97	100	93
	4～6年生	33	38	39	43	47
	②確保の内容	103	143	143	143	143
	差（②－①）	▲25	4	7	0	3
精 明 小学校区	①量の見込み	12	11	12	13	16
	1～3年生	6	9	8	8	10
	4～6年生	6	2	4	5	6
	②確保の内容	19	19	19	19	19
	差（②－①）	7	8	7	6	3
原 市 場 小学校区	①量の見込み	61	56	56	53	47
	1～3年生	29	30	27	25	20
	4～6年生	32	26	29	28	27
	②確保の内容	124	124	124	124	49
	差（②－①）	63	68	68	71	2
富 士 見 小学校区	①量の見込み	175	177	179	176	169
	1～3年生	123	114	112	107	107
	4～6年生	52	63	67	69	62
	②確保の内容	121	181	181	181	181
	差（②－①）	▲54	4	2	5	12
加 治 東 小学校区	①量の見込み	76	89	99	113	116
	1～3年生	59	68	75	81	82
	4～6年生	17	21	24	32	34
	②確保の内容	42	102	102	132	132
	差（②－①）	▲34	13	3	19	16
双 柳 小学校区	①量の見込み	133	139	139	132	131
	1～3年生	83	89	85	80	75
	4～6年生	50	50	54	52	56
	②確保の内容	113	153	153	153	153
	差（②－①）	▲20	14	14	21	22
美 杉 台 小学校区	①量の見込み	262	241	226	208	189
	1～3年生	206	187	160	144	142
	4～6年生	56	54	66	64	47
	②確保の内容	260	260	260	235	235
	差（②－①）	▲2	19	34	27	46

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
奥武蔵 小学校区	①量の見込み	36	34	29	24	21
	1～3年生	17	15	13	9	9
	4～6年生	19	19	16	15	12
	②確保の内容	35	35	35	35	35
	差(②-①)	▲1	1	6	11	14
名栗 小学校区	①量の見込み	19	17	20	19	17
	1～3年生	11	6	10	9	11
	4～6年生	8	11	10	10	6
	②確保の内容	23	23	23	23	23
	差(②-①)	4	6	3	4	6

(こども施設課)

〈放課後子ども教室との連携について〉

地域の特性やニーズを的確に把握し、学校、放課後児童クラブ、地域との連携を強化して、連携型及び校内交流型による「放課後子ども教室」の拡充を図ります。

なお、放課後子ども教室実施校は、令和6年度現在で2校ですが、令和7年度の目標値は3校とし、令和8年度以降の目標値については飯能市総合振興計画及び飯能市教育基本計画の更新に併せて今後検討していきます。

「連携型」とは…… 放課後児童クラブと放課後子ども教室の活動場所の少なくとも一方が小学校内等以外の場所にあつて、放課後子ども教室が実施する活動プログラムに、放課後児童クラブの児童が参加できるものをいいます。

「校内交流型」とは… 「連携型」のうち放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を同一小学校内等で実施するものをいいます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設等に保護者が支払うべき日用品、文房具その他必要な物品の購入等に要する費用又は副食費を助成する事業です。

【現状】

幼稚園、認定こども園及び保育所（園）等で実施しています。

【方策】

需要の動向を見極めながら、事業を実施していきます。

単位：人（実人数）

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	95	94	93	92	91
確保の内容	95	94	93	92	91

（保育課）

(13) 多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業

認定こども園、保育園及び地域子ども・子育て支援事業へ新規に参入する事業者に対し、巡回支援等を行う事業です。

現在の体制を維持しながら、多様な主体による新制度への参入を促進します。

（保育課）

(14) 子育て世帯訪問支援事業（新規事業）

訪問支援員が、家事・子育て等に不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

単位：人（実人数）

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2	2	2	2	2
確保の内容	2	2	2	2	2

（こども支援課）

(15) 妊婦等包括相談支援事業（新規事業）

妊娠中や出産後の女性に関する健康問題、生活上の課題、育児不安、経済的な悩みなどの様々な問題に対応し、必要に応じて専門機関と連携しながら包括的に相談支援を行う事業です。

単位：人日（年間延べ利用者数）

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	743	730	718	703	690
確保の内容	743	730	718	703	690

（保健センター）

(16) 産後ケア事業（新規事業）

出産後の母子が産後も安心して子育てができるように支援体制を確保し、「短期入所（ショートステイ）型」、「通所（デイサービス）型」及び「居宅訪問（アウトリーチ）型」のいずれかによって心身のケアや育児のサポートを実施する事業です。

単位：人（実人数）

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	73	88	96	103	111
確保の内容	73	88	96	103	111

（保健センター）

地域子ども・子育て支援事業のうち、新規事業である「児童育成支援拠点事業」及び「親子関係形成支援事業」については、今後、地域の実情に合わせながら実施を検討します。

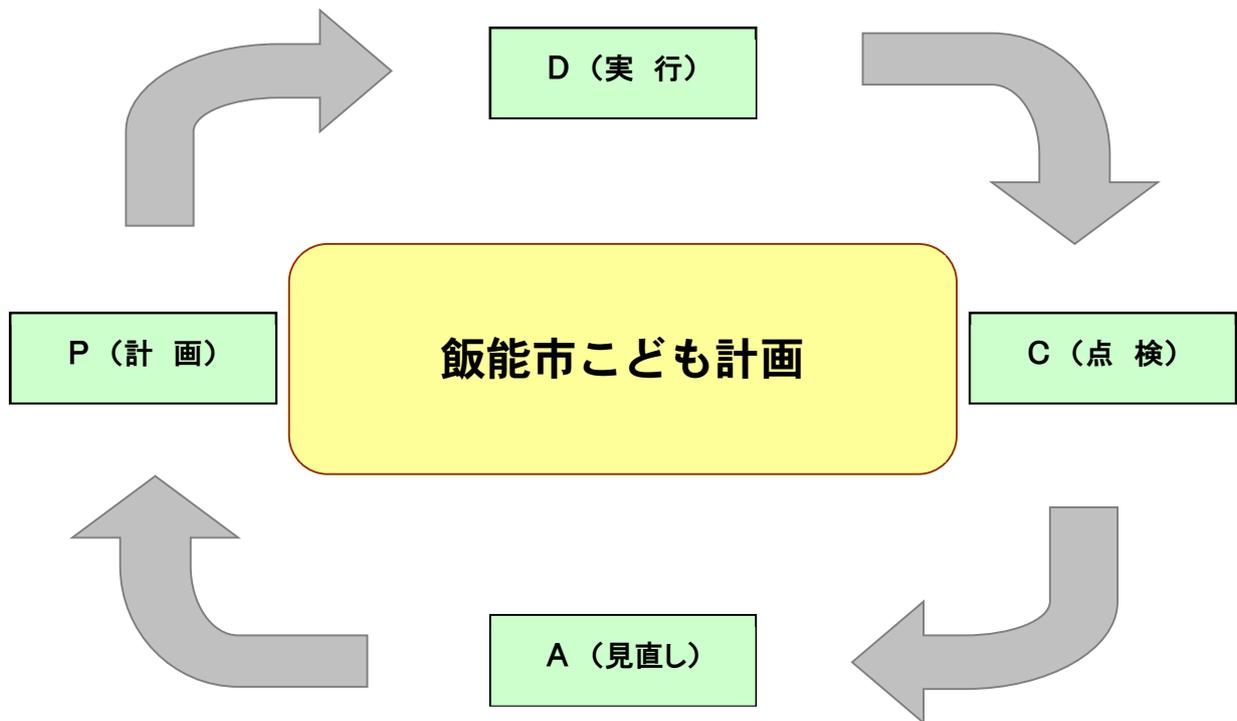
第6章 計画推進のために

1 計画の進行管理

本計画を総合的に推進するため、学識経験者及び知識経験者からなる「飯能市児童福祉審議会」において、こども・子育て支援の施策、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、次のとおり点検・評価を行い、計画の推進に当たり市民の意見を聞きながら進めていきます。

- ①計画における施策の進捗状況の把握
- ②施策を推進する上での課題の検討
- ③計画の推進に向けた提案（計画の見直し等の提案）

計画の進行管理については、計画 Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（点検）→ Action（見直し）のPDCAサイクルを用いて、業務を継続的に改善していきます。



2 計画の推進体制

本計画の施策は、国や県の計画や制度等と深く関わっていることから、国や県との連携を図りながら、効率的かつ効果的に事業を推進していきます。

また、近隣自治体や児童相談所、保健所、警察、教育機関等の関係機関とともに、子育て支援に関わる関係団体や市民団体との連携を図り、計画を円滑に推進していきます。

3 市民及び子ども・若者への周知

この計画の推進に当たり、社会全体が子ども・若者を権利の主体としての認識を深めるとともに、子ども・若者の意見表明、社会参画の促進を支えていくことが不可欠となります。そのため、概要版の配布や広報等を通じて本計画の市民への周知を図ります。

なお、本計画の主役である子ども・若者への周知を図るため、子ども・若者向けホームページの作成や学校訪問、ワークショップ等を通じて子ども・若者への周知を図ります。

飯能市こども計画

令和7年3月

発行 飯能市
編集 飯能市こども支援部こども支援課・保育課・こども施設課
所在地 〒357-8501 埼玉県飯能市大字双柳1番地の1
電話 042-973-2111 (代)
ファクス 042-973-2120
メール jido@city.hanno.lg.jp
ホームページ <https://www.city.hanno.lg.jp/>

本書のイラストについては転載をご遠慮ください。
イラスト提供：イラストレーターおたまるこさん（本市在住）

☆おたまるこさんからのメッセージ☆

表紙のイラストは「こどもたちが、自分らしく成長していく様子」を表現し、
裏表紙のイラストは「こどもたちの成長を、大人や地域社会が大切に見守る様子」
を表現しました。

